大切所を打越て、黄蘗が平へ掛り、黒森山の麓、黒石の東、鬱蟲野に陣取、淺瀨石の城を攻めんとす。

竹鼻、二雙子、三島、赤坂、上十川等と合して、六郷村と改む。馬場尻の東にして、山麓に居り、十川（本郷川）の源にあたり、黒石の北東一里餘。寛知集に、高館なし、竹鼻なし、竹鼻を缺するのみ。南部八戸文書に、山邊郡二想志郷といふは、今の二雙子なり、郡中名字に二阜至と書す。

（竹鼻）（二想志）

高館

護渡　女子加伊壽御前分

一所　津輕山邊郡、二想志郷内下方

爲大光寺合戰勳功、所々拜領貞行中也、

一所　田舍郡郡上冬居郷拾分參

右所讓與加伊壽御前也、御下知并置文等者、預置于女（原注、數子母）許、自然有違目之時者、任彼證文等、可明申子細、但向後若出來男子者、改此讓、可配分之狀如件、

建武元年八月二十一日　　貞行（判）

加伊壽は、本書の包紙に信光母と題せられ、卽、南部信政（政長の長子）の妻室なり。貞行は工藤氏、田舍郡の鎌倉家人たりき。（黒石に合考）

津輕中事、爲有尋沙汰、所被下南部又次郎師行也、應催促、相催郡内輩、可致忠節、若有緩怠之儀者、宜被處罪科、且隨事體、可計沙汰之由、所被仰付師行也、殊可令存知者、依國宣執達如件、

建武二年三月二十三日　　大藏權少輔清高奉

山邊郡　政所（南部文書）

（山邊郡）

此山邊郡は、他に見えねど、東日流傳記に「波岡は六郎の外なり」と述べ、郡中名字には「與法郡山邊には、浪岡七郷、云々」と載す。田舍與法、二郡の東方をいへるならん。されど、是の定めも時々沿革しけん、田舍郡浪岡といひ、外濱までも田舍郡といはれし例證あり。

本郷（内吉）

今、中野、吉内、相内等と相合せ、五郷村と改む。高館の北にして、浪岡驛の東南一里、十川は其西を過ぐ、卽本郷川の名ある所以なり。

郡中名字「奥法郡山邊には、浪岡七郷、墓町、本江、百々郷、驗所寺」云々、又「大飛島、吉内、澤、皐淵川、百々郷、湯化」と見ゆ。寛知集には本江村、吉内村といふのみ、とも、山邊の本郷の義なりけん。

今、浪岡村といひ、鐵道、弘前九哩、青森二十哩。大釋迦、五本松、兩峽谷の口にあたり、一要衝と云ふ。正平以降、天正に至る迄二百餘年間、北畠國司の子孫之に居り、御所と稱せり、亦津輕の故跡と謂ふべし。

浪岡

浪岡御所の事歷、紛紜多し、土俗無稽の附會、最厭ふべし。昔は、行丘と書しに、堀川院の御代、白鬼水と唱へて、大洪水あり、浪の中より土の積りて岡となりたるを以て、浪岡と唱へたりとも云へり」といふの類なり。郡中名字に、「行岳郷、逢鳴（一云連曳）時浪岡と書替、御所、本名は中院源氏、北畑殿、在京の時萬里小路といふ、奥州國司顯家卿、有大臣の沒後、門伊船越御所と云、大臣領、多田、水津（一云濱）二人は譜代侍也、奥寺、廣田、二人は重代侍也、三宅、品川、浦佐、横溝、櫻庭、播磨、神、穴澤、船越、大浦、鵜取（一云呼）、松橋、本叟侍、本叟侍八人、當叟侍八人、以上十六人（中略）今、都鍛留三郡、大名は鼻和郡大浦信州、平賀郡は大光寺政行、田舍郡奥法郡沼遮（一作泥泡）保内一千貫、浪岡御所源具永卿也」云々。是れは、さすがに、天文當時の舊記だけに。頗重要の含蓄あるを覺ゆ、たゞ傍證なきを以て、多く語るを得ず。

隨纂紀程云、浪岡驛、上游有城墟、天正中、北畠顯村居之、爲大浦氏所滅、驛内岐路、右通藤崎、有安東氏城墟、左過村元坂、石塔聚立田間者二處、往年土人闢荒發掘、石毀字滅、或爲長慶帝陵、或稱北畠氏墳塋、皆臆度耳。

○明治戊寅巡廻日記云、横絶津輕坂、道甚險、抵浪岡、田野渺渺、稻花薰人、岩木山突兀西北、張翼數里、其狀如倒懸搢扇、世稱津輕富士、宛然大獄之兒孫也、但黑髮鬖鬖、未及戴白耳。○關城繹史云、大將軍源顯家、有男女子、男曰顯成、爲檢非違使別當（尊卑分脈）、或云至從二位權大納言（櫻雲記紀傳、按西園寺秘本、亦云弘和三年薨髮、稱行意、南朝補任云、元中三年薨）居津輕波岡城、世稱波岡御所、子孫因以氏焉、相傳至天正中、（波岡系圖）女適安東太郎貞季、（會津四家合考、按顯家女事見于白河文書、波岡系圖云、女適南部三郎）按波岡系圖、顯成有三子、親成、定永、定顯、親成有三子、忠具、親具、親持、忠具至權大納言、有子後具、至左中將、有子具運、具興、具成、具運、至式部卿、無子弟、具興嗣、具興至民部大輔、有二子、具永、顯忠、允永至大納言、有子具愛、具愛逃走南部、津輕記云、天正六年、津輕爲信滅波岡氏、歷名土代云、忠具康正二年從四位上、具統天文九年侍從、具永天文九年彈正大弼、十七年正五位下、二十一年從四位下左中將、具運二十一年從五位下式部少輔、系圖無具統、具運、蓋有誤。○伊達行朝勤王事歷云、北畠顯信、守親、父子が、正平八年に、田村莊、宇津峯城を出で、出羽へ奔らる、此後の消息、分明ならず、然れども、文書の存するものありて、顯信卿の如きは、正平十七年までは、奥州に居られたる確證あり、巡狩錄追加に、大物忌神社の寄進狀を載せて、正平十三年八月、從二位前内大臣源朝臣判とあり、南部文書に、顯信卿の袖判にて、正平十五年六月、南部薩摩守（信光）宛の國宣あり、同文書に、又、正月十八日、（正平十七年）、花押、（在奥州顯信卿）、南部薩摩守（信光）宛の書あり、（太平記の、正平十四年、筑後於保原戰死者中の春日中納言は、顯信にあらずと、史徵墨責二篇の考證にいへり）證述、此の如し、たゞし其在所を詳にせず、蓋、浪岡に居られて、南部氏、安東氏、之を奉じてありしなるべし、南朝公卿補任、細々要記、南方記傳、其他の諸書に、顯信卿、守親卿、共に、後には吉野へ歸らると見ゆれど、全くは信じ難き書なれば、此に記さず、大日本史の源親房の傳には「顯信子、守親、任大納言、爲陸奥國司（新葉和歌集）子、親能（尊卑分脈）、北畠系圖）其子孫、在陸奥出羽者、稱波岡氏、襲國司號（關城書裏書）」とあり、其氏族志には「中院家、又曰北畠、顯信子大納言守親、爲陸奥國司、子孫世襲其職、久而不絶、世稱波岡御所（關城書裏書、歷名土代、新葉集）」とあり、又、北畠顯家卿に、一女兒ありて、其養育を結城親朝に託せられし事、白河文書の、延元四年のものに、三四通見え、又、會津四家合考に、顯家卿の女は、津輕の安東太郎貞季に適きし由も見えたり、然れども其後を詳にせず、さて、此波岡御所の系譜には、すでに、

親房―顯家―顯成―親成

顯信、守親、親能（尊卑分脈）

顯家卿の後なりと論ずるものもあるのみならず、其興廢離合の迹、紛紜としてきはめ難き所多し、盛岡藩士長山氏の記には、顯家卿が末子、岩手郡雫石に於て、戸澤御所と稱したりと云ひ、又、大永四年、津輕に亂を起し者ありて、浪岡御所の齋顯纒自盡し、其族顯則、具氏、二人、三戸に遁れ來れるを、閉伊郡袰綿村に奉して、袰綿御所と稱せしと傳へ、又、浪岡に現在する山崎氏も、北畠氏の裔なりと云ひ、又、天正中、浪岡本宗の滅びし時、一族慶好遁れて秋田氏に客寓し、秋田氏を稱せりと云ふ、大略、浪岡氏世代は、歷名土代に見ゆるもありて、北畠の子孫の、浪岡に遺りたりしは、疑ひなし、而も其記せる所區々にして、何れを信據とすべきか、正平より天正に至るまでの世系、次序し難し。

秋田の湊安東氏は、後秋田氏と稱す、天正中、浪岡氏の亡ぶるとき、其族慶好、秋田氏に投じて賓待せられ、秋田氏の、慶長七年常陸の宍戸に移り、正保二年奥州の三春に移れるに從ひて、遂に其臣籍に入り、維新前までは、秋田氏の一門首席にて、秋田栄女を稱して、三百石を領し、其家今も三春に住して（維新後に波岡氏に改稱せり）紫に窠の紋ある幔幕を藏し、國司の時よりの傳來にて、極めて崇重したりと、土人の談に存す。

津輕古今雜記類纂、（奥羽史料）波岡城主、北畠系圖、大將軍從一位顯家の男、正二位權大納言顯成、正平二年、奥州霧山城陷る、云々、文中二年、子賢王丸（後、從三位權大納言）顯元、及び其臣僕を率ゐ、稗貫を經て、船越より行岳に來る、是は、藤崎城主安東太郎、大光寺堀越城主津輕氏の招請に因る、時人稱行岳御所、顯成は應永年九年薨、法號惠林道山、顯元は同二年薨、其子顯邦、一書忠具とす、文安五年薨、其子顯義、一書後具とす、左近衛中將、明應二年薨、號大眞院、補佐赤松華人、沼山備中、和田五郎左衛門あり、此時代屢戰爭あり、春日少將顯信の裔も落來りて同居すと、猶よく可考なり、顯義の子顯具、一書顯實とす、稱次郎左衛門、和歌を善す、其子具統、侍從四位、此代も屢戰爭あり、天文二十一年卒、法號寛了、其子具永、一書顯永、從四位下左近衛中將、永祿年中卒、二男具信、卽水木利正祖也、具永の男具運、從四位左近衛中將、永祿五年正月元日遭害卒、一書弘治二年とあるは誤也、法號悟本寂山、二男顯範、稱左衛門尉、後升瀧井の間に城築、今の館越村是也、顯村を補佐して忠勇の名あり、天正三年八月卒、女は顯村室、男顯忠、孫左近顯則、慶好、顯佐、顯行等あり、具運の子顯村、又顯宗、稱三郎兵衛尉、善和歌蹴鞠等、天正六年七月、爲大浦爲信落城自害、館野越村洞禪庵に葬る、代々菩提所京德寺、顯村舍弟二人未詳、一女あり、後に顯佐を配し、嫁を避て山崎氏と改む。

古刀銘鑑に「奥州津輕住森宗」また「波岡住森宗」と見え、大永年中の作なり、又「津輕住人森近、文明三年」の銘あり。

波岡城址

史料通信叢誌云、浪岡城は、八幡社の東六町、大豆坂街道の南にして、北に梵珠獄を負ひ、西南は開けて田園のみなれど、市街の舊址には、三日市、四日市、八日市、寺町などと唱ふる字あり、傍に浪岡川の一線を通じ、東西北の三方は二重の壕ありしが、近代皆水涸れたり、城の西隅には、加茂八幡祇園春日の四社ありしが、春日は何の時にか廢せり、城址の中に大御所と唱ふる跡あり、また、浪岡川を隔て、二町餘り、川原の御所は、南の御所とも唱へしよし、藩祖略記に、北畠氏は浪岡に據り、門地を誇り、搢紳を學ぶ、土人之を御所と稱す、津輕氏の浪岡城を襲ひしは、天正六年にて、北畠顯村は博徒の爲めに執られ、西麓の禪院に送られ、遂に自盡、云々、浪岡御所の初めを考ふる、文中二年、北畠大納言守親卿、下向しておはしゝに、吉野新帝長慶院、海路を渉らせ、歲の十一月、津輕外が濱に着御ありて、行岳城に入御在しまし、政しろし召すこと七年、天授五已未年、朝の深霧にかくれさせ給ひ、行獄が崎に葬り奉り、御緒太を齋ひ祭りて小祠を建て、天皇社と崇めぬ、かくて宜軍振はずなりゆきしも、閉伊津輕の諸軍は、御所を尊み奉り、卿の子孫は世つたはりて、天正文祿の頃まで連綿たりしが、世遷り物變り、御陵はさらなり、卿の子孫ありしことも知る人稀になり、土民等は天皇をあやまりて、牛頭天王、或は祇園社など唱へ來りし、云々。○小山内氏津輕考云、北畠國司の子孫、津輕に來りて何代相續せしにや、具永以前は舊記不詳、此永正年中の具永も、何代目の人なりしや、顯村、具運の名もみえ、大御所、川原御所とて、兩館に分る、この

川原の御所、彈正大弼と云し人、いかなる故にや、大御所へ切入、相互に討死す、大御所の子三郎殿とて、五歳なりしを、大御所の弟左衛門尉秋忠これを守立しが、程なく秋忠病死、子左近志を闘て補佐するといへども、遂に亡さるとぞ、此波岡御所の後裔、秋田家へ仕へ、今も三春藩に其家存在し、其菩提所京德寺も三春に在り、三春京德寺僧の語に曰く、

波岡氏先祖を左近と云へり、京德寺に今縁起もなく、寺記もなし、只古き靈牌に、享德大居士の號あり、これ則北畠顯家卿の戒名なり、この寺波岡にありしを、後今の地に移したり、云々、

今、弘前長勝寺の中に、京德の寺號を傳ふるものは、慶長中浪岡よりうつせし者とす。

松前舊事記云、永祿五年の夏、蠣崎四代若狭守季廣、息慶廣を使として、津輕浪岡の御所の幕下として、野田を領知す。(蠣崎家譜に、浪岡御所顯慶卿の時、稻我郡、潮潟野田を知行、云々)○浪岡御所は、下國(十三)安藤氏の離散に方り、其郡邑を擴拓したるごとし。蓋、南部氏の後援協力に由れるなるべきも、盛と稱するを得ん、永享中、東外濱は浪岡領たりし證跡あり。又、郡中名字に、田舍郡、興法郡、沼澁保(これは眞野、江流末歟)を浪岡領といふ。かくて、此浪岡の領分をば、すべて田舍郡といひ、他の花輪(大浦)、平賀(大光寺)に對立して、最廣大なりしを知るべし。

一統志云、浪岡殿は、北畠顯家公の孫具永卿より以來、御所と稱しけるに、(原注、其姓名不傳)世の盛衰挙をかへすが如くなれば、南部守行武威を振ひし頃、北畠家も其令に隨ひ、數代名家のあと、聊輕かりしにより、南部家より浪岡にも宗徒の氏族を耐て、田舍郡を守らせける、天正の初め天運循環して大浦家の鉾先、恰龍の雲を得たるが如くにして、石川落城して南部高信生害ありし後、浪岡家時を得て、舊領田舍郡自然と我手に返り入りければ、恰も中古の感に榮んとす、則重臣を以て諸方を警衛せしむ、平賀郡の押として淺瀬石口を持堅め、大釋迦を以て外濱の押とし、原子平内兵衛は原子村に住居す、吉町彌右衛門は白銀村を領し、各要害に居し、花和郡の押として、西根大浦口を相守る、其頃、御所の叔父に、彈正大弼と云者あり、同志を催し城内へ切入り御所を弑虐す、されど、浪岡普代の者、即座に大弼父子を討取、御所の弟に左衛門秋忠、兎角して騷動を靜め、御所の幼息を立て家を相續させ、己が娘を以て其妻たらしめ、息男左近秋則代て家の事を司りける、かやうの騷動によつて、諸士の心一和せず、爲信公旨聞召て、先白銀村吉町彌右衛門方へ内應の計略を施し、天正六戊寅年七月、大浦を進發して、本郷竹鼻口、赤茶口、十川口、三方より押よせける、城内には北畠左近は所用有て、外濱油川の館へ赴き、折節有合はず、即、御所を捕へ切腹させ奉る、御所最後の時に、

古郷か夢に出來し道芝の
露よりもろき我命かな

北畠家數代の佳名一時に盡きぬ。○伊達行朝勤王事歴云、津輕藩祖略記に、

天正六年秋七月、公取浪岡城、以城主三郎兵衛尉北畠顯村而還、先是、公誘浪岡博徒、刻期令亂入城中縱火、我兵乘之鼓譟、城中狼狽、莫敢抗禦者、博徒與顯村而至、乃送之西麓禪院、尋而自盡、北畠氏、陸奥國司顯信之裔、而來據此地、自誇門地、驕逸懦弱、徒學搢紳、土人稱之御所、南部氏乘其衰弱逼之、而蠶食其地、僅領浪岡近傍、至此遂亡、

右の註に、日本史の源親房の傳の顯信、守親、親能の系を引て「親能以下無所考、我諸記、作顯家之裔者、訛也」又「按歴名土代、記浪岡具遐、蓋、顯村具遐之子也」と もあり、南部世譜附錄には、二十三代安信の世、大永四年(原註、舊記多くは永正四年とするは誤れり)三代主水といふもの、亂を津輕に起し、かば、安信、其弟高信をして伐て平げしむ、初め足利氏の盛なるに當りて、北畠氏の子孫陸奥にある者、身を容るべき所なし、南部氏其舊好を思ひ、其裔天童丸(原註、家季子と云、今不詳)を津輕に請じ、浪岡御所と稱せしに、三代主水の亂に、浪岡御所顯繼自盡、正統は絶えたり、其一族顯則、具氏、三戸に遁れ來れるを、閉伊郡袰綿村に奉し、袰綿御所と稱せり。○野史云、南部安信、稱右馬允、津輕三郡嘗爲南部芻牧之地、頃間担命、安信令弟高信伐之、高信進戰、獲魁酋平之、居石川城、實天文初年也、(根元記、永慶軍記)後迨高信卒、南部信直、使弟政信爲津輕郡代、居波岡城、大浦爲信爲之相、特管三郎、信直使汗石清四郎副焉、天正十六年(根元記作十八年)四月、政信死、有女無男、或謂爲信鴆殺之、信直遣檜山劍帶南右兵衛、與爲信俱執事、爲信優而武、能撫愛士民、衆皆懷服。(永慶軍記)

諸書に、南部政信を、浪岡在城と爲し、天正十六年の比まで、津輕の國主たるやに記せるは、信け難し。北畠國司の裔孫、天正六年に亡びし者と相渉りて、此誤を致すごとし。南部系譜に、石川高信の次男政信(信直の舍弟)あれど、群書類從本には政信なし、晴政(南部二十四代)の次男某、彦次郎爲津輕城代、居浪岡之郡、早世し、と載せたり。此彦次郎は、信直室の舍兄なれば、永祿の比の人とす。即、浪岡の國司の警衛として、南部より駐守せしめし者なるべし。津輕記に、永祿十二年、波岡政信頓死の説あるに合ふ。されば、二十五代晴繼の弟、彦次郎政信が、永祿中、浪岡に駐守したることありと定むべき歟。

津輕記云、爰に大光寺左衛門は、元來波岡政信が後見したる處に、此度、大浦家を石川高信より賴まれける由を聞きて「大浦扇は他姓の人なり、殊に心中計るべからず、大浦に後見賴まるゝこそ無念なれ」と、偏執の心を起し、既に合戰に及びければ、高信出馬して、扱を入れ和睦に及ぶ、其頃藩祖の姪阿久の方とて、堤彈正が娘なるが、政信の妾となる、或る日、大光寺より送りし肴を、政信給了て、心中あしゝといふ處へ、大浦家の家老小笠原信淨拵たる酒肴をも給たれば、彌吐瀉甚しく、頓死に及ばれぬ、是永祿十二年の事とかや。

南部家寛政記錄云、天正十八年二月下旬、大浦右京爲信、逆心を企て、波岡城代政信公(信直公の弟)を毒害す、檜山劍帶、南右兵衛無勢にて、爲信に被打取、爲信本姓久慈なり、此時、秋田實季爲信へ加勢し、比内を横領す、或曰、政信公卒去、天正十六年三月。○津輕異聞錄云、弘治二年、石川高信の次男彦次郎政信、浪岡御所の後見にてありしを、爲信公小笠原伊勢(葛西氏)と申合せ毒殺す。

津輕年代記云、天正六年七月二十日、堀越勢、浪岡の御所を落し申候。○東目流傳記云、天正六寅年、爲信公二十九歳の御時、浪岡の御所、七月二十日破軍す、又云、爲信公、浪岡御所をば、細越に被仰付、其方請取、秋田へ越可申、其方にて切腹さすべき旨御意に候、但天正六年の事也。

行岳八幡宮(ナミヲカハチマン)　一統志云、行岳八幡宮は、田村將軍の建立とぞ、古縁起に「津輕荒磯郷、行岳如意山寶妙院」とあり、今退轉す、社殿のみ存す。(小山内氏云、浪岡八幡宮棟札、荒磯郷如意山寶明院」云々)○久留米小史云、金光上人は、圓光大師に親炙、淨土の蘊奥を極む、故を以て圓光金光に命じて、奥羽地方を行化せしむ、其故跡今尚東奥の間に存す、津輕郡弘前貞昌寺は、該地第一の巨刹なり、塔頭に金光の故跡あり、今尚、金光護持の佛像(西光院)

西津輕郡

今、西方沿海の地、井びに岩木川下游左岸の平野を合して、西津輕郡といひ、面積凡百十五方里、人口七萬、二十町村に分ち、鰺澤(アヂガサハ)に治む。

本篇は、中津輕郡現管の裾野村(スソノ)(大森、十腰内等)を、

製裟念珠を存す、又弘前を距る五里許、浪岡村西光院(サイクワウ)の側に、金光の墳墓あり、石碣大小八基を邱阜上に立つ、其崇敬知るべし、銘に曰「黄蓮社良華金光上人、建保五年丁丑五月二十五日示寂、享年六十三」又、陸奥栗原郡往生寺は、金光が田夫蠻牛者を教化せる地にして、宗祖圓光の等身背像を安置し香火を供す、蓋、奥羽の庶民念佛門に歸し安心立命の旨を知る者、金光布教傳道の力に係る多し。

郡中名字に「行岳郷荒磯野、淨野(アラヒヒノ)と云也」、又行岳の近地とおもはるゝ村里名、

吉内、濕化(シツケ)、鷺谷、泥澁、押切、脫袴花、勝先澤、末郷内(マツナイ)、休息(ヤスメ)、長峯、目内澤田、堺田、增光寺、行鷲山、板橋、天狗平、宿城、長沼(ナガヌマ)、野端(ノハタ)、高陣場、十川端、葦野田、圓澤、

あれど、近世其名を亡ぼせしにや、明白ならぬが多し。

女鹿澤(メガサハ)　今、女鹿澤村とひい、下十川(シモトカ)を合す、浪岡の西半里、水木に至る間とす。寛知集に女鹿澤なし。

一統志「浪岡家の時、吉町彌右衛門は、白銀に住して花和郡西根の押とす、然るに、天正六年七月、大浦爲信公より、白根に居城せし吉町方へ内應の計略を施し、本郷竹鼻口、赤茶口(女鹿澤と本郷の間)、十川口、三方より浪岡へ押寄ける」云々。白銀は女鹿澤の北にして、女鹿澤は卽十川口なり。

樽澤(タルサハ)(十川)　今、吉野田、白銀(シロガネ)と相合せて、野澤村といふ。浪岡の西北半里。寛知集、白銀なし、吉野田あり。

津輕年代記云、元龜四年二月、杉白銀吉町殿、橋普請、當年初て橋懸り申候、四月天正と改元、天正六年、浪岡の御所落申候、同十七年七月、白銀に角力あり、群集致候、稻井畑作相應。

五本松(ゴホンマツ)　今、王余魚澤と、共に浪岡村の管内なれど、其東半里、高田青森への峽路之を通ず。五本松より半里を王余魚澤(オヨナサハ)といひ、更に半里を豆が坂といふ、卽、東津輕外が濱との分水堺とす。

一統志云、天正六年七月、北畠左近秋則は、波岡沒落ときゝて、最早力なく、姉君を尋ねんと、千町田を伴ひ、津輕坂の西東、王餘魚澤の北南を行きつくし、餘りに尋ねわびければ、入内の觀音堂に通夜して、云々。○津輕年代記云、元龜三年四月、輕井澤の奥、かうべ塚鳴動、見物に行候、右首塚は、田村丸鬼神を退治し、其頭を此所に埋申候所成とぞ、然るを鳴候故、人々不思儀に存候。

(東津輕郡入内を合考せよ)

大釋迦(オヽシヤカ)(杉澤)　今、杉澤(スギサハ)、高屋敷、德才子等と相合して、大杉(オヽスギ)村と改む。浪岡の北一里半なる山驛にして、鐵道停車す。更に東に一里を項界とし、津輕坂といふ、卽東津輕郡新城(シンジヤウ)村と分堺す。

大釋迦の溪流は、南に下り、三里、浪岡驛に至り、五本松川を合せ、西に迂廻し、末は十川へ入る。○郡中名字に「奥法郡浪岡七郷、饗澤、近代餉澤、强清水(コハシミツ)、木賊(トクサ)、鵜田、杉澤、苗代澤、小野、小荒木、西梗野(ニシカウヤ)、大飛島」云々。木賊は德才子なり、寛知集には、杉澤、高屋敷を錄し、大釋迦の名なし。

西津輕郡(ニシツガル)　今、王余魚澤と、共に浪岡村の管内なれど、其東半里、高田青森への峽路之を通ず。五本松より半里を王余魚澤(オヨナサハ)といひ、更に半里を豆が坂といふ、卽、東津輕外が濱との分水堺とす。

一統志云、天正六年七月、北畠左近秋則は、波岡沒落ときゝて、最早力なく、姉君を尋ねんと、千町田を伴ひ、津輕坂の西東、王餘魚澤の北南を行きつくし、餘りに尋ねわびければ、入内の觀音堂に通夜して、云々。○津輕年代記云、元龜三年四月、輕井澤の奥、かうべ塚鳴動、見物に行候、右首塚は、田村丸鬼神を退治し、其頭を此所に埋申候所成とぞ、然るを鳴候故、人々不思儀に存候。

(東津輕郡入内を合考せよ)

大釋迦(オヽシヤカ)(杉澤)　今、杉澤(スギサハ)、高屋敷、德才子等と相合して、大杉(オヽスギ)村と改む。浪岡の北一里半なる山驛にして、鐵道停車す。更に東に一里を項界とし、津輕坂といふ、卽東津輕郡新城(シンジヤウ)村と分堺す。

大釋迦の溪流は、南に下り、三里、浪岡驛に至り、五本松川を合せ、西に迂廻し、末は十川へ入る。○郡中名字に「奥法郡浪岡七郷、饗澤、近代餉澤、强清水(コハシミツ)、木賊(トクサ)、鵜田、杉澤、苗代澤、小野、小荒木、西梗野(ニシカウヤ)、大飛島」云々。木賊は德才子なり、寛知集には、杉澤、高屋敷を錄し、大釋迦の名なし。

西津輕郡に移載す。

西津輕は、古書に西濱（ニシハマ）と汎稱し、外濱の夷部の域内とす。鎌倉幕府の世には、江流末郡（エルマ）といはれしも、此地にして、十三湊以南の七里濱は、卽江流末にして、鰺澤より西南、野代（今羽後山本郡）に至る山海を、特に西濱と呼べることし。（津輕郡有問濱合考）

（西濱）（江流末郡）

諏訪緣起に「外濱内末郡、西濱打差關」とて、二城塞の地名を掲ぐ。此西濱は、今も其名しるく、關村もあり。内末郡は詳ならず、或は、入末（イルマ）にて、十三の別稱かと疑はる。而も一本には、内末部となし、北外濱の内摩部と判定すべき歟。○東日流傳記に「惠流摩郡、南は妙堂崎、西は浮田、北は十三館限り、東は大川限也、奥法、馬、惠流摩の三郡は、内裡御領分のよし、其後、南部の領分と爲る」云々。惠流摩、また入潤に作り、下郡とも稱す。（津輕舊事記、他山遺稿）

西濱を、汎稱深浦ともいひ、西濱と合せ稱へては、兩濱と呼ばれたり。（小山氏津輕考、平山氏津輕年代記）。津輕郡中名字に據れば、西濱なば鼻和城大浦の屬とせしにも似たり、其深浦左右を、ことに下磯、或は海浦（カイホ）といふ。

（海浦）

大間越（オホマゴエ）

津輕西海道（西濱）の四戸にあたり、泊嶽（トマリ）の下なる海崖に在りて、小驛家を成す。今、岩崎村の管内なれど、其南三里、羽後山本郡八森驛を去る五里。

（菅生崎）

大間越の南一里を菅生埼（スガフ）（須後にも作る）とし、卽、國郡界とす。泊嶽は、其東に峙ち、中津輕郡目屋川の源とす。○津輕藩史に「慶長八年、遣一町田森清于久保田、賀佐竹義宣移封土于秋田、爾後修隣好、是時、以出羽白澤以北之地、易深浦以南之地、各取便云」とあるに據れば、今の岩崎村は、慶長八年以前には、秋田の分内なりしに似たり。但し、天文中の津輕郡中名字に、

吹浦（深浦）、真内、横濱、金川（一云横内、金澤）といふ、真内、横濱、金川の三村は、今の岩崎村の舊部名と疑はる。寛知集には、深浦岩崎の二村を擧げ、他の小部落を言はず、民居已に村里を成すも、輪租の熟田なかりしを以てならん。

今、岩崎村といひ、久田、正道尻、森山、松神、黑崎等、大間越に至る諸部落を合併す。艫作埼の東南なる港灣に臨み、灣頭の怪岩險崖、一奇勝に推さる。鰺澤（郡治）を去る十一里。

岩崎（イハサキ）

津輕一統志云、西濱の岩崎深浦の二所ともに、溫泉ありて、岩崎には釜内の湯と名づく。○岩崎の山中に、滿俺鑛を出す。是れ、明治二十三年の發見に係り、同二十六年十二月に、初めて採鑛を爲し、年々數百萬斤の産あり。

（浦）

艫作埼（ナス）

岩崎深浦の西方に張り出せる高崖の端にして、羽後の男鹿島以北に於て、最斗絕す。埼邊の部落、艫作、月屋、横磯等、今皆深浦の管内とす。水路志云、艫作埼は、須後埼の北々西十浬半にあたり、深浦港の西南三浬なり、埼端に、遠望小嶼の如き小丘あり、椿山といふ、須後埼及び艫作埼沖に於ては、海流は北方に向ひ、一里乃至二里の速力を以て走る、然れども、時に猛烈なる逆流を起す事あり、是多くは天候不良の前兆とす。○同書又云、久六島（キウロク）は、三座の露岩にして、艫作埼の西微南十七海里にあり、草木なく又淡水なし、其最大岩は西に位し、平低にして長六十二碼幅三十三碼、而して海面上十八呎の二瘤を有す、他の二岩は此岩の東微北約一鏈にありて、高十二呎乃至六呎とす、遠く此岩嶼を望むときは、恰も雛破せし艦船の如し、該地方の航者に聞くに、霧または濃氣等の爲め、時として、帆舟と誤認するといふ、此航路の一大險となす。

（久六島）

深浦（フカウラ）

今、深浦村といひ、廣戸、追良瀨、及び艫作の諸部を合す。西濱の大邑にして、小港泊を有し、灣内方五町、口は北に向へり、一に吹浦（アヅウラ）につくる。

（吹浦）

青森縣地理書云、東浦は、昔安東浦と稱し、津輕四港の一なり、近年此山中に滿俺鑛を採取す。○水路志云、深浦は艫作埼の北東なる小灣にして、灣口北西に面す、灣の内外暗礁多きを以て、錨地甚狹し、然れども此沿岸數十里間は、他に繫泊地なきを以て、喫水淺き船舶、若くは和船の逆風に遇ひ進行し得ざる時、其假泊所となすべし。

深浦は弘前を距る十八里、昔は安東浦、或は西浦（シンウラ）と稱せり、港口西北に面して、幅百五十間、山を後にして、港内波靜にして湖水の如し、昔は松前に航行する船、必此港に碇泊して日和待をなし、薪水等の準備を整へ、後解纜せる故、出入頗繁にして頗繁昌せり、港口右方に燈明臺ありて、白光九里の遠を照し、海岸に舊砲壘ありて、丘上に圓覺寺あり、氣候は津輕中最も暖き地なり。（津輕志留遍）

（西浦）

小山内氏津輕考云、深浦觀音は、古佛なりと傳ひ、別當修驗なり、古き額面あり、文字は彫たるものにて、金色も消え幾年を經たるものともしらず、古はこの邊なる安東の浦と申し、由舊記に見ゆ。

津輕一統志云、天正十八年、小田原陣の時、大浦爲信は、參向の爲め、八月末つかた、二千五百の着到にて、大浦を御進發、鰺ケ澤にて船揃あり、夫より深浦にて渡海の順風を待せ給ひける處、頃しも秋の半なれば、風雨甚しくて便宜なかりけるにより、數日此湊に御逗留、九月の末に至り、漸く風吹止て、數百の兵船荷船帆を東風に揚て、渡鹿沖迄至らせ給ふ處に、如法季秋の事なれば、逆風頻に吹來り、船流されて松前へ至る、其頃、松前は羽州秋田太郎の持下也ければ、陸地逗留遠慮なきにも非す迚、御船共を沖にかけ、三馬屋に御着岸有て、其年は上方進發止にけり。○津輕藩史云、慶長五年夏、瑞祥公

（爲信）、以兵赴于德川公召、而公尙慮所帥之兵寡、命尾崎喜藏多田玄蕃板垣兵部松野信安等、各率兵至上國、四人奉命、到深浦艤艦、既而玄蕃喜藏兵部等密議曰「東西勝敗不可知焉、何則上杉氏起於東、石田氏起於西、首尾相應、則德川氏必敗矣、是危急存亡之秋也、不若割據三郡以聽命於石田氏」、信安察其有異志頻促之、而三人遷延不發、信安獨發、尾崎等三人遂不發、更還堀越、殺留守將三士、閉牙城門據焉、金信則居西郭、傳檄募兵、士民多應之來衛、牙城發砲相挑、信則弱冠有才略、應機善防、有法華宗僧日建者、與尾崎有師檀之契、信則囑之、入說三人曰「東西勝敗未可知、而卿等擧動甚可怪、若翻心改圖、則庶幾乎免罪矣」、其言頗悃惻、三人由此止發砲、會德川氏鷹工三橋但馬來、三人就問上國狀、但馬具告曰「西兵敗績、三成伏罪、津輕侯攻大垣有勳勞、敢賀之」、三人相顧失色、其徒聞之往々潰散、兵部將赴石川城、信則途而斬之、會城中失火、火藥迸發、樓櫓爲墰、玄蕃焚死、信則及越後乘之攻牙城、斬喜藏、事平。○秋田沿革史大成云、戊辰（慶應四）七月初旬、庄内藩（鶴岡酒井氏）竊に津輕藩の出兵來援を促し、其帆船千石積の一隻、男鹿沖を北行したるの報あり、督府因て之を糺さんとし、直に壯兵を撰拔して津輕に赴かしむ、同月十四日、深浦港に到る、果して風帆船あり、船内を査するに、庄藩人船中に在りしも、頓に逃走、因て銃砲（ミニヘル）二百挺其他を得、船は回漕せしめ、二十一日船川港に着きたり、「鐵砲は、庄賊より津輕家へ進物に相送候所、未請取候」云云との情報、蓋信すべし。○青森阿保氏所藏の一簡、深浦口逆意云々、事跡知れず。

御音札畏入候、於深浦口、逆意之方候間、露顯仕候條、何も被致成敗、無何事候、可御心易候、將亦縫殿助殁元相はづれ、赤宇曾口より金澤へ被罷越候刻、卽被爲生害候由、承之候、左樣之趣、及披露、一段祝着之由被存候、巨細小鴨備中可申候條、不能詳候、恐々謹言。

二月十五日

（石郷岡）氏景（判）

六郷殿　御報（阿保氏舊簡）

圓覺寺（エンガク）

津輕西濱の古精舍也、藥師觀音の二堂在り。近年、寺僧、此地を以て、阿部比羅夫の古蹟、有間濱、後方羊蹄政所と爲し、其說あれど、信け難し。○深浦沿革志云、此地、舊名安東浦、次に海浦（カイホ）と稱し、後世深浦と呼ばる、圓覺寺は、眞觀中、圓覺法師（泰澄大德の弟子、淨定の實）建立、内殿は方五尺許、奇巧目を駭す、飛驒の工の作なり、本尊藥師は、朽木の如く、形像分明ならず、覆堂の棟札、

永正十五年、葛西木庭袋伊勢守頼清再建、大日本奥州、鼻和郡海浦、別當春光山圓覺寺持地院宗翁、

又、觀音堂の懸佛には「文明十九年奉納、平繼久」云々と刻識せらる、寺域に接せる岡崎山の麓、後志見山、有問濱に、地中より古土器を出す、後志見山は、今日和山と呼ばる、後志見は後方羊蹄の訛歟、有問濱は、村の東北にして、砂礫五采爛爛として錦を敷くが如し、今吾妻の濱と呼ばる、云々。

安東浦（アンドウ）

深浦の古名とぞ、阿倍安藤氏の故里なりとの說、藤崎系圖、會津四家合考に見ゆ。○會津舊事雜考云、崇神帝朝、蝦夷强大爲亂、帝令安倍河別命（帝兄大毘古命、爲安倍氏祖、河別者大毗古命之子也）爲將軍征焉、每戰無利、有安東者請曰「我是宇麻志摩治命之臣、安日之裔也、曩祖得罪於先帝、蟄于東邊、竟無赦免、冀今得赦、委命爲先鋒、河別奏請、以安東爲先鋒、大有功績、故賞授安倍姓、且賜將軍號、守防東北夷狄、是奥安倍氏之祖也、後稱安東氏者、因始安東之裔致東征鎭焉、帝賞賜奥州日下將軍之號、一條院御宇蝦夷又叛、致東之裔國東至松前、自上下兩路侵入、大鎭賊虜、捕其首數人歸、自食嘗預、彼與鹿角、或自食黑豆、彼與黑石、故爲異怖悉伏、後至今屬本邦云。○樣部の下北郡田名部の大湊も、舊名安渡浦といへり、又閉伊郡山田浦にも安渡濱の名あり。

（廣戸）

驫木（トドロキ）

今、風合瀨、金澤（カネガサハ）等と相合せて、大戸瀨村といふ。追良瀨の北一里、風合瀨埼の南半里。

驫は、字書に甫休切（ヘウ）、衆馬の走る貌をいふ、トドロキの義なし。蓋、もと驚並びに驫の字に出で、三馬に誤れるなり。トドロキは、古言涌泉をいふ。

（行合埼）

追良瀨（オヒラセ）

今、深浦村の管内なれど、其北東二里、東南の山中に發する溪流の、此に至り海に注ぐあり。○追良瀨と深浦の間に、行合埼と稱する一岩岬あり、此海上の風候、艫作崎以南には、野代ダシと稱する南東風强吹し、大戸瀨以北には、松前ヤマセと稱する北東風强吹するを常とし、行合埼風合瀨には、此兩風の交會のために、無風の狀を呈すること多しとぞ。

郡中名字に、鼻和郡下磯の村里に、驫木濱、飛浪（ヒロト）途、浪車、吹浦、云々。廣戸（ヒロト）（行合埼）は、飛浪途なるべく、浪車知れず。

風合瀨（カザベ）

今、大戸瀨村の大字にて、其海上に鳥居崎と稱する岬角あり。此邊は、地方恒吹の南東風と北風の交會して、無風の態狀を呈する所といふ。

大戸瀨（オホトセ）

もと、金澤、田澤（タサハ）の海崖の名なるが、今は村名に立つ、卽、驫、風合瀨、關、柳田等を合す。鰺澤驛の西四里、北方に海波をうけ、南嶺を飯盛といふ、崖岸江濱の風色、頗奇偉なり。

（金澤）

金澤（カネガサハ）は、赤石村の金澤に分ち、北金澤とい、小驛を爲し、關村と相並び、岬角を荒崎といふ、藩政の時砲臺たり。凡、大戸瀨の崖角より、東赤石に至るまでの海は、小灣を爲す。

（關）

今、大戸瀨村の大字とす、信州諏訪明神緣起繪詞の西

濱折曽關は此歟、一本に打差關につくる、寛知集に關村（折曽）を錄す。

（下磯）按、天文の津輕郡中名字に「西船關、下磯、風合瀬」云云。「西船關」とは、今の關なり、下磯とは、此間の汎名なるべし。オリイソと訓む歟、卽識訪緣起の折曽と符合す。さて、折曽關は、元亨の津輕亂に、安藤又太郎季長の楯籠れりと思惟せらるゝが、其地理に疑惑なき能はず、下の十三（福島城址）に合考すべし。

赤石　今、赤石村といひ、姥袋、金澤、日照田、種里、鬼袋、小森、一森等を合す。鑑澤驛の西南一里。南方、泊嶽、然嶽より降る所の溪流は、曲折七里許にして、赤石に至り海に注ぐ。姥袋以下の諸部は、皆峽中に屬す。

（然嶽）郡中名字、鼻和郡大浦のつゞきに「赤石、立里」云々、立里は種里也。○岩木火山四圍の地相は、丘陵にして、西方に然ヶ嶽の人目を惹くあるのみ、蓋流紋岩より成る、赤石川は遠く泊嶽に發し、北々東に流ること約四十粁、然ヶ嶽に至りて北に轉じ、更に第三期層を貫き、中村川と平行して流れ、赤石村に於て海に入る、長さ約三十餘粁あり、（震災豫防調査會報告）。○寛知集に、赤石、種澤、金井澤の村名を收む。

（金澤）**種里**　今、赤石村の大字にして、其南一里、金澤に接し、然川（赤石川）の峽中に屬す。○津輕志留遍云、種里城址は、弘前を去る十二里、是れ、光信公が下久慈より歸邦の時居られたる城にして、前には赤石川あり、後は高山峙ち、山の麓に高陽の地あり之を本丸とす、本丸の後の方に小さき丘あるは、則光信公の廟所なり、村中八幡の社あり。

他山遺稿云、曾拜信州公之墓、墓在種里邑西南重嶮稍平坦處、溪環山峙、古樹鬱蒼、綠陰欲滴、俯仰感慨、追思往時、先世三公、爲南部氏所魚肉、其慘虐有不忍言者、公誓欲復讎、而時尙未會、所以有擯甲瘞葬之命、其玄孫瑞祥公（爲信）能體其志、投機一舉、殲世仇掃群兇、遂得恢復舊封矣、而積威所壓、記載忌諱多失實、途使同一視戰國姦雄略地拓境之擧、加之、自藩翰譜一傳謬說、逸史野史諸書傚尤附會、或以爲南部氏支族、或以爲臣屬、至顚倒錯亂反仇視我、何其寃且妄也。

一統志に、津輕大浦氏の祖先につきて、一異說を擧げて曰く、「光信公は甲斐源氏南部の支流也、其祖父右京兆は、羽州仙北の領主として、金澤に在住、國人背き火急に城へ取懸り、防戰合期せずして、右京兆生害、從臣大曲業（高屋豐前が祖）、其幼息を抱き取り、滴石越を經て南部へ引退き、其後、件の幼息成人して、下久慈を領掌し、其子息光信公津輕へ越し給ふ」云々。此說は、高屋氏の東日流傳記に出づ。されど、金澤とは、仙北には非ずして、此津輕西濱の金澤ならん。仙北は、古來糠部（南部）よりも、津輕よりも兼治したることなし、地理歷史全く隔絕す。可足筆記には、從臣補佐の大曲某を、金澤右京亮の名跡を繼ぎたりといひ、「大浦光信は、初め、此金澤右京亮の名跡を繼ぎたりといふ、亦合考すべし。可足記に、大浦の先祖を、平泉鎭守府將軍（藤原氏）井に十三館安藤氏、大光寺曾我氏等に附會して說を立てしは、採り難しと雖、其金澤右京亮の名跡を、光信が承けしといふより以下は、大略實を得る者とす。

可足記云、秀信殿（津輕大浦諸系譜に、秀信の子秀則、其子威信とす）の後に至り、御家途に衰弱に及び候、然れば、南部より後見、金澤右京亮と申、當家を見繼候、威信殿の御子元信殿、御子光信殿の御代、金澤右京亮の姬娶られ候而、金澤の名蹟に相成、南部二三男に被準候、稱號家紋をも用得申候、津輕古代の紋形は卍字、幕紋は錫杖にて候、世人の申候通り、田村丸軍陣に用候古例により、左衛門入道殿當郡入部以後被用候由承知いたし候、光信殿には御領知詰り、津輕と不被名乘候故歟、大浦と名乘候、光信殿南部と緣類に成候に付、津輕大浦へ入部候而、種里に被居候、初、元信殿には南部下久慈と申處にて被果候、光信殿初而津輕へ被歸、花和一郡領知候故、恨深き旨承候、卽信濃守殿と申候而、爲信樣には高祖父に當り申候。○小山內氏津輕考云、舊記に「應永廿五年、安東盛季の子、敎季の時代、南部より軍勢を催し、下の國を襲ふ、このとき敎季敗軍退散す、是より南部の下知に從ふ、南部家にて二男左京を秋田の城に置、三男右京を仙北に置しが、秋田前代の侍とも一揆を起し、忽に秋田仙北ともに取返す、右京自殺、左京南部に退き、再び秋田仙北安倍家の手に入る」と見ゆ、これを以て考ふるに、このときより安部家津輕をば捨て秋田のみを保ちたる歟、寶德四年、安倍義季が狼倉の城も南部の爲にせめ落さると云ふに、合考すべし。

寬政中撰異聞錄（引古記）云、文明の末に方つて、十三左衛門信直の末裔といふ老人、大浦種里に住み、娘有て男子なし、故に下久慈より右京亮光信公を申受て、聟にす、一說聟には非ず、大曲、木崎、小山內、三上、神、八木橋、井びに舍弟（一町田壹岐守）以下、大勢附て遣さると、云々。

されば、彼れ藩史に「大光寺左衛門佐秀光、子曰秀信、秀信子曰秀則、稱左衛門尉、城于堀越而徙焉、爲南部守行所誘、幽于下久慈、憤闕絕食而死、子威信尙幼、南部氏使金澤家光監之、及長武名稍振、南部光政畏之、妻以其女、生一男曰元信、文明二年、光政托好會、來襲我不虞、元信遭害、有臣大曲和泉者、抱幼主而逃、夫人歸于南部、日夜悲泣、念幼兒而不揩、光政憂之、乃案幼主、城于下久慈使居之、我臣多往歸焉、稱信濃守、南部氏以

其族久慈景政女配之、使金澤家信監我地、實奪之也、長享二年四月、信濃守欲訴父祖寃於上國、潛發南部、南部氏伏兵戮之鬼柳、其子曰光信、卽長勝公也」とあるはうけかひがたし。さりとても、野史に「爲信父、稱久慈二郎左衛門、嘗爲久慈港主豪、累世住太田邑、初族稱久慈（漫錄、逸史）、又稱大浦、南部信直、使弟政信爲津輕郡代、居波岡城、爲信及大光寺左衛門爲之佐、兩雄迭興相鬪、左衛門脫走羽州、天正十七年、政信暴死、或謂爲信鴆之、信直使南右兵衛檜山劍帶代政信、爲信懼罪、乞援于秋田實季、十八年三月募兵於管內、圍波岡城、右兵衛劍帶棄城而走、爲信遂有津輕三郡地、城弘前居焉（根本記、永慶軍記）、信直討之不克、爲信潛往京師、倚賴近衛家、因得逢關白秀吉（逸史）以津輕爲族稱（藩翰譜備考系圖）、とあるが如き亦精しからず、多く事實を失へり。さて又、近衛家倚賴の一條につきて紛紜あり、そは下の海藏寺の條に附す。

海藏寺址　今、寺を弘前へ移さる。○一統志云、津輕大浦家の舊菩提所址は、種里村にありて、海藏寺と云ふ、明應年中の創立なり、大永年中、更に長勝寺を建て、海藏は之に屬せしむ、今井に弘前城下に在り、大浦信濃守光信公、種里に居住し、花輪郡を掌握す、大永六年に逝去、長勝寺に葬る、二祖信濃守盛信は、天文七年逝去、長子政信相續す、政信、近衛前關白龍山公尙通に親昵し猶子たり、是を以て、寬永年諸家系譜を官撰の時に、近衛殿より「政信は龍山公（後法成寺殿）猶子にして、藤氏たるべき」由、一封をつくらる、政信の長子を爲則と曰ひ、次男を守信と曰ふ、守信紀伊守と稱し、幼名甚三郎、爲則死し、守信の子武田爲信を以て嗣と爲す、永祿十年なり。（長勝寺に合考せよ）

寬永諸家圖傳に合考するに、當時、津輕家より幕府へ申達せる圖傳の太箭なる、駁くに勝へたり。近衛殿の猶子なれども、實父は知れずと明記す、卽、爲信三代祖以前は全く缺けたり。

藤原氏支流（登七）、津輕、家紋牡丹丸、

○政信

家傳に曰く、近衛殿後法成寺尙通の猶子となる、この故に藤氏と稱す、いまだ其實父つまびらかならず、天文十年五年九日に死す、法名天津善場、

- 守信
  - 永祿十一年十月九日死、法名祖岑壽宗、
  - 爲信
  - 爲則
    - 盛信
      - 爲元（金備前守）
        - 元信
          - 某（尾崎）
          - 光信（稱大浦）
            - 信建（一丁田）
        - 某（佐々木近江）
      - 則元（津島傳中）
    - 盛純（兼平）
    - 政信
      - 爲則
      - 守信（堀越紀州）

されど、其後に至り、舊記を搜索せられしとおぼしく、寬文中の東日流傳記に、南部氏の庶流光信、政信と曰ひ、頗發露する所あり。既にして、南部庶流是非の論、藩邦內に起り、延寶元祿の間に、數多の修撰藩中に成る。彼れ、十三左衛門尉秀榮の後裔と宣示する可足記、井びに古系圖は、此際に出づ。其秀榮十一世の孫、威信以下は左の如し。

- 威信
  - 元信
    - 光信（稱大浦）
      - 信建（一丁田）
    - 某（尾崎）
    - 某（佐々木近江）

帝國大學史局本、津輕古記錄抄に載せらるゝ者卽是なり、延寶可足記の附圖も之に同じ。可足記は、專十三左衛門の後胤を說けど、近衛殿の猶子、もしくは私生を曰はず。但し、「當家雷火の後、舊記無之由、尤に候、拙僧とても逐一は承知無之候、高屋豐前舊家の處より書立一件、何共分明無之由、是又尤に候、南部二三男書立は無之歟との儀、少々心得違居候と覺候」云々と申達せる圖傳の太箭なる、駁くに勝へたり。享保中の津輕一統史は、南部二三男說を排せり。而もこの大浦信濃守光信、種里在城以前の御家系は詳を缺く」と斷言して、可足記、井びに十三秀榮以下の歷代系譜を採らず。

藩翰譜に至り「世に傳ふる處、津輕は近衛殿の庶流とぞ、いつれの時にか、津輕の地に流されし人の、爰にて設けられし息男の後なりと」云々。是は、げに俗說、信を取り難きもの耳。一統志にも述ぶる如く、猶子の儀として、龍山公が爲信に其家系を附與せられし由明白なれば、政信が近衛殿の血胤にあらざるや論なし。されば、之を支流に準ぜしむは可なり、落胤を唱ふるは誤れり。蓋、政信猶子の事は、尊卑分脈、之を云はずと雖、何の時にか、（大浦西根城址合考、文祿二年歟）津輕京役の由來、又は執奏門流の故實などにつけて、近衛殿の支流に準ぜられ、且其理由として、曩祖（政信）を猶子と追定せられし者歟、往時の習俗、かゝる例もありけん。

津輕系圖事、龍山筆跡也、然者不及注子細、於政信、後法成寺爲猶子事、不可有其疑者也、

初夏二十六日（判）、信尋）

右は、寬永十八年、幕府に於て、諸家系圖を取調られたる時、林道春、津輕系圖に不審の念を懷かれ、津輕家へ尋問に及び候節、松野某を使者として、京都へ差遣、近衛殿へ伺はしめ候處、信尋公より前記の證判を下附せられたり、（外崎氏津輕家祖辯論）

さては、盛岡藩にてもてはやす杜陵古事記「大浦爲信は、久慈備前の末子にて、幼名彌四郎、永祿の項、近衛當關白、越後上杉家に食客したまひしが、其舍弟前賴と申す人は、秋田津輕の邊土まで漂流して、終に爲信が家の食客と爲り、爲信叛逆の尻押とならせ、因りて爲信も近衛家の分れと申立て、豐臣太閤より本領安堵の朱印を下し賜る」云々とあるが如き、亦誣妄に過ぎず。又、寬政改

撰諸家系圖に、近衛尚通を尚信と誤り、爲信の譜に註して、

爲信（始名久慈彌四郎）

南部記錄曰、天正中、爲信企謀叛、討津輕城代、其後上洛、而以賄賂取入近衛殿、入系圖、授家紋、云云、是故南部津輕兩家、代々不通音信、不快也、云云、

とあるも杜撰、江戸幕府の官書に似ず。而も、同時代に、津輕藩士の撰中、政信胤落の事を說きたる者あり、

異聞錄云、明應六年、近衛樓松前へ流され、當國へ御出の時、大浦盛信公の女懷妊、男子出生、信州政信公と稱し奉る、近衛樓、永正十年御歸洛、

是等の諸說、對較し來れば、紛糾も亦甚し。之よりさき、落胤說は、已に元祿中の藩翰譜に見えたれど、享保中の一統史には、猶子契約說を述べて、

政信公の時、近衛殿津輕へ遷され給ひける折、猶子の御契約ありしまし、其後、寬永中、諸系圖改めさせ給時、江府より御尋、近衛の末葉に相違なしと進達あり、

と判したれば、落胤說の信用固より立たず。而て、猶子說に至りても、尙通左遷（津輕とも蝦夷島）を云々するは、大に事實を失ふ。當時、京都亂離の世にあたれりと雖、前關白左大臣の左遷、小故には非ず。而も、舊史一も之を載せず、（明應永正の間、京紳縉素の譜牒記錄、一も之に及ばず）、則誣ふるものと謂ふべし。公卿補任は、屢々として、散位尙通の在朝を錄し、諸州下向、又は在國を註することなし。殊に、この左遷說は、

菅原爲學（近衛家々禮）記（一名拾芥）、近衛殿關白再任詔書、寢殿所希、幸今得良佐、名聲超世、官階絕倫、居藤門之棟梁、奇才惟異、固禁闕之藩屏、諫言無私、特賞功勳、再授重任、（永正十年）

其超世の名聲、特賞の功勳を亡失せしめて、重任の良佐を刑餘の倖臣に陷るゝ者、豈畏懼せざるや。かくて、弘前藩人も、近時更に構架する所ありて、左遷說を打消して、遊覽下向といひなし、近衛家々司進藤式部少輔記錄ふ處に旅館をしつらひ、長女於久をして妾たらしめ、日夜饗應を盡し奉りぬ、居らゝ事五年にして、二子を設けられけり、卽坊丸政信、於次丸爲治なり」云々。掩蔽の痕跡、愈露る。又、嘉永中に至り、津輕家系に、近衛家の跋書を加へられ、支流猶子を改變して、庶子の追認を爲されしといふ。

嘉永三年、近衛忠熙跋書、津輕家始祖政信者、實後法成寺關白尙通之庶子也、而舊來稱猶子、有其子細、寬永年中、關白信尋之消息書爲猶子、文政中予之文書亦隨先蹤而記猶子者、蓋先代爲淺位之間、憚於稱當家庶子、而相承如是耳、

追認の庶子、蓋俗說を實にせんと欲せるのみ、是れ豈考信に足らんや、淺位有憚と云ふ、亦旋疑を累ぬるに過ぎず。

爲信は、近衛嘉雲院准后稙家の子にて、母は、津輕より都一見にて上りし女房なり、永祿八年の比に、母と共に津輕へ下向、云々、（津輕英）。筒は又一新說にして、山上の山、愈異なり。

今、鰺澤町、人口五千、西濱の大邑なり。其港泊は、東四十八町、南北十五町、北方は露開し、中村川灣中に注ぐ。弘前を去る十里、西津輕の郡治なり。洞上聯燈餘に、東奥膽澤郡永德寺道愛和尙は、晚年、津輕合浦に至り、其風景を愛して、高澤寺を建て之に居り、康曆元年逝去といへり、而も今鰺澤に高澤寺あり（一統志）、卽道愛の遺基歟。○津輕年代記云、元和二年、鰺澤堀切成就につき、新町派立申候、右成立のため、地子錢御免被仰付候、寬永三年、白鳥宮建立、寬文九年、松前蝦夷亂につき、御人數七百發向、九月七日鰺澤出船、同八日松前着岸、同十二月弘前へ歸着。

津輕紀聞云、鰺澤は、領內第一の場所なり、十三は川船のより所にて、御年貢米は十三へまはし、更に百石二百石位の船につみ鰺澤へまはす、海底に岩多し、晴天には松前の山見えわたる、深浦はよき港なれど狹し、米穀の津出の便あしし、例年二萬石江戸大阪廻し、四萬俵松前送りと申す。○つがるしるべ云、鰺ヶ澤は、明治の初年まで、當國第一の港津にして、上方西國への廻米、悉く當港より輸出せり、又諸國より輸入する物品も、大方此港によれる故、春三月より七八月の頃迄は、商船出入絕ゆる事なかりしが、維新後海上交通の法一變し、青森へ濱船の通ひし以來は、衰頹の色あるを免れず、市街の後は山にして、僅に海岸に添ひ、本町、七石町の一路ありて、其兩端は稍廣く、田中町、三屋町、濱町、新町、漁師町等あり。

東日流傳記云、天正十三年、（今按十七）御船にて、越後路迄御登の御支度に候、小田原の城破軍有之由、最上吉秋殿より吉左右被仰越に付、八月末方、鰺ヶ澤御立、登加沖惡風にて、既に御大事に相見へ候、其時沼田面昌齋申上候は、御命乞に何成共御秘藏の道具海中へ打せらるべき旨申上候得者、御手前より大原實盛の太刀投出し被成候、晝夜三日の惡風に候、慶長二年辰正月、町在にて人多死、國中に米一切無之、越後米二百俵、船にて鰺ヶ澤へ着岸、同月七日に七百俵着船、町人共思々に買可申旨御觸有之、銀一匁に米七合也、越後にて御拜領の御

米一萬石、五月中旬に御國へ下着し、一人ニ付米八升づつ被下候、其年も種籾惡敷不作、然ども御國諸代の赤稻と申種籾持合、作り候者能作仕候。

中村（ナカムラ）　鰺澤の南なる峽中をいふ、南北三里にわたり、岩木山の西北麓の一洞を占む。蘆沼（アシヤチ）を經て、常盤野、百澤（中津輕郡）への捷路あり。又、登山路の間に、笹森、黑坊（クロボウ）沼の奇あり。

（黑坊沼）

震災豫防調査會報告云、黑坊沼は、岩木火山の西北側、笹森の下に、海拔約五百米突、第三紀層と褶野との境に在り、長方形、東西二百四十米突、南北二百米突、水深平均六米突、浮島あり、面積二十五米突、樹木繁茂し、風に從ひ、或は逆ひて浮遊す、溢水は一小溪に依り中村川に注ぐ、この沼は笹森の生成と同時に、第三紀層と笹森の間に、一窪地を生じ水を堪へし者なり。

舞戸（マウド）　今、舞戸村といひ、鰺澤驛の東に、中村川を隔て、海濱に居る。凡、西濱は舞戸より以北、十三湊に至る七里は、平沙一線、岸江の出入を見す、丘陵（屏風山）の低く內方に相連なるを見るのみ、鰺澤以西の曲汀險崖に似ず。

浮田（ウキタ）　今、湯船、長平（ナガタヒ）、建石等を合せ、鳴澤村（ナルサハ）といふ、鰺澤の東一里。鳴澤といふ溪流あり、岩木山の正陰にあり、登路は湯舟、長平を經て五里。富士の鳴澤ともいふべし。

（鳴澤）

さぬらくは玉の緒はかりこふらくは布自の高根の奈流佐波のごと、（萬葉駿河國歌）○藻鹽草云、富士の山の峯に大なる澤あり、其水と火相剋して、煙と水氣相和して立昇る。火もえ水湧きかへる音、常に絕えず、されば、鳴澤といふなり。

（建石）

山崎氏地誌云、建石の大平に、原人遺跡あり、岩木山の中腹にして、凡二千尺許、多數の土器石器を出す、此地は、近村より二里餘、其間一條の通路だになく、溪流を辿り丘陵を越えて行かざる可かず、不便極まれり、何故に石器時代人民が、斯かる僻地に住せしかは、又研究すべき一疑問なり。○郡中名宇、鼻和郡大浦のつゞきに、鰺ヶ澤、浮太刀、猛房（マウフサ）とあり。猛房は今知れず、舞戸か。寬知集に中村、浮田、鰺澤はあれど、森田、床舞、舞戸はなし。

森田（モリタ）　今、森田村といひ、浮田の東一里半、岩木山の北麓にあたり、大館、床舞、山田（ヤマダ）、中田等を合す。大館池は、床舞の西なり、岩木山の背面、扇要（アフギノカナメ）の溪流之に注ぐ。

（山田）

山崎氏地誌云、森田の竪穴を見るに、皆圓形（八十五箇中、二箇は楕圓にして、他は皆圓形なり）にして、其の周圍多少高くなり、土堤を築きたる如きもの多し、而もこの土堤多くは、東南若しくは東に面する部分缺け、入口を爲す者の如し、その穴の直徑、最大なる者は三十尺にして、最小なるものは十五尺たり、深さは、最深二尺六寸にして、最淺きものは五寸なり。

（大館池）

地學雜誌云、森田村大館池（オホタテ）の邊より、多數の石器時代の遺物を出すが、竪穴はこの池の西方、八重菊（ヤヘギク）と稱する所にあり、其地は極て緩なる傾斜丘陵にして、僅に小松及び芝を以て被はれ、七十九箇の竪穴散布す、地勢は、南に津輕富士を負ひ、西は遙に日本海を見渡し、風景絕佳なり、近時此竪穴五箇を發き、殊に其一箇は殆全體を堀り返せしが、地下一尺許は黑土にて、何物をも發見することなし、尙堀ること數尺にして土器を得たり、土器の下に石塊六個程ありて、夥多の燒け土、木炭、灰等を發見す、されば此石は當時の竈を構成せしもの歟、已に飲食物を容れたる土器あり、又火を燒き物を煮たる竈あり、是れ原人此中に寢食したる證據にあらずして何そや、さて此邊より發見せし遺物、其種類の點及び數量の點に於て、龜岡に劣らざるなり、第一、土器には皿の如きもの、鍋の如きもの、椀の如きもの、德利の如きものあり、就中珍奇なるは土偶なり、顏上に假面樣の者を被りしなあり、又、口の周邊に入墨、若くは唇飾樣の者を爲せしあり、眼に雪目鏡の如きものを附け、頭に一種の被り物を爲し、頭部一體に防寒具を纏ひし樣を示したる如きものあり、次に石器には、矢の根石、石斧、石棒あり、石棒には巧みなる彫刻ありて、所々に朱を塗り、青色の小石に穴を穿ちしものあり。

木造（キヅクリ）　今、木造村といひ、相野（アヒノ）、廣次（ヒロス）、玉水、蓮花田を合す。鰺澤の東四里、弘前の北六里、田野廣く開け、岩木川左邊の大邑なり。（北津輕の五所川原へ二里）

（廣次）

文政三年の秋、木造村に官舍を建させて、數年刻苦したる、新田開拓の業なれるを祝ふとて、近習側用人家老などの中に、詩歌俳句を作らせたりし時に、

刈入るゝ千町の田面おくれじとあらそふ民の秋の賑はひ、

津輕　寧親

津輕志留遍云、元和八年、藩祖信牧公、龜岡に築城の事あり、大に土木の役を起す、此時、廣次より龜岡の往來の路に、材木を埋めて築立てられし故に、木造村の名をつけらる。○新撰國誌云、木造をば、日本紀に見ゆる柵造（キヅクリ）などいふは疊東なし、是地は、古の津輕三郡の一なる田舍庄なりしに、何の頃にか、白髭水といへる洪水に村里皆沈み、田光沼も出來りぬと語りつたふ、今を以て之を見るに、いかにもさもありしにや、木造以北は、皆寬文以來の新墾なり、而も、所々の土中より、鐵具木具斷礎などを出せば、變革を經しや明なり、云々。○郡中名字に、江流末郡の相原、山田、薦槌等の村名見え。相原は今の相野にあらずや、他に相原をきかず。

（相野）

青森縣地理書云、木造以北、十三潟に至るまで七里、屏

風山の蔚林、其西を繞れり、此間田圃多けれども、往々水又は風の害を蒙ることあり。○史料通信叢誌云、廣須新田は、地勢平坦、土壤肥沃にして、毎歲産する所の米穀、拾萬石に下らず、抑此地は、東に大川ありて北流し、西方に幅一里許の砂山あり、海岸は七里長濱と稱して、大海に枕し風烈く浪高し、昔此丘陵は兀赭にして、草木生せず、實に荒漠の野に過ぎざりしが、天和二年、藩主(津輕信政)之を憂ひ、樹藝に精き者をして、接近の村民を驅役、西より北に折れ、幅一里長十里の丘に、松及び雜木を種殖し、森林を作らしむ、一は以て海岸の潮風飛砂を防ぎ、一は以て岩城山の嵐に備ふ、因て名けて屏風山と云ふ、其沙山の樹木繁茂するに從ひ、漸次戸口を增加し、墾田に從事するもの多く、天和より寶永に至るまで二十年間、開墾する所の田畑八千三百餘町、元文に及び、始めて此地を打量し、平年收獲の幾分を以て貢租を賦す、之を元文の竿入と云ふ、天和より元文まで、遠きは五十餘年間、近きは二十餘年間、全く毫厘の賦稅なく、元文の竿入と雖、頗薄賦なりし、天明六年の飢饉は、津輕最甚く、住民爭ひて屏風山の樹木を伐採し、之を販賣して幾に流離の苦を免れたり、而も其後害を田園に被ふし、已に再荒蕪に屬せんとせしを、藩廳早く方法を設け、屏風山に樹殖せしむ、寛政より天保三年に至る、四十年間、更に開く所田一千町、嘉永六年又四百町を開く、是に於て開墾の事業全く卒り、新舊耕地を合せて殆壹萬町、是を以て觀れば、屏風山森林の繁茂すると同時に、田園を開き聚落を爲し、遂に能く今日の富庶を致したるものなり。○木造實相寺に、天明天保兩度の飢饉の年の死亡者の叢塚あり。

廣須新田

廻堰(妙堂崎)　今、砂堂崎、木筒、野木等と相合せ、水元村と改む。木造の南にして、岩木山の麓に接す。廻堰池あり、方十餘町、褶野の溪流之に滙合す。

岩木火山の北方にある廻堰池、猫淵池、山田池、大館池、浮田池等は、第四紀古層の臺地と、新層の低地との間に在りて、一部人工を加へて堤防を作り、此處に水を淀溜せしめたるものなり、夏期用水盛なる時は、屢干涸することあり。○郡中名字に、鼻和郡「鬼澤、野端、馬山、廻闕、俵升、遠寺内」云々、野端は今の野木にて、遠寺内は十腰内なり。

野木

今、中津輕郡管にして、褶野村と改め、鬼澤、十面澤、十腰内等を會す。廻堰の南にして、岩木山の東北麓なり。弘前、高杉より、之を經由して、浮田、鰺澤に至る捷路あり。

十腰内

山崎氏地誌云、石器時代の遺物は、岩木山の北麓、十腰内、約千五百尺の所より發掘せらる、其の區域の廣き、其の遺物の夥多なる、其製作の比較的精巧なる、亀岡に劣らざるなり。○小山内氏津輕考云、昔は岩木山に三个寺あり、一は光明院百澤寺、一は觀音院西法寺、一は景光院永平寺と云しよし舊記に出づ、今は百澤寺のみ殘りて、兩寺の舊蹟不可知、西法寺は北の方、永平寺は南の方、百澤寺は中央にて、今の十腰内の親音は西法寺の古佛なり。○寛知集に、木造、廣須、廻館、大森等の村名なく、僅に十面澤、十腰内あるのみ。

十面澤

大森　今、大森、貝澤等に合せ、褶野村といふ。此より岩木山(岩鬼山)への登路あり、溪流を赤倉といふ。赤倉爆裂火口趾は、本火山外輪の東北側、頂上に近くあり、馬蹄形をなし、深さ百米突以上に及び、幅約五十米突に達す、赤倉澤此所に發源し、深谷を形成し、火口内部の構造を知るに便なり。

鬼澤

赤倉

桑野木田　今、柏村と改め、古川、鷲坂を合す。木造の東にして、岩木川の西岸の田野を占む。津輕信政傳云、萬治の比まで、桑野木田村より下は、蘆萱茂れる荒野にして、十三潟迄は大濕地にてありし、寛文中、新田開發の館、近國、南部、秋田、仙臺は勿論、關東、北國邊迄聞傳へ、次第に參集、分量に應じ、田畑を開き、村毎に其子孫繁昌致したり。

古川　今、柏村の大字にて、岩木川の沿岸に居れり。津輕信政傳云、廣須の内、古川、相野、床前、并に五所川原、前々より小知行派立御座候へ共、用水無之、段々田方拾り申候を、寛文中、御藏派立に取立、過分なる用水溝、水貫、土手普請迄出來、村々派立申候。

川除　今、川除村といひ、小曲、蘆沼、蓮川等を合す。木造の東北一里、謂ふ所の木造新田の地に屬す。

柴田　今、柴田村といひ、福原を合す、木造の西北一里にして、新墾の田野廣し。山田川此をつらぬきて、北に流れ去る。

越水　今、吹原、丸山等を合す、浮田森田の北にて、直に海濱沙丘の内方に居る、鰺澤二里、木造二里半。

田光沼　屏風山の内方の藷澤、東西十町、南北二里、岩木山東北の溪流數條之に滙す、(岩木川は、沼地の東更に一里餘を隔つ。而も北に潰決し、二里餘の一溝を通して、十三潟に注ぐ、一に逢飛につくる。田光沼の四周は、皆低野にして、近世の開墾なり、謂ふ所の廣須木造新田之に外ならず。今、沼の西を館岡村、東を稻垣村、南を出精村、北を車力村とす。○新撰國誌云、田光沼は、東西三十町、南北一里、水深平均三尺餘、山田川を初め、大小の放(溝渠)これに注ぐ、其衆派の歸入する所を、上銚子口といひ、又下銚子口あり、北に一川となりて、十三潟に赴くものをいふ、(下銚子も又山田川と呼ばれ、長二里)此沼に魚なし、只細小の蜆あるのみ。○新撰國誌云、寛文六年八月、起役夫十萬人、穿通田光沼、注岩木川、又起役夫數萬人、穿岩木川及五郎袋等、其他屢起大役、皆爲新墾田也。

林　今、土瀧、兼館、善積、出野里等と相合せて、出精村と改む。田光沼の東南にして、木造の北二里半なる新田なり。

出野里　林の東に離れ、岩木川の左岸に屬し、川除村の北に連なれり。土瀧にて、往年、土中より甲冑、刀劍、輿車の如きものをほり出せりと、北津輕郡地變の說の條に合考せよ。

土瀧

沼崎　今、沼館、千年、豐川、穗積、繁田等を合せ、稻垣村と改む。田光沼の東北、岩木川左岸の低平なり、木造村の北凡四里。

館岡　今、館岡村といひ、菰槌、大湯、亀岡、筒木坂、平瀧等を合す。田光沼の西、沙丘に倚れる村里なり、木造の北凡四里。菰槌は、館岡の南一里、林村に接し、田光沼の南にあたる。

菰槌　菰槌は、下郡の古村なり、郡中名字に、薦槌、十符菅薦の舊跡たる由を註したり、是は、薦といふ地名につきての附會ならん。○郡中名字に、興法郡馬郡と、下郡(江流末)の村里名相錯亂せる所あり。興法郡の末段、原子以下の五村は、全く馬郡にて「馬郡には相原、山田、薦槌」云々は、下の「江流末郡十三湊」の行へつづくべし。寛知集に、十腰内、浮田の北に、唯一の十三村をいふのみ、廣須、薦槌の諸新村、之を錄せざるや固矣。

大湯

津輕志留邇云、元和八年、藩祖信牧公、領内巡見として、十三港へ往かれし時、亀岡を見立られ、築城に着手せしめらる、田光の沼添に大堤を築き、水を入廻し、西の方、城地と町屋敷との間、堀の廣さ四十間許、道路の幅十間許、大湯町、奉行大湯彦右間門の開拓せるを以て名付けしと云へり、土功全く成らざるに、幕府より一國一城の法令出るを以て、築城を停止せらる。

亀岡　今、館岡村の大字にして、其北に接し、近年、土器を其丘下の田中より出すを以て、殊に世に著はる。

瓶岡　藩史云、元和八年、公巡視封内、至十三港、相瓶岡地築城、曇堅市宅經營略成、會幕府有一國限一城之令、土功中止。○一統志云、大守信牧、元和八年、十三巡見の節、亀岡の地を相せらる(一名近江澤と曰ふ)、即築城の繩張あり、田光沼に堤を起し、邸宅の地を定めらる、已にし幕府令あり、築城を聽さすと、功果さすして已む。

平瀧沼と、亀岡溜の間八百間、一溝を通し、之を呼越堀といひ、此水を以て東方の新田に灌ぐ、即亀岡村の派立なり、文化中の事とす、(新撰國誌)。○人類學雜誌云、奥羽に石世期の遺跡多し、而も其古器を出すの最は、津輕亀岡を推さゞる能はず、亀岡發堀の始めは、之を詳にせずと雖、文化六年の隨意錄に曰く、

有一門人、歸奥州津輕、語曰、津輕海邊有地名發陵、(加米能於加)其陵自古多發甕、其徑或六七寸、或八九寸、且其陵土多爲石、發甕附著焉、土人鑿得之者往々在焉、云々(下略)。

されば、文化の頃より已に有名なりしを知るべし、岡は東に田光沼を隔て、岩木河畔の沖積層に臨み、西は洪積層の丘陵を以て大海に隔つ、其遺物を出す所は、亀子山と稱し、丘陵の斜面の地の直下、低濕なる田地なり、而して殊に注意すべきは、丘陵の之に沿ふ低濕地の如きも、其西北に向ふ所は、全く遺物を出す事なく、其西北に向ふ所のみ、遺物を出すこと是なり、而して又、其石器時代の遺跡中、更に之を分類すれば、此地は堅穴にもあらず、貝塚にもあらず、所謂遺物包含層なり、又、金屬器使用の疑を起さしむる痕跡、及び遺物現出の有樣、大にその趣を一般既知のものと異にす、此遺物埋沒の原因を推すに、その包含土層の一部、及び其下層は、泥炭層なるを以て、石器時代の當時は、既に沼泥の地なるを知るべく、蓋、此時に當て、大地震日本海中に起り、怒濤は十三潟の海口を通して、此沼澤に侵入し來り、高く亀岡の臺地に達し、此に土器を製造し、石器を磨き、或は悠々珠玉を造り居りし人民を襲擊し、其勢急劇にして猛烈、人民之を避くる遑あらず、無殘なる浪は、石器、土器、其他凡ての者を、其地盤の一部と共に洗ひ去り、之を低地に落せしものと考へらる。○太陽雜誌云、亀岡南北七里の沙丘は、同一地形なれど、田小屋野を除く外、別に此間に遺物を出す所あるを聞かず、想ふに其實は必無きにあらざるべきも、遺跡發見の目的を以て踏査するもの無きに由るなるべし、今亀岡遺物埋沒の狀を通考するに、上部一尺許の處は黑色の泥土にして、次に黃色の泥炭層あり、方言、サルケと稱し、之を乾して薪炭に代用せしむ、其厚さ一尺五寸乃至二尺許なり、次に灰色の砂質泥土層、厚さは八寸許、次に紫褐色泥炭層、厚さ三尺許、遺物層は、此砂質泥土層の下部と、紫褐色泥炭層中なり、次に黑色泥土層あり、此層に至れば全く遺物を出さず、遺物はかくも第三層と第五層の間より出れば、石器人民が住居せし時代は、第五層漸く成りし時にして、第四層より以上は、其後に成生せし者の如し、而して又、石器時代人民生存以後、當地が如何に變遷したるや、其泥土の層あるは、以て其水底たりしことを知るに足るべく、其砂質粘土の層あるは、以て多少の水其上を流れたるを知るに足るべく、泥炭の層あるは、以て其の沼澤たりしを證するに足るべし、從來、我日本にては、泥炭層中より、石器時代の遺物を出すこと、曾て見聞したることなく、其之あるは、實に亀岡を以て唯一となす。

屏風山　西津輕郡浮田より、十三湊に至る沙丘の汎名なり、南北凡七里。内方には、越水、館岡、車力の數村ありて、直に丘に倚る。

産業事蹟云、西津輕郡木造廣須兩郷の新田は、地勢平坦、

土壤肥沃、近代所産の米、毎年十萬石、其西方海岸は南北七里、風烈く波高し、昔、此丘陵兀赭にして草木生せず、西風砂を卷き耕耘に堪へざりしが、天和二年、津輕藩主信政近里の住民を驅り、松及び雜木を植栽し、森林を造らしめ、一は以て海岸の潮風飛砂を防ぎ、一は以て岩城山の山飄に備へ、名けて脛風山と云ふ、此山の樹木繁茂するに從ひ、漸次戸口を增し、新田開墾に從事する者愈多く、天和より寶永に至る二十年、開墾せし所の田畑八千三百餘町、天明六年飢饉、津輕最も甚し、住民屏風山の樹木を伐り、僅に流離の苦を免れしも、其害田園に及び、再び荒蕪に屬せんとせしが、藩廳早く方法を設け、森林を繁殖せしめ、更に開墾する一千町、新舊耕地を合せて一萬町歩に達したり、現時の村數六十六、戸數四千八百餘、人口三萬餘、斯の如く富庶を致したるは、一に屏風山森林の繁殖に由るものにして、其樹藝の功實に偉なりと云ふべし。

車力（シヤリキ）　今、車力村といひ、牛潟（ウシ、トヤマ）、富泊を合す、館岡の北二里、田光川の西、沙丘の東に居り、十三村の南一里半。

車力の東は、田光川、岩木川の流派ありて、低野二里餘にわたり、北津輕郡中里、尾別を、袴腰山の下に望む。其北は渺々たる十三潟の碧瀾にて、諸郡百水の朝宗する所とす。

豐富（トヨトミ）　今、車力村の大字とす。○藩史云、嘉永五年、新墾十三湖南地、初曰千貫崎、其地濕潴生蘆葦、此役穿溝七里餘、役夫十五萬八千五百餘、馬五百八十四、其費百三十一貫四百目、雜費不可勝計、從今年六月、至安政三年而成、其田二百町餘、其收米一萬苞、新成一村、名豐富、其他賴新溝餘潤、墾田增戸亦多、乃以其租穀換金、納之內庫、後戊辰之役、購求大小銃砲及彈藥、其費巨萬、皆資於此云。

十三（ジフサン）　今、十三村といひ、西濱の名邑なり。屏風山沙丘の北盡頭にして、內灣と外洋を東西に控す。即、十三湊（ジフサンミナト）の稱あり、（古は十三をトサとよめりともいふ）、弘前を去る十五里。

十三、その名義を知らず、俗說「津輕大小の河水、凡十有三派の水、此地に落合て大湖と爲る、而も各河川固有の水色を失はず、その異景、三王坊といふ人の書きたる十三往來に詳なり」（一統志）などいふ。

湖海の通路の南側、村落の西に、小彎入ありて、之を港泊と爲す。五百石以下の小船は之に入り、木材米穀を載せ去るといふ。されど、强風には、湖口浜高く、往々沙堆を造りて港を閉塞することあり、前潟（マヘガタ）と名つく。

明和元年二月二十八日、十三湖水自興海通（藩史）、云云。これは、如何なる義にや、前潟の事にや、又、東の大潟の事にや、疑ふべし。

新撰陸奥國誌云、十三村、西に大海と前潟あり、（前潟は沙洲中の小沼なり）、北は港口に限り、東は大潟に臨む、地境狹く、稻田なし、又漁網の利なし、僅に行旅舟船の來集をまちて、市店を開き街買す、昔は、津輕大浦氏の祖秀榮、此に都邑せりといふも、所謂白髭水に沈沒せりとて、遺蹟定かならず、又「興國元年八月、颶風起り、糠部津輕の地漂沒して、死亡十萬人、此時十三城も破壞す、城主十三左衞門尉秀光、大光寺へ移る、弟芝蕃頭祐高、式部少輔秀輔は、中別所へ移る、之を津輕の兩管領といふ、云々、今、村中に神明社、湊迎寺、願龍寺等あれど、舊事を傳へず、前潟は二あり、各南北七八百間、東西百間乃至五十間、水深一丈二尺を超えず、池南の沙丘に廢廟址あり、故に明神沼ともいふ、先年、此廟址より御正體百餘枚を發見したり、（懸佛ともいふもの）、徑一尺乃至一尺三寸、佛像を鑄たる者なりと。○十三の漂蕩を經しといふは、其事實を詳にせずと雖、此湖海の間の

（前潟）

（十三湊）

說を輯め、ほゞ安藤氏の始末を揭ぐるも、前後貫通せざる所あり、追補にまつ。

古人のいへる十三とは、十三潟の北岸、相內、今泉へもわたり、其城館は、今泉に在りしと判知せらる。一統志云、十三湊郡は三に分る、興法郡二千餘町、馬郡三百町、江流末郡五百町なり、此は京役にて、王領也、他の三郡（平賀、鼻和、田舍）は鎌倉役にて、關東知行なりしとぞ。

十三湊は、津輕の舊邑、蓋古の蝦夷酋長爾散南（ニサナム）公の占據の地歟、十三は爾散南の訛に似たり。中世に至り、安藤氏之に居り、十三湊郡の私稱あり。是れ恐らくは、平安朝の俘囚存恤の故例に因れるものにして、鎌倉幕府が、安藤氏を以て蝦夷管領に任せしも、酋長其舊に仍れるにすぎじ。彼れ、文治五年、平泉征伐の後に至りても、奥羽は殊に意を用ゐ、

「出羽陸奥者、依爲夷之地、度々の新制にも除訖、偏守故風、更無新儀」（東鑑）

新制を布かずして止めり。されば、津輕の京役といふも、已に鎌府以前の世に始れり、安藤氏の管領亦其久しきを想ふべし。而て、津輕の內三郡の鎌倉役となれるを考れば、初め、津輕は內外を分たず、共に安藤氏に委任せられしが、文治六年、大河兼任の亂に、宇佐美大見の諸將津輕に戰死す。此に於て、內三郡を割きて鎌倉家人を配置し、安藤氏は其北偏をのみ治め、十三湊郡の名も起りけん。謂ふ所の、藤崎を避りて十三に移れるは、鎌倉武士の入部と相待しや必せり。郡中名字に「昔、日下將軍（ヒノシタ）安倍大納言盛季、下國殿とて、知行の時は、津輕六郡に四百八十人の侍、七千騎と傳ふ」云々とあるも、文治以前の俘囚長の事ならずや。

飯田氏野史、援引會津四家合考云、神武天皇入大和國、安日長髓彥拒之膽駒山、長髓彥伏誅、兄安日被放竄東北、居津輕外濱安東浦、子孫相繼、崇神天皇遣安部河別命伐蝦夷、而不克、安日遠竄安東請曰、我祖被誅放逐、永爲東陲之流民、如得蒙紋命、棄射伐蝦夷、以償却祖先之罪、乃奏、詔可、遂伐大克、賜姓始稱安倍、又云、安日稱安倍也、應神天皇朝、蝦夷又亂、安東後致東者伐平之、賞賜日下將軍、一條天皇朝、蝦夷又亂、致東後裔國東（或作國東）、率兵涉夷地、分上下二道而攻擊、擄魁酋三四人而歸、國東子顯長、子賴長、稱安東太郎、爲奥羽二州押領使、賴長有多子、二男厨川二郎貞任、源頼義征伐滅之、貞任有二男一女、嫡子千代壽與父亡、女子適賴義子義家、二男萬千代、生廛三歲、乳母懷之、偕逃津輕藤碕、是號高星、其子堯恒、住藤碕、世以安東太郎爲通字云。

さて、此蝦夷管領の安藤の家系は、さきに藤崎系圖を載せたり、此には安藤系圖を收めて、比較に供へん。二書全く其事實を異にす、奇怪の至なり。其貞任の遺子に出づといふは契合すれども、高星、則任、相同じからず。

則任――白鳥太郎、實厨河次郎貞任子也、藤原清平之子、惟平養之也、

和任

季任――安藤太郎、本姓安倍氏、養父藤原、合二氏、號安藤、出羽奥州之安藤先祖也、

季俊――安藤小太郎、賴朝奥州合戰之時、屬幕下、

季信

季村

安藤次、津輕守護人　安藤七郎

季長――又太郎、嘉曆二年六月、郎等季兼起謀叛、自鎌倉爲討手小田常陸介發向、及合戰、季長并季兼以下悉被誅、

季綱

安藤次郎、出羽國秋田住人、

季道（秋田安藤次郎、始宮方、後屬尊氏）

此系圖は、專秋田安藤氏の由來を示さんと欲せる者なれど、不備の點多し。秋田の檜山、土崎（湊）井びに藤崎に合考すべし。季長兵亂の事跡は二三の憑依すべき記錄あり。されど、十三の地名に言及する者なく、季長の黨は西濱折曾關といふに據りたりといへり。

安藤又太郎季長、郎從季兼以下、與力惡黨誅伐事、不日相催一族、差遣子息尾張權守於津輕戰場、可被抽軍忠之狀、依仰執達、如件、

嘉曆二年六月十四日　　相模守　修理大夫

小田常陸入道殿（諸家文書纂）

（南部文書、建武元年十二月、大光寺合戰の時、安藤又太郎は、外濱秋田の一族と共に、官軍の大將として忠功をあらはしたる由、所見あり、諸書謂ふ所の貞季にして、季長の子ならん）

諏訪大明神繪詞云、元亨正中の頃より、嘉曆年中に至るまで、東夷蜂起して、奥州騷亂する事ありき、蝦夷が千島と云るは、我國の東北に當て、大海の中央にあり（中略）、根本は、酋長もなかりしを、武家其濫吹を鎭護せんために、安藤太と云者を蝦夷管領とす、其子孫に、五郎三郎季久、又太郎季長と云は、從父兄弟なり、嫡庶相論の事ありて、合戰數年に及間、兩人を關東に召て、理非を裁決之處、彼等が留守の士卒數千、夷賊を催集之、外濱內未郡、西濱折曾關、城塚を構て相爭ふ、兩の城、嗔嵎によりて洪河を隔て、雌雄互に決しがたし、因茲、武將大軍を遣して征伐すといへと

斥鹵沙丘に形勢を觀るに、傳說欺く所なからん。時々の變遷は、洪溢と流沙に因りしや必せり。十三往來と稱する遺詞は、妙見堂三王坊の作と傳へ、往時の風土を述べたり。蓋、安東氏城邑の時の詞にして、げに室町府時代の文藻に屬す。

津輕十三の湊（中略）西は滄海漫々として、夷船京船群集して、艫先を並べ軸を調へ、湊に市を成す、又、濱の大明神の社堂、神殿の床は十四丈に戲り、遠く鳥居を立て、其間に切石を疊み、瑠璃の屏に異ならず、東土世界の教主、醫王善譽、十二大願の綱を法界の海に張り、無緣の群類を救んが爲め、海邊に跡を垂れ給ふ事、寔に悲願賴數靈社也、北は深山堂塔を連ね、圓宗の修學禪林寺、過現未堂三千佛、光明赫々として、靈山淨土とも覺ゆらん、亦、龍興寺の鉢爲く、後に青山峨々として、前には瀧の水漲り落て、座禪の睡を驚かす、阿吽寺の鐘の聲、是亦殊勝の景物也、新町は棟を並べ軒を飾り、敷千萬家を造り、商人賣買心に任せて、民の烟は稔り、相內の河水清うして遙に惠瑠璃明神の社堂を拜し奉れば、前に海邊を望み、岩窟峯に峙つ、此に熊野の權現跡を垂れたまふ事年久し。

此文中、今、其跡を探るべきは、濱明神（ハマノミヤウジン）社のみにて、藥師堂、禪林寺、龍興寺、阿吽寺、井びに新町といふも、所在知れず、（惠瑠璃神社は別項に見ゆ、即十三潟の北岸なり）湖北の今泉、相內に合考すべし。（可足記に、禪林を檀林（シモツホリ）につくり、源義經此に寓すといふ）

下國（シモクニ）　又、下郡（シモツホリ）といひ、もと津輕の別號にして、秋田を上國（カミノクニ）といへるに對す。されど、秋田安藤氏（檜山）が、上國の號を專にせるが如く、津輕安藤氏を、特に下國、下郡といへり。即、地名として廣狹不定なるに止らず、之を家號（ジフサン）にも轉用せられたり。何の頃よりか、津輕安藤氏十三湊（ミナト）に居り、即、十三湊郡の稱あり。今、遺聞を拾ひ、零

（濱）（社神明）

（十三湊郡）（下郡）

も、凶徒彌盛にして、討手宇都宮の家人、紀清兩黨の輩、多以命を墮、漸深雪の頃に及び、真任追討の昔のごとく、年序をや果んと、衆人怖畏をいたす所に、季長が從人、忽に城廓を破却して、甲をぬぎ弓の弦をはづして、官軍の陣に降す、三軍萬歳を稱して、則關東に歸りける。

此に、内末郡とあるは、入末にて、即十三（入潤ともいふと）にやとも疑はるれど、一本、内末郡に作り、北外濱に内摩部（ウチマベ）村あり。且、西濱に關村の名を遺せば、嫡流季長は、折曾關（フリソセキ）に楯籠りしと判斷せらる、其地十三と相連なる。庶流季久の子息と思はる～五郎二郎家季は、南諸文書建武元年のものに見え、「外濱押領の志候歟」と疑はれしに合考すれば、庶流は、建武以後、足利方と爲り、十三及び南部氏と爭ひしと知るべし。

今十三村の北東二里、今泉（北津輕郡）に、十三城址、及び惠瑠磨神社あり。

下國の家系、異傳錯出して定むる所なし。文治中の酋長は、一書真季といひ、一書季俊といひ、其子藤次季信を以て、北條義時推任の蝦夷管領に擬せらる。而も保暦間記、地藏靈驗記、共に藤五といひ、諏訪緣起には藤太と爲す、いづれか正しき。男鹿島赤神緣起には、建長年中、安倍盛季あり、津輕郡中名字に、下國殿盛季といふはこれか。又、中祖真季といふものあり、南北朝の頃にあたり、季長（俗傳に蟇勢といふにあたる）の子なるべし。真季の後に又盛季あり、祖孫同名の人多し。後の盛季は、南部守行、同義政の世にあたる、季長より四五世の裔孫なり。嘉吉年中、下國盛季は、南部義政に破られて渡海す。

野史云、今按會津四家合考、安部高星子、蟇恒之後、安東太郎真季、當後鳥羽天皇建久中、高麗國獻鷲羽、真季以有武名故、時召而載鷲羽二枚於檜扇賜之、因更獅子牡丹、以檜扇鷲羽爲記號云、花園天皇正和中、相模入道高時、募兵伐楠正成、真季後蟇勢、應其募、蟇勢子真季、配國司顯家女、屬官軍、真季嫡子盛季、嫡子盛季、八世舜季、舜季子愛季、移住出羽、先之真季二男、安藤二郎鹿季、伐出羽秋田移住、其後九世而絶、愛季併領之、按一本秋田家譜、愛季爲下國安東太郎舜季子、繼上國云、又、真季二子、長曰盛季稱下國、次曰鹿季（盛季子康季、康季子義季、義季子政季、忠季子忠季、忠季子尋季、尋季子舜季、舜季子愛季、世稱安東太郎）、鹿季伐秋田湊爲城主、稱湊二郎（鹿季子成季、成季子惟季、惟季子昭季、昭季子宗季、宗季子宣季、宣季子定季、定季子友季、友季無嗣、下國愛季繼之）、四家合考所謂湊併下國者、有差錯、如下國併者也。○按、安東の衰ふるや、下國氏、上國檜山館へ倚り、其一跡を混し、後更に湊家を併す。

而も、盛季猶空名を擁して之を子孫に傳へ、子康季は津輕に客死す、後數世、渡島を保ち、秋田繁衍の族人と共に、津輕を爭ふ。永正年中、渡島は皆蠣崎義廣に略取せらる、下國の子孫離散、或は秋田の檜山、湊に在り。此に於て、從前の上國（檜山）下國、湊、渡島の諸流、皆上國の地に退保し、嫡庶流派の混淆尋繹し難し。其渡海せるものも、初め、上國下國、族黨を分ち樹立する所ありしが、於て、亦破らる。伴氏蝦夷考に、此渡島上國下國の始末を述べて曰く、

蠣崎松前家譜の趣は、昔、津輕に安日長髓彦（アビ）の裔なりといひ傳へたる安日の氏人ありて、世々其地の十三湊に住て、其わたりを領き居て、蝦夷を併せ知りたりけるが、安倍盛季、安東太郎といふ時に、嘉吉三年、南部義政に襲破られて、其地を棄て蝦夷島に遁れ渡り、其島を治め領り、其部内を上國下國と分ち、まつりごちて世を終けるよし見えたり、この阿倍氏は、はしめ安日といへりといへど、阿倍を阿日と唱訛り來れるを、後にその本稱に改たるなるべし、但し、阿倍安部の字の差などは論ふべきにあらず、三春秋田系譜にも、長髓彦の後にて、先祖は攝津國安部野生駒に住り、年代久遠にして詳ならずと、藩翰譜にしるされたり、さて、その盛季の後の事は、松前家譜をとりてすべて考ふるに、盛季の從孫政季（字生駒安東太郎）、若狹の武田信廣等を率て渡り、盛季に繼て其島を領き居り、政季死りて後は、一族茉等の子孫下國を治め、また信廣の子孫（家號蠣崎）上國を治め、二門に分れて其地を領りて世を歴けり、又、前に盛季の弟に鹿季と云が、内地に留りて、安藤の嫡家を再興し、（外濱より發りて、出羽の秋田湊を討從へ、みづから秋田城介と名のれる由、藩翰譜に見ゆ）子孫出羽の秋田に住て、檜山屋形と呼で在けるを、なほ蝦夷の島主と崇めて、（松前家譜に「天文十九年六月屋形舜季公爲巡見來給、此謂東公渡島」と見えたり、東公は安東公を崇めたる由の稱ときこえたり）、其おきてを奉てありけるに、後にその安倍の族の家は衰、蠣崎の家は榮えて、上國下國を併せ領り、出羽陸奥のあたりは、ことに甚しく亂にみだれて、いはゆる檜山屋形も衰へゆきて、其在狀もいたく革りけり。

這般の事、また松前舊事記に詳なり、曰く、「嘉吉三年十二月十日、下國安東太盛季公、南部大膳大夫義政に討負、小泊より當國へ逃渡、云々、文安元年、盛季死去、同三年、下國盛季の子安東太康季、津輕を攻め陣中に於て病死、寶德中、安東太定季渡海、相原周防守政胤、河野加賀守政通一同なり、明應五年、松前の守護、下國山城守恒季殺害せらる、是れ定季の子也、行跡甚荒きに依る、相原村上松前を守護す、永正十年、大館合戰、守護人相原彦三郎季胤、村上三河守政義自害、同十一年三月、蠣

崎氏部太夫義廣、百八十四艘にて、天之川より松前（大館）へ引移る、云々」。大館は即下國にして、後の松前福山の地なり。天之川を上國といひ、後の江差の近地とす。津輕安藤氏の拓邦は下國なり、糠部の蠣崎氏武田氏等の前後して投寄したるは、皆上國（天川）なり。武田（蠣崎）義廣、上國下國を混同し、松前の號起る。

上國氏の渡海、其初めを知らず、松前家譜によれば、盛季の從孫政季は、即上國の館主なり。寶德三年、武田信廣天川に至り、政季の女を娶り、蠣崎氏の名跡を承く、其孫を義廣とす。蓋、盛季以後、上國下國の兩流の繼嗣綜錯は、今辨識し難し。

爾散南（ニサナム）　十三の古名なるべし、延暦弘仁年間の俘囚の魁帥に、此號を負へるもの多し。

類聚國史、延暦十一年六月勅、今聞、夷爾散南公阿破蘇、遠慕王化、情望入朝、言其忠款、深有可嘉、宜路次之國擇壯健軍士三百騎、迎接國界、專示威勢。十一月、阿波蘇、隱賀、竝授爵一等、荒島外從五下、以懷荒也、詔曰、蝦夷爾散南公阿波蘇、宇漢米公隱賀、俘囚吉彌侯部荒島等、天皇朝に參上仕奉て、今者、已國に罷去て、仕奉むと白と聞食坐て、冠位上賜ひ、大御手物賜くと宣、又宣く、自今往前も、伊佐乎しく仕奉ば、益々治賜物ぞと宣、大命を聞食と宣。

弘仁三年、夷外從五位上宇漢米公邑男、外從五位下尒散南獨伎（犴？）、播磨國印南郡權少領、外從五位下浦田臣山人等、三人特聽節會入京。

弘前藩人、近時或は說を爲して、十三は古訓トサにて、正保慶安の頃、藩主土佐守信義の爲に忌みて、之を改むと。而も元祿一統志に、十三派會湊の說を採るを見れば、トサといふは根據なし、歌名所土佐湊に擬せるのみ。

十三潟（ジフサン）　十三村の東北なる潟澤にして、東西一里半、南北一里乃至二里。岩木川、及び田光沼、内潟等の諸水之に湊合し、西方に小口を開き、海洋に通す。

水路志云、十三潟は、鰺澤の北方約十六浬、一大淺湖にして、岩木川の下流なり、湖内、東半部は淡水なり、湖口南側に狹長の灣入所あり、其東側に村落あり十三と名づく、約百戸を有し、年々木材二三萬石を輸出するを以て五百石以下の和船入泊す、但冬期は舟路通ぜず、此地東風強吹するときは、湖水大に減し、西風強吹するときに、湖口を閉塞、一年二三回に及ぶ、又嚴寒の時は湖面氷結すといふ。○つがるしるべ云、十三村は、弘前を距る十五里餘、一大湖水あり、周圍は大約八里餘、十三の潟と稱せり、是は當國大小の河川、其數十三、皆湖に注ぐを以て名づけたりと云へり、米穀材木等多く此港より輸出す。○新撰國誌云、東潟（ヒガシ）は、方三里許、中心にて深さ九尺といふ、十三村の東なればその名あり、此沼澤昔は木造の邊まで汎濫しければ、此間をば入潤郡といへり。

北津輕郡

北津輕郡（キタツガル）　今、岩木川下游右岸の平野、并びに十三潟以北、龍飛埼に至る沿海の一區を以て、五所川原（ゴショガハラ）に治む。

北津輕は、古の外濱の夷部に屬し、内郡の列に非ず、蓋興法郡馬郡（ウマ）といふにあたる。郡中名字に、十三湊郡は猶三に分る、興法郡二千餘町、馬郡三百町、江流末郡五百町なり。京役にて王領なり、云々。（津輕郡馬）

北津輕と爲す。而積七十方里、人口七萬、二十三町村、

北津輕郡北方の村居ほとんど退轉に及べり、今時のやうを以て見るにさも有んぬべ、凡金木新田、木造新田など、皆これ寛文より延寶までに墾開せし地なり、其ころまでは、木造村より下は渺々たる蘆原にて、其限を不見と云へり、然るに怪むべきは、木造よりはるかに下の村に、先年、馬洗場の土中より短刀やうのもの、或は輿の類、甲冑の如きものを堀出しことあり、又この近

津輕は、古の外濱の夷部に屬し、内郡の列に非ず、蓋興法郡馬郡といふにあたる。郡中名字に、十三湊郡は猶三に分る、興法郡二千餘町、馬郡三百町、江流末郡五百町なり。京役にて王領なり、云々。（津輕郡馬）

北津輕と爲す。而積七十方里、人口七萬、二十三町村、

北津輕郡北方の村居ほとんど退轉に及べり、今時のやうを以て見るにさも有んぬべ、凡金木新田、木造新田など、皆これ寛文より延寶までに墾開せし地なり、其ころまでは、木造村より下は渺々たる蘆原にて、其限を不見と云へり、然るに怪むべきは、木造よりはるかに下の村に、先年、馬洗場の土中より短刀やうのもの、或は輿の類、甲冑の如きものを堀出しことあり、又この近

一統志）

二千餘町とは、北野の舊墾田數と見えたり。弘前藩政に及び、累世北野の荒蕪を開き、今や水陸田一萬二千町と稱す、變化の大なるを見るべし。北野とは西濱の對稱なり、

今按、興法或は興字を奥に誤るは、草體の錯書に因る。馬（ウマ）は眞野につくる。○津輕には、下國（十三）安藤氏敗亡の後に至り、平賀（大光寺）、鼻和（大浦）、浪岡鼎立の形勢ありしこと、諸書に見え、其浪岡をば、專田舍郡といへり。されば、興法、眞野、江流末（西濱を除く）は、共に田舍郡に合併せられ、外濱にも田舍の郡號を被及せしめたるごとし。

東日流傳記云、奥法郡は、藤先より下迄、西は大川限、東は十川限り、中郡と申、馬郡は、原子の館より下迄、山岸限り、南は十川限り、西は大川限、下は今泉迄、惠留摩郡、南は妙堂崎、西は浮田、北は十三館限り、東は大川限り、十三迄三郡は、内裏御領分のよし、其後南部の領分と成る、又、昔、高倉の明神と岩木權現と取合有て、海つなみ出て、其時津輕退轉のよし。

えそが住む津輕の小野の萩盛こや錦木のたてるなるらん（夫木抄）　親　隆

津輕の外三郡は、滄桑の變を經しといふ考察は、種々あれど、其歴史年代を確徵せるもの少し、後の考にまつ。

小山内氏津輕考云、昔、白鬚水とて大洪水ありて、津輕郡北方の村居ほとんど退轉に及べり、今時のやうを以て見るにさも有んぬべ、凡金木新田、木造新田など、皆これ寛文より延寶までに墾開せし地なり、其ころまでは、木造村より下は渺々たる蘆原にて、其限を不見と云へり、然るに怪むべきは、木造よりはるかに下の村に、先年、馬洗場の土中より短刀やうのもの、或は輿の類、甲冑の如きものを堀出しことあり、又この近

（郡法奥）　（郡野眞）　（野北）

村にて、猿毛と云ものをほり取て、薪にかへて常に炊燒の用とす、其猿毛をほり取る土中に、萱の乳現然とあらはれ、一間許りの橋に、欄干のそこ〳〵に付たるが、朽たれども其形備はりて堀出さる、三四十年前のことなり、今時の理を以て見るに、斯る物のあるべきとも思はれず、又、十三の潟際に、石をたゝみたる處、或は礎石と思しき、所々に現在す、水中にもあると云へり、今時打見るときは、唯々寛文のころよりして始て開けたるやうなれども、全く然るにあらざる歟、其古は、木造より下方にも、人家多く村里數多ありしなるべし。○震災豫防調査會報告云、津輕平野の洪積期には、往々泥炭層が砂層の間に入り來るありて、猶草根莖の判然舊態を存せるものあり、泥炭層を覆ふ砂層の中には、流木入り來り、鑿井を爲す時、屢埋木の層に會することあり、沖積期に至りても、所在沼澤多かりしを以て、泥炭は間斷なく生成したるならん、今日到處盛に採堀さるゝ猿毛は、沖積層中に挾在せるものなり、亀岡泥炭層中より、石器時代住民の遺物を發見せしに合考せば、泥炭は、現今に於ても、所在の沼澤に生成せられつゝあるなり。

藩史云、寛文十二年、開拓新田百三十七村、先是、以北野多荒蕪地、命有司、開水田、立村里、明和三年正月二十八日、地大震、人家倒者五千四百九十餘、壓死千餘人、所在發火、燒死亦三百餘人、馬死者四百四十頭、堤防崩壞者三千五百八十間、其他官廨寺社橋梁、敗壞者頗多。

岩木川（イハキ）

津輕の主水脈なるを以て、土人は尊大川（オホ）といふ。岩木山の西南麓に出づる一派と、目屋川の合流を以て幹河と爲し、東北流三里、弘前に至り、北に流るゝ一里餘、平川（汗石川を合す）を容れ、以下北微西に向ひ十里、十三潟に入り海に通す。（下游十里は、舟樺の利あり、目屋川の奥まで上游凡十二里）

岩木川下游の兩邊は、低野頗廣し、西岸には木造廣須の新田といひ、東岸は北野開といひ、大略、近世弘前藩の開拓に係る、水陸田合二萬町許。

津輕藩史云、凡津輕郡北野數十里、地味肥饒、而時有水患、故未墾闢、信政公欲除其害興大利、決意起役、築堤防於兩岸、以使無浸溢之患、又多堰河水而通大溝、以便灌漑、數年而功就、是役費財夥多用功莫大、然其澤被于萬世、非英主安能之、所謂因民所利而利之、擇可勞而勞之者也。又云、武田源左衛門、豪傑之士也、才力絶倫、尤長經濟、雖夜不安臥、起坐熊思研慮、依地質厚薄、定鄕里品位等別田位、又、除岩木山外、山林原濕、寸地尺土、悉制貢法、工商營業、亦皆定稅、則至各署所須筆墨薪炭、莫不有規程、其功垂後世、利被封內、至今五尺之童艸葬之愚稱武田、至寛文十二年、所墾闢者百三十七村、其後、又開廣須木造鄕、天和中置假宮於木造、時々親臨而督勵之、當時新田奉行一町田建雄、赤孜々勉厲、墾開數千町田云。

板屋野木（イタヤノキ）

今、板屋野木村といひ、北津輕郡の北端にして、岩木川の右岸、弘前の北三里。

イタヤノキとは、槭樹なり、板柳にも作る。

鉄落林、小幡、赤田、三千石等の小村は、皆板屋野木の大字と爲る。又、大俵（オホダラ）、高増、松木、狐森、五幾形等は、今、小阿彌村（コアミ）と改稱す。板屋野木の東北一里半。大俵（オホダラ）は、寛知集に錄せられ、北野に於て唯一の古村なり。

赤田（アカタ）

今、板屋野木の大字となりて遺る、藩政の時には、赤田組とて、隣近の數村を統べたり。明和三年の大地震には、赤田組の災害最大なりき。

明和三年正月二十八日、暮六の時地震、弘前の東北方、藤崎涙岡より、油川後潟の邊の震動最大なり。青森、三廐、西浦には損傷少し。舊記によれば、

和德組潰家十二死亡二　堀越組潰家十八死亡四
大鰐組潰家二十七　尾崎組潰家四十六死亡五
駒越組潰家六　藤代組潰家百七十二死八
高杉組潰家七十六死二　猿賀組潰家六死亡二十九
大光寺組潰家四十四燒家四死亡十一
田舍館組潰家二百七十六燒家五死亡三十五
藤崎組潰家三百三燒家四死亡四十七
常盤組潰家二百九十一燒家五死亡三十七
增館組潰家五百三十五燒家十二死亡百四
涙岡組潰家六百三十六燒家十四死亡百二十八
赤田組潰家六百七十一燒家十三死亡百六十一
柏木組潰家二百三十三燒家八死亡三十四
油川組潰家燒家四百十二死亡百十九
後潟組潰家七十燒家六死亡七十一
廣田組潰家七十四死亡五　俵元新田潰家二十九
金木新田潰家二十八死亡二　金木組潰家六十八死亡七
飯詰組潰家百五十死三十一　廣次組潰家五十二死十二
木造新田潰家十九

鶴田（ツルダ）

今、大卷、菖蒲川等を合せて、鶴田村といふ。板屋野木の北一里半、岩木川の右岸に緣り、郡治五所川原の南一里半とす。

胡桃館（クルミタテ）

胡桃館、山道等を合同して、今六鄕（ロクガウ）の村名を立つ、鶴田の東に隣接す。

常海橋（ソハカハシ）

今、瀧井、館越（タテノコシ）、五林平、夕顔闕等と相合して、沿川村（ソハカハ）と改む。板屋野木の東北二里、十川（本鄕川）の西邊に緣る。館越は、涙岡北島氏の一族の居れる所と說かる、涙岡の西北一里半を去る。

梅田（ウメダ）

今、瀧良澤橫泡に合せ、梅澤村と改稱す、常海橋の

北（鶴田の東）にて、又十川に緣る。

原子（ハラコ）

今、羽野木澤、前田野目、高野等と合併して、七和村と改稱す。常海橋の東北なる山麓にして、五所川原町へ二里半を隔て、大釋迦（ダイヤカ）驛よりの通路ありて、一里半を隔つ。

東目流傳記、馬郡は、原子の館より下迄、山岸限り、南は十川限り、西は大川限、下は今泉迄。○寛知集に原子、高野の二村を錄す。

人類學雜誌云、津輕郡高野村（カウヤ）に狄橫（エゾタテ）（蝦夷館）といふ古跡ありて、今土人イナ館といふ、古昔夷狄住居せし所にて、往々土器等を掘出す、小高き丘に至れば、空壕を周匝して、內郭外郭を分つ、郭內縱橫各二町餘、內郭一町餘にして、今皆畠となり、中に一の老松あるのみ、而して北は持子澤川の一線を帶び、南は大沼に臨み、東は梵珠嶽に連なり、西一方は遠く開け、陸田連綿たり、土器の製作紋理甚雅にして、凹所に尙朱を存留し、瓶岡の產に比すれば、孰れを上品と鑑定する能はず、種々の石器も出たり。

前田野目（マヘタ）

東目流傳記、津輕三千坊とは、あざらに千坊、高野に千坊、十三に千坊と申、三つのばさま三百丁とは、高野邊に百丁、吉田に百丁、新城に百丁、合三百丁は、吉次の領分、津輕六郡の外也。

今、七和村の大字にて、原子の南東、大釋迦に至る間也。松倉神社は、前田野目にあり、大釋迦を距る一里、松倉梵珠岱の觀音堂卽是なり、田村將軍の建立に係る云ふ。（つがるしるべ）

梵珠岱（ボンシユタイ）

山崎氏地誌云、一條の山脈、津輕半島を縱貫して、南々東より北々西に走れるを見る、其の基底は石油を胚胎する第三紀層より成れども、火山岩之を破りて所々に隆起す、而も丸百米を超ゆるものなく、東方は靑森灣に沒し、四方は平原に盡く、此の山脈の南端に於ては、梵殊平山（六百餘米）を起し、更に北方に蜿蜒して袴腰嶽（六百餘米）となり、更に西北に延びて增川嶽（七百二十四米）に及ぶ、其の先端は海に沒して、爰に龍飛岬を作る、增川嶽の東方に丸屋嶽あり、平館海峽に接して起る。

津輕信政傳云、封內山林、其性質に由り續別六種となす、曰く本山、曰く田山、曰く見繼（ミツギ）、曰く仕立見繼山、曰く建山、曰く抱山、而して本山は全く官有にして、五大林區となし、上山通（碇關より目屋澤まで九个山）中山通（前田野目より小泊まで十八个山）外濱通（鶴坂より宇鐵まで四十二个山）西濱通（中村より大間越まで十八个山）抱合山（淺瀨石山林にして、黑石家と同じく管理す）是なり、田山は水源涵養を目的とし、禁伐林に屬す、見繼山は、本山の內、樹木伐盡しの個處、特に山下村民に見繼を命じたる者にして、伐木の際は杣役錢を納めしむ、仕立見繼山は、人民の白費栽培に力を盡したるを以て、特に伐木の際は杣役錢を免する者とす、建山は官の營植ないふ、抱山とは全く私有にして、納稅の義務を負ふ者とす。

松野木（マツノキ）

今、神山（カミヤマ）、野里、淺井等と相合せて、長橋村と改む、原子の北に隣り、金山池の南なり、其東嶺は梵珠と稱す。

（山神）

神山は、寛知集に錄せられ、北山通の古村の一なり、原子と金山の間とす。

十川（ソガハ）

（中山）

中に發し、西北流、涙岡川を合せ、北津輕郡に入り、五所川原の東を過ぎ、藻川に至りて岩木川（大川）に歸す、長凡八里、灌漑の利廣し。（汗石川の一派を分ちて、十川の水源に加へらるゝは、近世の土功に因る）

（姥沱）

今、姥沱（ウバヒチ）、湊、廣田等を合せて、榮村（サカエ）といふ、十川の屈曲する所にあたり、五所川原の東南一里、原子の西一里半。○津輕年代記云、正保二年、湊村派立、此は十川尻の落合にて、船の往來荷上場なれば、湊といふ、後に至り、慶安二年、十川を東の方へ堀替、田地を開かれ候に附、半田村と改名、正保三年、廣次姥袋へ大川堀替。

廣田（ヒロタ）

○津輕年代記云、寛永年中、廣田村初り、十川橋かゝり、下柏木初り、後梅田村と改む、又館跡を開きて七館村といふ、姥沱は永岡村と申、派立候節、十川無之候、天和の頃、十川堀替、姥沱の西を流す事と成る、此邊を下切通と申候。同書又云、寛永十六年七月、大洪水にて、下切退轉す、前代未聞の損亡に候。

五所川原（ゴシヨガハラ）

今、五所川原町といふ、人口四千五百、岩木川の右岸に緣り、弘前の北六里、青森の西九里、卽北津輕の治所とす。

新撰國誌云、津輕の舊俗、初秋七月、ネブタ流あり、其辭に「ねぶた流れろう、まめのはあ、止まれ、エアエア」と同音にはやす、一壯觀なり、樣部にも此風俗あれど小異なり、明治四年、五所河原にて、此戲より喧諍闘を爲し、死傷を見ければ、官之を禁めて復行はしめず、此戲は、天正年中已に在り、或は、往昔、夷匪を海外に放流して、唯其忠實の者を栖止せしめし時の遺風とか。

五所川原は、左岸の木造と相距る一里半、大川下游平野の兩眼目なり。○津輕年代記云、五所川原派立候節、此は川水屈曲して、五所に川原有之候に附、村名を爲る、右五所川原新田初り以來、開發所々に出來申候、五所川原より川乘、十三へ十四里、弘前へ十里。

川山（カハヤマ）

今、種井、沖飯詰等を合併せられて、中川村と改む。

藻川（モカハ）

五所川原の北、飯詰の西にて、十川を挾む新田なり。

今、鵜岡、高瀨を合せて、三好（ミヨシ）村と改む。五所川原の北二里半、岩木川と十川の交會にあたる。

飯詰（イヒヅメ）

今、飯詰村といふ、五所川原の東一里半、原子、松野木の北なる大邑なり。

（金山）飯詰の南西なる金山（カネヤマ）、太刀打、米田、一野坪等は、今松島村と改む。姥沼の北、川山の南なる新田なり。○津輕年代記云、天和元年、御巡見使下向、碇關、弘前、飯詰、小泊、各一宿、六月二十二日、松前渡海、七月十八日、今別へ歸着、二十日南部領へ巡見。

嘉瀬（カセ）　今、毘沙門、長富を合せて、嘉瀬村といふ。飯詰の北、金木の南とす。郡中名字に、馬郡小田川といふは、嘉瀬なるべし。寛知集に金山を載せて、飯詰嘉瀬なし、疑惑あり。

金木（カナギ）　今、金木村といひ、藤枝、蒔田、川倉等を合す。五所川原の北三里、大川右岸の大邑の一なり。金木の南、嘉瀬に至る間に、喜良市（キライチ）村あり。又、川倉は、金木の北にて、一沼池あり。寛知集、金木、喜良市を載す。○藩史云、天正七年七月、爲信公督諸軍、大舉討茶臼館、大光寺六郎、遁於金木村、遂獲斬之、七郎遁于出羽、亂乃平。○郡中名字に、馬郡は、原子、飯詰、忌來市、小田川、春日の五村里を擧ぐ、往日の稀疎想ふべし。

中里（ナカサト）　今、中里村といひ、深郷田（フカガウタ）、八幡等を合す、金木の北二里、東嶺を袴腰嶽といふ。

（喜來市）（野宮）（田武）中里川は、川倉の山中に出で、中里の西を迂廻して、内潟へ入る。富野（トミノ）、豐島、田茂木、長泥等の新田は、中里川と岩木川の間にして、北は十三潟に盡く、今合併して武田村（タケダ）の名を立つ。寛文年中、弘前藩の奉行、武田源右衛門の、經營の紀念とす。

嘉永中東北遊記云、發藤崎、經板柳（イタヤナギ）、鶴田、至御所河原、自此經金木、至中里、是爲本道、爲土人所誤、至赤堀、舟濟岩城川、下西岸、至浦原、復濟川、至富野離川、々發源於矢立嶺、經石川藤崎、注十三潟、藤崎至此路常與川相隨、至是右折取路、田間至中里、行程十一里、以故稍遠、津輕田地之制、以二百坪稱一人役、然盈縮不一、肥瘠亦殊、其收穀三苞至四五苞、間有八九苞者、苞容四斗、租三斗至六斗、多寡亦不同。

袴腰嶽（ハカマゴ）　一名、長屋形（ナガヤカタ）といひ、中里の東北嶺なり、標高五百六十米。

（十三城址）**内潟**（ウチカタ）　十三潟の東南なる一支灣にして、中里の西北一里、尿（ウシ）潟市（ウシイチ）等を合せて、内潟村と改む。

今泉（イマイヅミ）　今、内潟村の大字なれど、全く離れて十三潟の東岸に居る、中里より二里。西北は小泊へ到るべしと雖、又東北に三厩に通ずる山道あり、今泉越といひ、險阻六里にして、今別（東津輕郡）の海岸に達す。

今泉は、古の十三館の所在にして、江流間内の遺名も此間にのこれば、古の惠瑠磨郡の中とす、十三湊へ二里を隔つ。

福島城址（フクシマ）　卽、十三城（ジフサン）にして、下國安東氏の遺跡なり。十三往來に、城邑宮寺の盛大を叙述したるは、嘉吉以前の事ならん。

夫れ、天竺は王舍城、震旦は長安城、我朝は平安城、三國相應の都也、玆に親近、奥州津輕十三の湊は、新城に於て肩を並る城郭は、坂より東に有べからず、此城廓は、方八十町、柵を築廻し、内には面々要害を構ること莫大也、其外景物多き事、八景に過ぎて十景と謂べし、東山の野澤は渺々たる牧也、數千疋の馬と共に、麋鹿を交へて思々の勇を成し、誠に希代の景物也、南は湖水滔々として、月水底の暗を照す、遙に岩木嶽を見れば、雲霞麓に靉き、山の巓高くして大空に顯る、誠に富士山と爭ふ程の名山なり、（中略）館の内に羽黑權現を崇め奉る、是を禮し彼を拜するに、心肝を摧かずと云ふ事なし、總而此福島の城廓は、左は青龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武、四神相應の靈地也。

（江流間内）異聞錄頭注（小山内建本）云、十三と今泉の間を、今江流（エル）間内（アイナイ）といひ、此を十三左衛門殿の住居跡とす、嘉慶年中に寺なりしとか、トサをジフサンと改め唱ふるは、我土佐守信義公以來の事なり。○舊事記云、入澗より鰐口を堀出せることあり、嘉慶二年と銘す、寺屋舗と見えたり。○新撰國誌云、下郡左衛門尉秀榮公、嘉應文治の頃、江流澗郡十三港に城を築き、之をトサの福島城と唱へて之に居り、津輕六郡を領せり、之を文治五年、平泉の秀衡亡びて後、源義經は秀榮公に依頼して、姑く此の地に住せりと云へり。

大浦津輕家の祖先を、十三左衛門尉なりと說きて、其系譜を逃ぶるものあり、甚異むべし。是れ專、延寶中の、可足記（藩主信義の次男、慈天僧正作）に根據するものにして、大浦の一門高屋氏の東日流傳記に反對して出し也。可足記に「津輕の曩祖、藤原秀榮は、十三左衛門尉と申し、十三に被居候、子孫の世に至り家衰へ、南部より後見せられ、二三男に準ぜられて、彼家紋なも用候、光信殿の時、南部と緣類に成候に附、津輕と不被名乘、大浦と名乘入部候て、種里に被居候」云々。されど、諸說を通考するに、

秀榮、以父鎭守府將軍基衡奏請、居入澗郡十三城、領津輕六郡、任左衛門尉、建久四年卒、年九十八、母安倍宗任女子、秀元嗣、建永元年、將軍實朝賜鬱封之敎、稱左衛門尉、承久元年卒、年八十一、子秀直嗣、小字叙任丸、寛喜元年、與安東氏戰于津輕野敗死、安東氏安倍真任之裔也、真任之滅、次子高星丸、幼孩逃于津輕藤崎、及長遂領其地、至與我相抗衡、秀直之死也、子頼秀尙幼、以故失其領地、依增新城領主橋次信次、信次匿之山中燒炭處、俗稱之燒炭藤太、頼秀及長、勇武絕倫、遂能復舊地、秀季以嫡孫、承頼秀後、正和二年、

隨祖母近衛氏、抵京師、謁近衛公、因獻黃金三千枚于朝、任左衛門督、當此時、安東氏威力復振、與我爭雄、兵結連年不解、會北畠顯家爲鎭守府將軍、多方解紛、遂令兩氏講和結婚、足利尊氏之亂、秀季率二千五百騎、安東貞季率五百騎、屬北畠氏共勤王、延元三年五月、皆戰死于攝州安倍野、秀季時年六十一、子秀光嗣、幼字藤太、任左衛門佐、時有海嘯、大地外濱之地、十三城亦壞、故城于大光寺移治焉、正平四年卒、子秀信、子秀則、徒居堀越、云々、（藩史）。○津輕異聞錄云、行岡の炭燒藤太、故有て近衛關白の姫君にあひ奉り、子を吉次信高といふ、信高は高館秀平の命に依て、津輕の太守となり、其子十三左衛門信直といふ。○弘前長勝寺、種里海藏寺址にも、散見する所あり。

大浦氏の先祖が、十三に居れりといふは、此地（西濱下郡）が安東氏久年の栖窟なりし事蹟に背くのみならず、大浦は（もと南部の庶流なり、近世、南部の族葉に非ずと强辯せんが爲めに）安東氏の裔孫なりとも（濫觴記、一統志）說かれたる情實に合考して、其間の曲折子細を悟るべし。ことに、

天文中津輕郡名字「昔、日下將軍、安部大納言盛季、下國殿として知行の時は、津輕六郡に、四百八十人の侍、七千騎と傳ふ、今は、三郡、鼻和の大浦、南部信州源盛信」云々、

とまで、明白に、盛信（光信の子）の南部の姓族たる由をいへば、可足記の所述は信け難し。下國殿とは、卽十三館にして、可足記の所述は信け難し。下國殿とは、卽十三館にして、盛季は、安藤氏歷代に同名二人あり、一は建長中の人、一は永享前後にあたる。（上の下國に合考）

郡中名字に、日下將軍及び大納言といふを、盛季にかけしは、祖先にかゝる事なり、混淆していへるなり。かゝる例は、享保中撰一統史に「應永年中、南部守行其威を逞くし、北畠國司の末流、及び按察使大納言師季卿の支流等、悉く守行が爲に所領を失ふ、我大浦家は藤原姓にて、近衛殿の由緒あり、然るに是れも、應永の頃、奥羽ともに守行の令を請くるが故に、南部の支流といはれたり」云々。按察使師季は、安倍盛季を再訛せるなり。大浦家にて、近衛殿の由緒とは、何ないへるにや。外三郡が、京役なりしなるか。もし、近衛殿の姫君が、炭燒藤太に嫁したりとの話柄ならば、是は、金澤金山など〻地名を負へたる諸所に傳播する小說にて、彼れ金賈橋次のものかたりのつくりかへに過ぎず、可足記に見ゆるもの卽是なり。（鰐坂戸建澤に合考せよ）、

安東氏が藤崎より北遷せざる時の事とす」と曰ふ者あらん。されど、藤崎すでに蝦夷管領の居館とすれば、其餘遠西濱入間の夷部たりしこと、論を待たず。夷地の十三、豈獨安東の管領を離れて、他家、謂ふ所の藤原秀榮の知行と爲らんや。

さて、下國安東太の始末は、別項、下國に載せたり。其衰亡は、東日流傳記に「津輕は、下國殿御知行に候處、南部殿、下國殿□□□被成候て、御配分、諸一家被遣之候」とある如く、嘉吉の頃、盛季の時にあたる。

津輕考云、舊記に「應永二十五年、安東盛季の子敎季の代にあたり、南部軍勢、下の國を襲ふ、敎季敗軍退散し、是より津輕は南部の下知に從ふ」とあり。○按、敎季は藤崎の城主ともつたへられ、天文中の人なりともいふ、明徵なし。

惠瑠磨神社（エルマ）　今、十三潟の北岸、今泉相内の邊に、入澗城址、并びに入間明神ありとぞ。（一統志、新撰國誌）十三往來てふ、古文に、十三の地勢風色を敍し、北は深山堂塔を連れ、圓宗の修學禪林寺、過現未堂三千佛、光明赫々として、靈山淨土とも覺ゆならん、亦、龍興寺の鉢爲らく、後に青山峨々として、前には瀧の水漂り落て、座禪の睡を驚す、阿吽寺の鐘の聲、是れ亦殊勝の景物なり、新町は軒を比べ棟をあげ、數千萬家を造り、商人賈買心に任せ、民の煙は稔り、相内の河水清うして、遙に惠瑠磨明神の社堂に拜し奉れば、前に海邊を望み、岩嶋峯に峙つ、玆に熊野の權現跡を垂れ給ふ事年久し。云々、

文中の寺社は、皆相内今泉の地なるべし、今の十三湊にはあらず、新町といふも此なるべし。

相内（アイチ）　今、相内村といふ、十三潟の北岸の大邑にして、十三村へ一里半、今泉へ半里。

（内日春）相内は、古の汎名十三湊の域内なり、されば、下國安藤氏の遺墟は、此間に探訪すべし。觀音堂のこゝろ、十三往來の禪林寺にや。○小山内氏津輕考云、春日内觀音堂は、相内千坊の舊跡なり、此に山王の宮もありて、三杉四杉九杉とて古木あり、嘉元二年の古碑あり。○郡中名字、馬郡の村名、春日寺と云ふは、春日内の寺字なればならん、一本に春品に作る、ハルヒン歟。又「江流末郡十三湊、下郡といふ、潟内といふ、鮎内川、誘松」鮎内、卽相内にて、誘松は脇元村の磯松なり。

（磯松）**脇元**（ワキモト）　相内の西北二里を脇元村とし、小泊崎の側なる海崖に居る。

嘉永中東北遊日記云、發中里驛、經今泉合津、過十三潟邊、越小山、々臨潟、對岩城山、眞好風景也、下山出海濱、經磯町（イソマツ）脇本、々々月數百三四十、去年夷舶過之。

權現埼（ゴンゲン）　一に小泊崎（コドマリ）といひ、西濱の北なる、高崖角にして、脇元村十西に突出する凡一里半、北微東に龍飛崎を望み、南微西に大戸瀨を指す。或は七石崎、十三崎と呼ばる。熊野飛瀧權現に因むか。

津輕年代記云、當國十三の崎より沖、松前迄の間に大瀨

あり、之を尾呂といひ、昔より十三の崎を尾呂が崎と申す、是れ結構なる名の由にて、慶長十六年、二石に御城普請、其名を取て、弘前城と可申由、御沙汰候。○藩政の時の海岸御備場は、大間越、深浦、金澤(荒埼)、鰺澤、十三浦、小石(七石崎)三厩、龍濱崎)、裴月(鷹崎)、蟹田、青森の十一所なりき。

小泊(コトマリ)　今、小泊村、北津輕の極北にして、五所川原を去る十二里。權現埼の東北なる港灣を占め、津輕海峽西門の避泊地なり。龍飛埼は、小泊の北更に四里、地脈此に盡く。

水路志云、小泊は、權現埼の東方二海里半の處にある一灣にて、偏東颪に會ひ、津輕海峽を過ぐる能はざる船舶のために、便利なる假泊地なり。○小泊より東北、算用師(サヨシ)峠の山嶮をわたり、三厩への通路あり、凡四里。

吉田松陰東北遊日記云、去脇本里許、越山、出小泊、亦海濱也、戶數三百、行程七里、此與松前隔海、相距七里、出驛沿海、而過砲臺下、安砲二坐、以板屋掩之、不得詳砲長口徑、行二里離海入山、山有澗、沿澗而登、是爲寒澤(サムシ)、藩嚴禁旅人過此路、以故不修道、涉澗數次、深毎沒膝、行二里許、始至其嶺、越嶺而下二里許、雪深二三尺、愈下澗流愈大、又涉數次、困苦太甚。

秋田沿革史大成云、文化四年五月二十四日、松前へ出陣の急使到來、六月朔日出發、能代へ赴く、而して船繰等を定め、同六日より乘船、同七日能代港早朝出帆、同日八つ時深浦へ着、同十二日未明出帆、風惡しく一同困難、鳥島に寄泊し、同十三日出帆、鰺澤へ着、同十四日出帆十三濱へ着、同十九日小泊に着、同二十日出帆、權現崎風波荒く打浪船に入る、三馬屋に着、軍將の命に因りて上陸止宿、七月二日、早朝乘船、同日夜に入て箱館七重濱着。○松前舊事記云、嘉吉三年十二月、下國盛季、南部大膳大夫盛政に打負、小泊より松前へ渡る、永善道明法師所願、辰巳の風にて出船す。

東津輕郡

東津輕郡(ヒガシツガル)　津輕の、平野(岩木川河孟)以外、其東北に山を隔てたる沿海一帶の地をいふ。今、面積百八十餘方里、人口十萬、一市二十三村、市郡共に青森に治む。

本篇は東津輕郡現管の東平内(狩場澤)、中平内(小湊)の二村を、上北郡の中へ移載す。

東津輕郡は、青森灣の沿岸、并びに津輕海峽西門の南側邊より成る。其津輕平野との間には、連峰一脈、遠く亙りて之を分つ。故に古より、津輕の部内にして、外濱(ソトガハ)、北外濱(キタソトガハ)、東外濱(ヒガシソトガハ)と稱して、近世に至れりと雖、他の内外六郡の列に居らず。其交通の山道には、ことに津輕坂の名ありて、殆他邦の如し。即、稱して東外濱、北外濱といひ、或は合浦郡(ガッポ)の私號あり。

津輕一統志云、合浦郡は、津輕内外三郡(實は六郡なりと)のほかなり、糠部に屬せる歟。○平澤氏漫遊文草云、大抵、青森以西、都呼之合浦、其水産珠之處、曰衣月(ホロヅキ)、曰今別、衣月俗名含利濱、余募民家買得舍利可升矣、今別所産、大如雀卵、如數珠、滿地皆是。○小山内氏津輕考云、東濱を、外の濱といひ、或は牽土濱と書す、昔は合浦郡といへるもの、即是也。

合浦の郡號、他に傍證を見ず、又或は、天正以前には、糠部の屬かと疑ふも、透徹せず。○糠部と外濱の間には、多宇末井の隙あり相分てる由は、吾妻鏡に載せて久し。多宇末井は、今も東津輕と上北郡の阻障なり、形勢易る所なし。惟ふに、合浦は此東北濱にのみ其名を唱ふるにあらず。西濱には海浦(カイホ)といひ、野代(羽後山本郡)にも合浦郡の濫稱あり。されば、沿海の地區に汎く被り、諸州に謂ふ所の海部(カイブ)(海府)と、同義同語かとも疑はるれど、訛音甚し。

又按、合浦の球とて、漢土の故事を猿樂に謠へり。然るに、和謠分國記に「陸奥かつほ」と載せてあれど、(是れ和漢の紛錯に出づるにもせよ)三百年前の語なり。江戸慶長見聞集に、流罪の地をのべて「奥州つかるかツぷそとの濱、西は鎭西鬼海島、北は越後の荒海佐渡が島、南は大島戸島八丈」云々。○他山遺稿に、合浦をアフウラとよみ、大浦と同地と爲して、西濱に擬せり。されど、大浦は上浦の對稱にて、西濱の海村にはあらず。他山曰、大浦者合浦也、世人今尙稱我地曰津輕、或曰津輕合浦外濱、而其覆稱爲何謂、則雖我土人而未之知也、考之郡名、則非郡名、蓋上古爲夷壤之時、分此地爲三部、此其部落之名也、而中央稱津輕、東海濱稱外濱、西海濱稱合浦、故總稱之曰津輕、歷稱三部、曰津輕合浦外濱者歟、東濱今尙稱外濱、光信公居種里、始稱大浦氏、可以徵矣。この種里は、西濱なりと雖、當時奥和郡大浦の屬邑なりければ、之に被及せるのみ。郡中名字の書中に、西濱を奥和郡大浦の屬とせる形迹見ゆ。

又、戰國割據の比にあたり、東濱の平内、北濱の後潟等に、田舍郎の稱あり。是れは、當時田舍郎に占據せる北島氏(浪岡御所)が、東北外濱を兼併したりければならん。

青森灣(アオモリワン)(陸奥海灣)　陸奥海灣は、津輕海峽の南方に斗入する廣灣にして、灣内又二支に分るゝと雖、其灣口は一峽を成し、平館海峽といふ。東支は斗南灣(トナミ)と稱すべし、斗南半島、其東北を蔽障す。西支は青森灣と稱すべし。今、本支の統屬を爲さば、統名青森灣といひ、斗南灣

を屬名に立つべき歟。

水路志云、陸奥海灣は、本洲の北端、津輕海峽の南側に於ける一大海灣なり、其門口平館(ヒラタテ)、貝崎(九艘泊)二角の間を平館水道といふ、東西の二支灣となり、西灣に青森港あり、東灣に大湊(田名部)あり。○青森灣の陷沒といふことは、地理學者にも唱說ぜらるゝが、何の時代の事にや、人間歷史に干係するなし。而も、古人は既に之に想及し「白髭洪水の時、山津浪海津浪にて、外濱と糠部の間、崩れて海になる」(東日流傳記)といへり。

奥の海汐干のかたのかた思ひおもひや行かむ道のながてを、(天木)。奥の海や江曾が岩屋の煙だにおもへばなびくかぜや吹くらむ(建保四年百首)。

東外濱(ヒガシソトガハ)　又、東濱とよばれ、青森灣の東南岸の汎名なり。即、平内(夏泊崎)より、野内、青森へわたり、北濱と分つ。

東卒土濱の名は、天文中の郡中名字に見え、北濱(上磯(カミイソ))との對稱なり。一書に、東濱を下磯といふとあるは、疑ふべし、此には、上下の對語と思惟し能はざるにあらずや。

夏泊埼(ナツトマリ)　陸奥海灣の西支(青森灣)と、東支(斗南灣)の分堺にあたり、北は斗南半島の九艘泊に對し、中央山脈の八甲田、三角、平内越の盡頭にあたる。今、埼頭の東北は中平内村の田澤、(小湊と共に上北郡へ移す)、西側は西平内村の稻生の地なり。

此岬角は、中野小湊の北に斗出する、半島狀の高屋地の北端にして、其西北更に一岩嶼(大間といふ)有りて、沙嘴相連接す、青森錨地の東北凡十二海里。

茂浦(モウラ)　今、西平内村の大字にして、稻生、浪打、中野、山口等と相合す。夏泊埼の南一里半、西に向へる小港泊を有す。

茂浦は佳景の名あり、鷲が鼻、二子島(フタコ)等の眺望、畫趣を具へたり。○寛知集に、茂浦、山口、小湊等の村名を擧ぐ。

山口(ヤマグチ)(藤澤)　今、土屋、中野、藤澤(フヂサハ)、茂浦等を合して、西平内村と改む。青森より野邊地への驛路は、土屋、中野、山口、藤澤を經由し、小湊に達す。(平内とは、もと小湊の邑名なり)小湊へ一里半、淺蟲へ一里。

料足をおひ候かたに、平内藤澤に平六が在家一間、十年地申定候、十年地過候者、御返し候て可給候、仍件之狀如此、

はかり物は、六入にて一斗、わたは、ねんくのかわり、五十よとめ候て、十五、

康正三年かのとのうし三月九日　本覺坊

八戸河内殿　まいる(南部文書)

享和元年紀行(東山志)云、土屋村は、海岸にて、外が濱といふ、津輕侯の御番所あり、茂浦の島見ゆ。○津輕郡中名字、東卒土濱、近代外濱といふ、小田野邊、龍口、根井、廉蕩湯、山口、小湊、狩場澤、云々。

平内(ヒラナイ)(土屋)　久栗坂以東、小湊を籠め、野邊地に迫れる狩場澤までの總名とす。今、東西中の三村を立つ、もと、中平内の小湊を以て平内の親里とせる者のみ。されど、小湊は其山海の形勢、皆東面して斗南灣の一岸に屬す。(本篇は、中東の二村を、上北郡へ係けたり)津輕の管内と謂ふべからず。恐らくは、戰國割據の頃に、奥奪沿革を經しものならん。

南部八戸中館柔圖云、延元元年正月、南部師行、奥成田泰次相謀、而分籠于藤崎平内兩城、時曾我與一貞光、奥安藤五郎二郎家季、來攻之。

この平内城は、小湊の地ならん、沼館の字あり、而て成田泰次が之に據りて、内靡郡の安藤家季の來攻にあたりしならん。(師行は、藤崎にて、平賀大光寺の兵にあたる、猶下の内靡郡に合考せよ)糠部桂泉天台寺、永享四年、前伊勢守親經の執達狀「津輕田舍郡、平内郷寄進」云々。此書憶は、權門の教令にて、浪岡御所北畠家のものと判知せらる。而て、此に田舍郡平内といへば、北畠氏、此糠部(今の北郡)の平内を收めて、自家の郡號田舍を負はせしならん。又、前に援ける平内藤澤云々の文書は、糠部の七戸八戸野邊地田名部の領主たる、南部政經の收めし家宝券なり。蓋、當時政經の領知内なりけん、沿革想ふべし。

淺蟲(アサムシ)　今、野内(ノナイ)村の大字なれど、其東北に離れて孤驛を爲し、海濱温泉を出すを以て世に著る。鐵道、小湊六哩、野内三哩。

東遊雜記云、淺蟲は、海濱にのぞみて温泉なり、至つての熱湯にて、湯治つぼより流れ出る湯、川々へ落て、湯氣の立あがる事煙の如し、凡十四所。

鑛泉志云、淺蟲鹽類泉は、椿の湯(百六十三度、大湯(百六十七度)、大湯の湯(百五十八度)、五郎平の湯(百七十度)、猿の湯(百六十度)柳の湯(百三十四度)、目の湯(百六十八度)、鶴の湯(百五十六度)の八所、皆村中に涌出す、其涌量最多き者を椿の湯とす大路の中央に在り、泉池方二尺許、礫を敷て底となす、又、板及び土を以て蓋を爲し、人馬をして其上を來往せしむ。○歷史地理雜誌云、淺蟲村の西八町許にて、善知鳥(トド)(又は湯坂)といふ一町餘の昇り坂あり、昔は之を通過したりしが、後世山下に棧道を作り、前後石を以て疊み、水面より高きこと三間、幅狹くして橋長く、滿潮の際は、怒濤之を洗ひて、頗危險なりしといふ、文化中山を削りて往來を作り、更に明治に至りて修繕を加へ、現今は車馬の往來も、何等の苦難を訴るなきに至れり。

戸前坂(トマヘ)　淺蟲より久栗坂(ククリサカ)(今、野内村の大字にして、野内、淺蟲の中間なり)に至る山道をいふ。海上屹立の岩壁の

上を通過す、古人之を縑部外濱の間の險阻と爲し、多宇（タウ）末井（マヰカケハシ）の梯（ウヒリヘ）といへり、棧道を通ひければならん。俗に、烏頭前（ウヒリヘ）ともいひ、又、塔前、兜昧にもつくる。（明治九年、聖駕北巡の際に、山道を改修して、今や頗舊險に似ずといふ）

（久栗坂）（多宇末井）（烏頭前）（梯）（唐昧崎）

東鑑、建久元年（文治六）二月、大河兼任、猶率五百餘騎、當平泉衣河於前張陣、差向栗原、越衣河合戰、渡北上河逃亡畢、足利上總前司以下、次第追跡、而於外濱與陸奥國、有多宇末井之梯、以件山爲城郭、引籠之由風聞、云々。

津輕一統志云、多宇末井之梯とは、今の塔前（タウヘ）棧道なり、山海の間に細徑を通す、一水之を絶す、岸高くして橋を架す漸三歩はかり、大川次郎兼任之に據りて、鎌倉軍を拒みしも、上總前司等又馳せ附き、兼任一旦防戰すと雖、遂に敗北し、其身遂電したる由、吾妻鏡に見えたり。○明治丙子隨變紀程云、淺蟲、有温泉出焉、代覓引泉、浴場十八、逆旅敝戸、地勢負山面海、三嶂鼎峙、一磯斗出、巉巖横亙、曰唐昧崎（タウマヰ）、昔者大川兼任所據、東鑑謂之多宇末井棧、近世鐫削通車馬、至野内邨、倚高北望、晴波浴日、風帆掩映、遙見渡島於雲表、亦偉觀也。○多宇末井は、宇の頭音を脱したるにて、原語ウタヌマヰ歟。

津輕紀聞云、善知鳥前は、海中へさしでたる岩山の下の路なり、山の上にも牛馬の大路あれど、廻り故に、背善知鳥前を通る、差渡し五尺計の隆石（カガ）ありて、是に幅七八寸の板わたして橋と爲し、之を常前（タウマヘ）の橋といふ、時々涙立ち此橋打流せども、又いつの間にか、元の如く板わたされ、誠に不思議の事也。

一書には、殊に吾妻鏡を引きて「有多宇卽善知鳥也」といひ、里人又此に、安方が妻善知鳥の前（女名）の墓といふ者、并びに錦木塚を説く。

野内（ノナイ）

今、野内村といひ、久栗坂、淺蟲をも合す、青森の東六哩なる小驛にして、灣岸に緣る。郡中名字、東卒土濱、野尻、駒籠、横内、野内、原邊地、小田野邊、云々。小田野邊、今知れず、烏頭前にもあらず。

東遊雜記云、青森より東二里許、野内村に、津輕侯の關所ありて、往來の人を改む、此所を越ゆれば大利の神社、坂上の田村麿の開基といふ、傍に貴船明神の社もあり、あたり殊勝におもはれし境内なり、淺蟲は海濱にのぞみて、温泉あり。○終北錄云、文化戊辰三月十一日、竝海至野内、路極險、海畔多奇巖、此日疾風鼓浪、雪灑雷吼、聲勢雖可畏、絶景亦可觀矣、自野内而西、路始坦、晚次青森、是行大雪甚寒、未嘗有如今日可畏者、以是遞夫多道亡、輜重半不至、此地雪最深、人家埋沒、僅露其脊、人穴雪而出入、狗闘於屋上、以海路未通、駐師待雪釋、津輕侯以酒犒軍。

宮田（ミヤタ）

今、馬屋尻、三本木、瀧澤等と相合せて、東獄（アヅマダケ）村といふ。野内の南東なる山邑にして、三角獄（サンカクダケ）の下とす。溪流は、野内驛の南に至り、海に入るを以て、野内川と呼ばる。東獄とは、三角の別峯なり。

（東獄）

小山内氏津輕考云、細越山王社は、野内の東、細越峠の南にあり、土地、南ひらけ、北に高山あり、西に長根出て海嵐をよけ、田畑も廣く、横内縣の勝地なり、東獄の麓にあたりて、寺跡と稱する處あり、傳曰、あづま千坊の舊蹟なりと、古碑數枚あり、文字見るべからず、銀杏木あり、土際より枝繁り、枝より肉たれ下りて、地に入り根となりて又しげる、枝毎に木を添たるが如し、遠く望めば其形容乳房の垂るゝの如し、土人乳銀杏と名づく。

原別（ハラベチ）

今、原別村といひ、隣近の小部落を合併す。野内の西南一里、造道の東半里にして、海道に緣る。

（後方羊蹄）（森松）（作道）

造道（ツクリミチ）

今、造道村といひ、松森、古館、濱館、駒籠等を合す。青森市街の東に、堤川を隔てたれど、近時其田宅多く變して街巷と爲るが故に、市區に編入せらるる地あり。

近年、造道に遊樂の囿園を造り、合浦公園といふ、青森榮町（茶屋丁）の東なり。○造道の村内に、後方羊蹄の地名ありといふ。されど、それは齊明五年紀のと、同名異地なり。

津輕事實考（安政中撰）云、今の作道村は、青森よりはるか後に派立し村なり、昔は、松森村（マツモリ）より山根へ通り、原別、野内へ往來せし由、民間舊記にも見ゆ、この松森をシリベチと云しまし、古老の口傳ににこれり、其證となすべきもの少しと雖、駒込川荒川この處へ落合て、外濱第一の大河（シリベシ）なり、夷言河水をベチといひ、是れやがて、古の後方羊蹄の地かと疑はる。○史學雜誌云、青森堤川の東方に、松森村あり、此の地方こそ、昔時よりシリベチと稱して、阿倍臣の政所を置きし所なれ、案するに、シリベチは蝦夷語、シリは陸地の海中に突き出てたる者、崎といふ義なり、ベチは江河といふ義にして、時として沼潟にも用ゐるなり、今、松森昔時の記錄を見るに、曰く「昔は、今の作道村なくて、此の邊まで入海にて、駒込の大河あり、荒川落合て海に注ぐ、今の作道は、青森より遙後に立し村なり、昔は松森村より山根へ通り、原別野内へ往來せり、云々」と、

齊明天皇五年三月、遣阿倍臣、率船師一百八十艘、討

（川堤）

蝦夷國、阿倍臣蒲集他田浮代二郡蝦夷二百四十人（其廢三十一人）、津輕郡蝦夷一百十二人（其廢四人）、膽振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿、卽以船一隻、與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠、時問蒐蝦夷膽鹿島蒐穗名二人、進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、隨膽鹿島等語、遂置郡領而歸。

又、文化中の「眞澄筆のまにまに」に曰はく「青森の茶屋丁の端より、西南に入りて、義經公の片脇巾を齋ひて、荒脚卷明神（アラハバキ）といふまします、大皂角の林ありて、そこに草刈童あり、こゝは斯理（シリ）嚴（ノベ）都の林なりと、問はざるに云ふ、あやしき事と思へば、問ひ返してまた問ふ、折しも草刈の友來て、如何なる事か申したるとて云ひぬ、云々」又、山崎立朴も「後方羊蹄の地は、今の青森の東郊、古館村の西にあたり、妙見の村に近き所なり云々」其の細註、今青森堤川の大橋の東郊、松森村の古道の邊に、高き所あり、其の地四凸上下し、川に添て平原あり、土人之を「シリベシ」野といふ、傍に荒鋤（アラハバキ）の明神の社あり、神寂て古を思ふに足れり、土人の曰はく、是は將軍の荒鋤を祭ると」後方羊蹄の名の、松森地内にあるを知る、且此川の近傍にある小祠は、土人イカシマ樣と稱して敬禮せり、是れ卽、夷酋膽鹿島の事なるべし、然してその政所を置きし地は、或は後世の堤彈正の居りし堤城（鏡城）歟といふものあれど、松森村の西方五町許福田にある遺跡こそ、是ならめと考らる、此の館跡と思ぼしき地は、四字形をなし、周圍に壘壁らしきもの、今に殘れり。

藩史云、寛永二年、開青森港、通海運、建市井千餘戸、架橋於堤川、三年而成、森山彌七郎掌之。

尻八館趾（シリハケタ）

今假に、後方羊蹄、古館の名に因みて、此に係く。南部文書に雜載せらるゝ、曆應二年十一月、曾我太郎貞光軍忠目安に見えたり。

去六月、安藤四郎以下敵等、尻八（シリハケ）館（タ）打入、依令致合戰、御奉行發向之時、同心致軍忠之間（中略）、同九月二十三日、又敵于貞光橋寄來之時、若黨矢木孫次郎、中野彌八、野呂彦八（中略）打死仕了、同十月、尾崎合戰之時、分取五人仕了、（下略）

尻八の訓、及び位置、正しくは知れず、或書に尻屋岬に係たるは、斷して信け難し。當時爭戰の形勢をおもへば、田名部の僻地にはあらず。今、松森の邊に、古館の名のこり、又後方羊蹄ありて、シリベシ、シリハチ相近し、後の定めをまつ。

駒籠（コマゴメ）

今、造道村の大字にして、其南一里。駒込川は、赤倉獄に發し、田代溫泉（タシロ）を經て、松森に至り、荒川に合せ卽堤川といひ海に入る、長五里許。

（田代）

駒籠の奥に廢村玉清水あり、天明度凶歲數年に渉りければ、一村擧て餓死せりと、其古跡を觀るに、元來拾戸内外の小村ならんと思はれ、礎石は所々に散在するのみならず、今に果樹なども存在せり、且、村の中央とも覺しき所に、泉水あり岩石の間より流れ、其聲涓々たり、此邊に石器の散布あり。○鑛泉志云、駒込村の奥五里餘に、田代鹽類泉あり、二所、一は元湯といひ、熱百二十度、一は新湯といひ、熱九十度。

八甲田山（ヤカプタ）

中央火山脈の雄傑にして、青森の南微東七里許、駒籠横内より之に登るべし、標高一千五百七十餘米。山中の溫泉、酸湯（スカユ）と曰ふ。釜伏は、舊四百六十米突、往時の活動を想見すべし。又、大湯の溫泉あり、硫質の噴氣孔尙盛なり。此山は、謂ゆる集合火山にて、噴火口數所あるべし、土人は、釜伏、繪堂、赤倉、高田大獄、田茂萢（タモヤツ）谷、國見、石倉、前獄の八峰ありと云ふ。津輕年代記高太の獄、一統志樣（カウダ）の獄。

（高太獄）（山田甲）

南谿東遊記云、津輕領の青森の南に當りて、甲田（カウダ）といへる高山あり、其峰參差として、指を立たるが如くなれば、土俗八甲田といふ、叡山愛宕抔のごとき山を、三つも五つも重れ上たるが如き高山也、津輕領の人、勇氣たくましき者、又は罪を得てすがたをかくす者、津輕の關所、南部の關所、ともに拔んとする時、極月より二月三月の頃ならば、此甲田山の絶頂をさして、雪の上を眞一文字に登り、磁石を立て、南部地は東南と志し、其方角のあたる方をさして、眞直にすべり落る事なりとぞ、常なみの本道を廻り行けば、五十里、七十里、或は百里にも餘る所を、纔に一日二日の間に行付なり、此外、津輕の外が濱にも、蟹田、蓬田邊より、今別、三馬屋邊へ、雪中には、眞直に山を越えて、甚近くて行かるゝ事なりと。○藩史云、天正十三年夏四月、南部信直、使其將名杭日向、帥兵三千、攻淺瀨石城、乃直踰耕田蛭飼兩山之險、陣打杭野。

（獄湯酸）

山崎氏地誌云、八甲田の溫泉は數條あれど、最も良好なるは、青森の南方、横内村より、杉の澤を經、酸湯に出で、更に東すること二粁、硫黄採取場を過ぎ、熔岩累々たる急傾斜を上り、遂に酢湯獄に達す、群峯中の最高峯なり、今、諸峯の位置を略叙するに、前獄は最北にして、其右（南）方に平頂を有するは田茂萢獄（タモヤツ）、其後方（東南）に鐘狀をなせるは酢湯獄なり、酢湯獄の左（北）方に、稍鋸齒狀をなして、相連なるは、井戸獄、赤倉獄といひ、其の左方に於て、遙に見ゆるものは、高田大獄、田代獄の二峯にして、又、以上群峰の左方に當りて、櫛峯（クシガミネ）、雄岳相連なり、攢峯秀を競ひ、莊嚴の觀あり、青森の地を去りて、東方、卽七戸より之を望めば、群山の外觀大に異なるを以て、其の名稱同じからず、卽、赤倉岳（アカクラ）をば八甲田山と呼び、高田獄の左方にあたるを乘鞍獄（津輕に石倉岳）といふ、以上の諸峯中、田茂萢獄は、外輪山の遺壁を示し、赤倉獄は其の中央火口丘にして、井戸獄は赤倉獄の寄生火山なり、而して其の他の諸峯は、外輪山

（赤倉獄）

以外に於て、後に噴出したる者のごとし、赤倉嶽は標高一千五百三十餘米、其火口は空澤の火口瀬によりて著しく破壞せられ、僅に其の南壁のみを存し、玆に熔岩其の他の累層の好露出を示す、山頂の東方に於て一小爆裂火口あり、圓形にして水を貯ふ、酢湯嶽は其形似の故を以て、又釜嶽と稱し、或は大嶽と呼ばれ、(七戸にては駒嶽といふ)北は赤倉岳に接し、双子火山の觀を呈し、南は赤水澤の溪流を隔てゝ、石倉嶽に對す、山頂鈍圓にして、中腹に於て二十八度内外の傾斜を有す、山頂東方に偏して圓形の火口あり、徑百四十米、深五十米に及ぶ、火口の西南に下れば、爰に徑十米の小湖あり、蓋、小爆裂火口址なり、又其の西麓には、硫黄噴氣孔、徑五十米に及べる二所の窪地をなし、其一は熱湯を湛へ地獄と稱せられ、其一は盛んに蒸氣を噴出す、此の地方は、八甲田火山群中に於て、最後の爆裂をなせし所とす。

青森(アヲモリ)　今、市制を布き、青森市といふ、人口三萬五千、北海渡航の名津にして、又、治廳、軍鎮あり。此地、弘前藩政の時、已に一大邑なりしも、僻陬に居り、寒陋を免れず。維新以來、一變して都會と爲る、鐵道、東京四百五十七哩、弘前二十哩。

郡中名字に「東卒土濱、包宿、持國多門天」といひ、又「北濱、鵜呼、惡知鳥」といふは、卽青森にあたる、東濱北濱の交堺なり。多聞天(タモンテン)は、今柳町の香取神社にして、油川熊野社、永祿二年再興棟札に「金光寺持國多聞天、南藏坊」と見えて、一古跡也。

隨鑾紀程云、青森、玆上古爲漁場、分四區、曰烏頭、曰安方、曰隄、曰多聞天、寛永中、弘前侯信牧、鐲賦稅、開埴頭、商賈四集、船舶輻輳、今街巷十九、列肆二千七百餘戶、有縣廳、軍營、學校、病院、警察、郵便諸署、爲北方一都會。○明治戊寅巡回日記云、青森、市店多新築、縱横開街、物貨稍足、店前皆造慮簷、便人行、備冬問積雪云、離市一里、有鎭臺分營、粉壁青甍、爲儼然構造、此地本蕭然一漁村耳、函館開港以來、四方人民來往、稍爲聚落、戶凡三千餘。

元祿二年刊行一目玉鉾云、青森の浦は、舟着にて、津輕松前の荷物、是より積むなり、諸國の廻船も、此湊まで通ふなれば、上方を聞習ひ、言葉やさしく、女の姿も當世にちかし、雞波津の問屋に見えし蓮葉女といへるあり、かれに萬をうつすなり。

青森は、慶長の頃迄は、人家なく、堤彈正の領内なりしが、彈正亡て後、大浦家より、其城址(横内)に城番十人衆を置き、外濱を管理せしむ、寛永元年、藩主青森派立を開設せしめ、此時、奉行森山藏之助(阿保氏)へ渡されたる條目、左の如し、(津輕志留遍)。

自他無縁之者、望次第在付可申候、但十年の間作取、井諸役申付間敷もの也、

寛永三年八月六日

一外々濱中商人船賣買、於當所可致之事、

一町人分者、高岡の町並たるべき事、

附、月々六度市相立可申事、

乾　四郎兵衛

服部長門守

寛永三年四月六日

新撰陸奥國誌云、青森の蓮華寺舊記、正應の頃、法華庵と云へる禪室の有し由記したれども、定かならず、其昔は、烏頭、安方、蜆、多門天と云ふ、四ケ村有しに、其村に松林あり、(原註松の在所詳ならず)、海上の通船、この松林の森々たるを見て、青森と云しより地名となる、寛永元年、この地船入と定り、村家も町割に成りけるとぞ、

日蓮の上足、蓮華阿闍梨(レンガ)日持(蜆)、駿州蓮永寺開祖)、正應四年、松前の蝦夷を化導せんが爲に、此地に至り、暫く寓居し、後泛海して高麗國へ入る、云々、(延山傳々)

灯抄、蓮華寺舊記)この說信け難し。蜆は、方俗雀(スヽホ)ともいふ、正しくは、堤にて、郡中名字に包宿といへる是なり。

新町、寺町、柳町等は、寛文四年の開發とぞ、其頃、月六度の市日を定められ、市神をば、新町御倉通の辻に祭る、今も民家の檐下に石塚あり、其址なり、往時は、七月の七夕(タナバタ)のねぶた祭の會場も、此辻とす、柳町の毘沙門堂は、近年改祀して香取神社といふ、津輕の舊風俗、陰曆七月の夜、市中童男女燈を點じ遊行す、其燈種々の形あり、皆五彩を施し、奇を競ひ新を巧む、又、一街一町、驚異を立てゝ大燈を造る、花鳥人物、神に佛に、或は夜叉鬼形、大なるは數丈、長竿に掛け車に駕し、大小數十千、光華粲然、往くあり來るあり、終宵市中を練行す、朔日を初夜とし、七夕に至て河流に棄つ、これをネブタ流と云、ネブタ何の義をしらず。(五所河原に合考すべし)

青森縣廳(アヲモリ)　今、善知鳥神社の南、新町に(大野長島町に接す)在り、八郡二市を統ぶ、人口合七十萬。

つがるしるべ云、寛永九年、青森に御假屋(屋敷城)取立、今の縣廳是れなり、寛永十一年、外濱船着は青森一ケ所に限る旨被仰付、當地繁昌、安方町、越前町、大町、米町、新町、濱町、寺町、鍛冶町、大工町、松森町、博勞町、堤町、鹽町、煙草町、蜆貝町の十五ケ町、三千戶と唱へしも、其實は三千なかりき、町奉行二人を置き、其下に町年寄、町同心を勤役せしめ、又、足輕大將、檢使役、目付等の武役を、一年交代として、御假屋に詰合せしめたり、維新後、北海道の交通隆盛に赴きしより、俄に戶口增加して、形勢一變、二十三町、民戶六千餘の多きに至れり、如是著しき盛榮を致したるは、畢竟北海道の襟喉を扼したる要港にして、津輕樣部(南部)の中心にあたれる治府なればなり。

大野(オホノ)　今、細越、安田を合せ、大野村といふ。近時、其青

森接近の田野は、皆街巷に變して、市中に編入せらる。」

小山内氏津輕事實考云、蛍の石碑の事、古人も異說ありて、疑なきにあらず、南部の地七戶に、石碑の古跡とて、東遊記にもそのことを載せたり、外の濱、浦町縣大野にも、石ぶみとてありしが、何のころにか、其石失せて、臺坐の石のみ、菱形にて、田の中にのこれりと聞きたり、余往年、大野村に宿して、土人に尋れども、其名知れるものなし、今は其跡さへ知るべからず。

石ふみやつかるのなちに在りときくえを世の中をおもひはなれぬ、(「清輔家集」)

浦町(ウラマチ)　今、青森市へ編入せらる、もと、青森の南なる村巷なりしが、近年、公私大小の家宅、之に布置せられしを、合併して、一市治に歸せしめらる。鐵道停車場あり、西は大野村、南は筒井(ツヽイ)村なり。

小山内氏津輕考、東濱を外の濱と云ひて、或は卒土の濱と書す、其浦町(ウラマチ)縣を、むかしより深澤と云ひしよし、舊記に見えたり。

青森兵營(アヲモリ)　筒井村の北なり、歩兵第五聯隊以下の營所とす。

善知鳥神社(ウトフ)　青森四街(濱町、大町、米町、新町)の西に在りて、外濱の古祠なり。祭神不詳、近世、宗形嚴島の三女神を本主と定む、本地佛辨財天と唱へられけれども也。(善知鳥(ウトフ)頭)

隨鑾紀程云、烏頭祠、古木扶疎、相傳、齊明帝時、越後守阿部比羅夫、征蝦愼、發舟師於此、因祀宗像三神焉、烏頭又作善知鳥、蓋海鳥、好穴居、毋呼烏頭、雛輙應曰耶須加多、獵者襄笠掩身、作毋聲、伺雛出捕之、黑身白斑、黄脚白毳、此鳥世所希見、昔或獲之三甌海上、西澤敬秀著善知鳥考、詳辨其名義形狀、猿樂善知鳥曲、揑造故事、以戒殺生、寺島氏三才圖會、傳寫失眞。○一統志云、青森烏頭町、善知鳥とも書す、此地に烏頭宮、烏頭池あり、安潟といふも、今在所の名なり。

新撰國誌云、烏頭社は、昔は池の辨天とも呼ばれ、社僧養川寺址は、其西(大手通の西側)に存す、此寺何の頃にか荒廢したるを、青森の湊開かれし後、寛永十八年、辨天社再興ありて、宗形の三女神を勸請すること舊に仍る、されば、初め何の世に誰人の宗像神を奉祀せしにや、詳になしがたけれども、齊明天皇の御宇に、肅愼國蝦夷を語ひて仇せしとき、越の國守阿部比羅夫、昔神功皇后宗像神社に奉幣、速に仇を打平し例に準て、爰にも宗像神勸請ありけんと云るは、實に左あるべくや、しかるに、後世に種々の虛誕妄說を云ひ、猥に詠じ謠物に作り、いよ〳〵事實を失ひ、あらぬ奇怪の作物語も出來たるなるべし。

津輕外濱、古有善知鳥、栖宿海岸岩洞、其入於國猷、演於諸曲久矣、後雜劇傳奇妄添蛇足、粉飾誕說、以臆炙人口、而今則無此鳥矣、但有祠祀之、不知何神也、津輕侯命案此鳥於蝦夷地、方獲三隻、籠致囑畫工寫生、需余詩、因賦古風、一齋

北溟有異鳥、其名曰善知、頭長而脛促、黄觜而白毳、尾如鷲之短、背似鴉之細、岩洞寄棲止、匹處雄逐鳴、情意驚且戀、飛鳴不相離、所以才調子、采入國風詞、一變爲曲本、再變爲傳奇、綺語使人惑、能泣群女兒、妄誕雖難信、足想不凡姿、遺種今安在、物色及島夷、水濱空陳迹、欲尋更憑誰、莫是爰居類、千載存古祠、

東遊雜記云、青森は、諸書に市中三千軒、繁昌の地とあれど、さにはあらず、昔は左もありしや、人家は漸く千軒許にも見え、しかも見苦しき家居なり、松前の城下、江指浦、箱館浦より見れば、勝劣の論なし、近年は此邊大地震にて、打續き凶歲饑饉に及び、數多の死人ありし、故に此の如くなりしと、案内のもの〻言ひしなり、此所に善知鳥の社と稱する寺塔、御巡見所なり、歌にもよみ書にもあらはし、或は謠、又淨瑠璃までにも作りて、世に知る舊跡なるに、社も漸く方一間許、極粗末の小社にて、社家別當の家にも言傳へし事更になし、善知鳥の舊宅、嚴島の明神社もあり、是も昔此地へ勸請せしといふのみの事也、今の領主津輕侯建立といふ。○奥荒海云、平館よりいと心細き道すがら、岩根蹈重なる山の麓を行く、右は浦波高く寄歸りたり、蟹田、蓬田、大濱など云る驛過て、青森に宿る、爰は津輕第一の湊にて、町々數あり、長さは一里餘に及び、安かた町などいへるも此所にて、漁人の住る家居八百軒、なべての家居三千有り、外濱九十三里の程となん、善知鳥の宮などある、處がら、彼方此方見やらるゝに、海遙にてえも言はずよし、

里の子がうたふ安かた安くのみいく代年ある秋や樂しむ。

今案、小山内氏津輕考に「烏頭明神、昔の社地は、青森より西南田の中に一つの林あり、寺跡とも見ゆる地なり、烏頭の事跡、狂言綺語に綴りたるは論ずるに不足、日本紀に、津輕優曇郡の蝦夷、脂利古金折兄弟、髮を剃て僧となり寺を建つとありて、優曇は卽烏頭なり」云々。されど、本文に、陸奥國優耆曇郡とありて、後の置賜郡なれば、優曇卽烏頭といふは、輕率の論なり。

有問塚(ウトフ)　奥羽永慶軍記、(天正の末の行途紀事の中に曰く)「奥の千引の明神を伏拜み、夫より津輕卒土の濱に下れば、道すがら有問塚、(ウトフ)無相(ムソウ)町一見して、出羽の國秋田へ來る」云々。

延享年間、秋田藩士岡見知愛の著、秋田六郡舊誌(柞山志)に「青森の湊、長一里、町四通、安方町八百軒は漁師なり、有問塚、有問宮あり、總家數三千軒、此の邊を外が濱といふ、是より國なし、大濱より夷族住

所多し、云々」と、或は日本書紀の「定淳代津輕二郡郡領、遂於有間濱、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸」とある有間(アリマ)な、有間の訛かと疑はるれど、上晉下訓にて、古法に合はず。而も有間塚有間宮といふは、宗形神（中古以來辨財天に混す）と、もとより一境にして異社とす。近年二祠を混淆するは、何等の意にや。俗傳には「善知鳥村は、青森の舊名也、昔時允恭天皇の御代に、鳥頭(ウトウ)中納言安潟と云へる人、犯せる罪ありて勅勘を蒙り、此地に流されけるより其名あり、又、安部貞任の臣鵜藤安方、貞任の遺子を携へ逃れ來り漁師となりしが、其靈魂化して鳥となる、土人之を祭りて善知鳥神社と稱すとも云ふ」不審愈多し。○新撰國誌云、俗説に、安方を浦の領主と語り、「善智鳥前とは、安方の妻なり、亡夫に勝りたる慧智の婦人にして、此の浦の事、身自世話し、淺蟲村掛橋山の館に住せしが、長命にして生神となる」、云々、今も、巫覡神送の祝文に「善智鳥の前、掛橋、あけちが嶽まで送り居」と云ふ句遺る。○再考、郡中名字、浪岡御所北畑殿の當奏侍、八家の一に鵜取(ウトウ)といへり、在名を稱へし土豪の有しは、實なるべし。

子を思ふ涙の雨の血にふれればはかなきものはうとふやすかた、（藻鹽草、新撰歌枕）

子をおもふ涙の雨の笠の上にかゝるもわびしやすかたの鳥、

大神宮へ勅使下りて、うとふやすかたと云鳥を取て、三角柏と云樒に備て、神供に奉ると也、此鳥取者は、簑笠をきてとるなり、その内へは、砂の中に子を生てかへしたるを、母鳥のうとふが眞似をして、うとふうとふとよへば、やすかたといひてはひ出るを取と也、其時、母空にかなたゝなたへつきてあるきて、鳴泪の雨のごとくに血にて降るあひた、その涙かゝりて身そんするゆへに、みのかさをきるといふ。（以上）

（取鵜）　（刀鳥）

曲亭烹雜記云、おもふに、善知鳥は出崎といふが如し、陸奥の方言に、海濱の出崎をうとふといふ、外が濱なる水鳥に、背は太くて、眼下肉つきの所高く出たるものある故に、之をもうとふと云ふ歟、又波鳥の嘴に喩て、出埼をうとふと云ふ歟、何れにまれ、指出たるをうとふといふ、東國の方言なり、美濃國御嶽驛の東に、うとふ村あり、信濃國□□郡にうとふ坂あり、鳥頭と書く、是等皆指出たる所なれば、うとふといふならん、さてうとふを善知鳥と書く由は、此鳥甚しく人を恐れ、又善く其友を愛す、もし其一隻を獵師に捕らるれば、もろ鳥其ほとりを飛廻りて泣く事止まず、涙を落す雨の如しとなん、故に善智の二字をあてたる歟、又鶏とも書す、其義詳ならず。

今按、ウトウ(宇藤)、ウタウ(歌)、ブダウ(武動)、葡萄)、フドウ(不動)など、諸州の地名に多し。中にも、坂路に此名を負はするもの、最注目すべし。古蝦夷語にやと疑はるゝも、明解を得ず。新撰字鏡に「鷽、其月反、烏刀(ウタウ)」とありて、世に「ウトフヤスカタ」といふ鳥は是れか（新撰國誌）。字書によれば、鷽はミサゴの類なり、海濱に栖飛する故に、かゝる字をもはめしか歟。津輕郡中名字には、鵜取(ウトウ)、鵜呼にも作りたり。さて、此善知鳥の故典、藻鹽草に據れば、伊勢神宮の供物と云ひ、本來、神宮に近き國の事なりと知るべし。之を「陸奥の外の濱」とよまれしは、疑惑にたへず。神宮の古例舊記など、詳に搜索したらんには、意外の發見もあるべくおもはる。

みちのくの外の濱なる呼子鳥なくなる聲はうとふやすかた、（夫木抄）

定　家

新撰國誌（青森の條）云、此地、昔は葦澤砂洲多き故に、彌洲潟と呼びしを、其の潟は漸々埋れて、（今も町頭に地低水溜等ありて、何さま洲潟の址なるべく見ゆ）後に村居となりて安方と云ひしが、寛永元年、當港取立の時に、町割となりて舊のまゝに安方を町の名とせり、善知鳥といへるも、此の東の方にて、其地は昔上米町、上大町、上濱町、越前町邊まで渉りし由傳たれども、定かには知り難し、今に此町の南裡に善智鳥神社あり、又善智鳥沼あり、善智鳥は舊鳥の名にして（鳥頭とも書り）、昔この彌洲潟に栖しならんが、今は洲潟も址形なくなりければ、希に渡り來るのみにして常に栖まず、如何なる鳥とも知らぬ人多けれども、松前地方には今も栖み、てふれやんけしり二島には、常に多く栖めるよし、或説に、此の鳥の聲、長やかに美しく、歌を謠ふが如くなるにより、歌ふと云ふ義に取る歟、啼音を松前人に尋しに、かすへと云ふ鳥に似たりと云へば、かすへは爰にも多くありて、啼音の「すかへ、すかへ」と聞えて、聲の美しからぬものなり、不審にこそ、云々。

安方(ヤスカタ)　今、善知鳥祠の西を安方町といひ、鐵道停車場あり。又、其海邊には、棧橋ありて、函館小樽の常航船、及び遠近の海上出入、一に此口に由れり、日夜熱鬧の巷なり。

觀跡聞老志云、安潟村、今在外濱青森山畔、此地有鳥、産子于沙上、人捕其子、則悲鳴殊甚、土人曰沙鳥、或稱善知鳥、或號烏鷸、又云、安潟鳥、或號善知鳥、相傳是所産于外濱也、近來、春夏之交、商賈賣之、其大似小鳧、而通形淡黑、長首尖觜、觜脚共黄色、但自頷下至下腹純白、商人曰之善知鳥、食之則有脂甚美、其好味不減絲頭鴨、此鳥實不審眞僞焉、然以歌謠所述之趣而考之、則其肉足以供鼎實、其味足以養脾胃、故業之者亦貪多務得、而至專害生致殺、如此之酷、與識者詳焉。○東遊雜記云、前々太平記に、呼子鳥は、雁のことなりと見え、

彼の「なくなる聲はうたふやす方」とよまれしは、皇國の邊土、外がま濱でも、めでたく安き御代なりと、祝言せし和歌なるべし。

和漢三才圖會云、善知鳥、正字未詳、俗曰宇止布、按鷗屬、形色配背、而背黄末勻、脚淡赤色、奥州率土濱有之、特安潟浦邊多。

陸奥のそとの濱なるうつほ鳥手はやすかたのれをのみぞなく、（大塔軍記）

津輕紀聞云、青森安方町のうとふの宮のうしろに沼あり、僅にのこれり。善知鳥を捕りし故跡とぞ、大濱は、其西一里、よき商人多く、いか樣ほんじやうの地にて、問屋もあり。○郡中名字に、北濱、善知鳥、惡知鳥と書し、惡知鳥をヤスカタとよましめんとしたり、奇僻甚し。○謠曲拾葉抄云、雁の其子を呼ぶ聲によりて、うたふと名つけ、子鳥の安らかなるを、安方と名づく、一説ヨナトリ(鷗)といへり。

青森港(アオモリ)　陸奥海灣、西支の灣底にして、著顯なる港界なく、全く北方に向ひ露開す。函館六十浬、大湊（田名部）三十四浬。

水路志云、青森錨地は北に露開し、其水深は濱に向ひ漸次に減す、而して距濱約二鏈半の處は、水深九尋にして、錨掻きよし、青森は、陸奥海灣内最重要の市街なり、街東に堤川あり、二鏈の間門洲擴延し、以て河口を鎖す。

津輕年代記云、寛永二年、江戸廻り御廻船始り申候、外濱へ上方船多參候て、賑々敷成候間、新町派立可被成由にて、御見立有之、則御公儀へ願立、安方町よりつゞき、堤村まで町作、七百軒と申立相成候、是へ引越候者に、飯米被下候、又、外濱不殘青森にて扱候間、大野村に牢立、科人なども弘前へ不引上候、寛永十八年、青森辨天堂立、延寶二年、青森に御屋形被建置候。

（堤浦）

横内(ヨコウチ)　今、横内村といひ、青森の南一里半、山麓に在り て、野尻、牛館、雲谷、田茂木野等を合す。東は駒込に至り、西は荒川に至り、南方の山谷は、八甲田の大嶽に屬す。堤城址あり、南部氏津輕領有の頃に、堤(ツツミ)浦といひ、其族藁を置きしは即此也。

一統志云、天正十三年三月、大浦爲信、油川を攻取り給ひ、僧坊頼英が本堂に逗留在りて、外濱筋御沙汰有るに、高田、荒川、横内邊の香共、悉御味方に屬しける、横内の城主堤彈正左衛門は、其父孫六、先年南部の櫻庭合戰援兵として、爲信公の父（武田甚三郎殿）出陣の砌、爲副將、共に討死せし者の子といひ、殊に親き外戚なれども、一向武義に缺たる者なりしかば、之を追落さる。

堤城趾(ツツミ)　つがるしるべ云、横内の東五町、字龜井の城址は、九十間四方にして圓形なり、故に鏡の城ともよばる、昔、堤孫六則景此に居りて、東濱（藩政の横内浦町の兩組、七十五村の地）を領知す、剛勇世に聞えて鬼孫六といはれたり、然るに、其子彈正、油川落城の際、雜儀身に及んことを恐れ、城を捨て遁れ、後高陣場に於て殺さる、横内村常福寺に、其位牌並に遺物今尚存せり、昔は、外濱横内十人衆と唱、十人の城番を置かれしこともあり。

南部系譜云、二十祖信時、四子光康、知行津輕郡堤(ツツミ)浦、稱彈正左衛門。○祐清私記云、永祿の比、南部殿の郡代津(ツ)村某、堤浦の館に在住のところ、其家臣西野相川の二人叛逆して、津村を追落す、元龜三年の秋、糠部左衛門尉高信、津輕出陣、逆徒西野相川を破り、堤浦館へ入りたまひ、後石川館を居城とせられける。

○津輕異聞錄云、横内は、南部達戸康時の子、孫六知行す、永祿二十三年、櫻庭に戰死し、其子彈正は爲則公の聟也、其子宗七爲信公へ奉公す（永祿一作天文）、康時は、明應年中郡司として下る、初名光康なり。

糠部五郎小史云、三戸通繼の代に、津輕雅樂頭信忠の臣、三代理右衛門、其の主を殺し叛きて津輕に據る、既にして、通繼の子信時、弊政を一新し、四男田子彈正光康をして、兵を率ゐて三代を討たしめ之に克つ、光康即津輕郡代となり堤浦に居り、雅樂頭の跡を興し、堤彈正と號す、永正四年、三代利右衛門の子主水(モンド)、再亂を作す、安信（信時の嫡孫）兵を弟高信に授けて、主水を伐たしむ、云々。○堤浦とは、此東外濱の汎名なりけん、猶、上浦、大浦のごとし。津村は、堤浦の訛歟（沖館合考、南部根元記には鼓につくる）、雅樂頭は、下の野尻に合考すべし。

横内妙現堂(コウチメウケン)　小山内氏津輕考云、横内村妙現堂は、昔は大社なりしが、中頃衰微して、社司古き唐櫃一つを神物として小堂に安置せし耳、近年再興あり、社領を附せられ、大祠となれり、この邊古き碑ありて、皆卵塔なり、文字見るべからず、堂の近邊にもあり、俗傳曰、唐櫃の中に數枚の古面を納めしと、さて齊明紀に、津輕の蝦夷、伊香島、魚名と云ものありとみへたり、今の横内妙見の近邊、川をへだて小堂あり、土人いかしま樣と申て、是を敬せり、合考すべし。○郡中名字に、東卒土濱(ハタヅリ)、廿折長峰、妙見堂、云々、又、横内と載す。長峯とは、妙見堂の在地歟。油川熊野社、永祿二年再興棟札に、「北斗寺、妙見大菩薩勸請、南藏坊」云々とあれば、糠部斗賀の南藏坊の建立せしならんが、年代知れず。

野尻(ノジリ)　今、横内村の大字とす。南部文書、正平十五年（或曰五年）、南部雅樂助へ與へられし、北畠國司顯信の證判に、「外濱野尻郷、相傳領掌」云々。或は、此雅樂助を、南部信長の舍弟と爲すものあれど、詳ならず。されど、横内堤城の郡代は、此雅樂助の故實に因る所ありしこと、想ふに足らん。

雲谷(モヤ)　今、横内村の大字にて、山間の小部落とす。雲は古

訓モなり、出雲の例にて之を知るべし。

荒川（アラカハ）　今、荒川村といひ、横内の西にして、青森の南一里餘。其溪流は、八甲田の山中に出で、堤川とも呼ばるゝもの卽是なり、長凡七里。

八甲田山中の赤倉湯（高熱二百十餘度）、酢湯（二泉各熱百四十度許）は、共に荒川村の所管なれど、五六里の奥山に在りて、浴客多からず。○奥南盛風記に、津輕郡代南部高信の老臣、金濱修理（圓齋）あり、荒川村金濱（カナハマ）を在名とする歟。しかし又、三戸郡、閉伊郡にも同名あり。

細越（ホソコエ）（濱金）　今、大野村の管内なれど、其西にして、荒川村に隣る、石器時代の遺跡あり。○寛知集に、荒川、細越の村名を錄す、高田、横内は見えず、いかなる故にや。

高田（タカダ）　今、高田村といひ、荒川の西なる山村にして、野澤、小館、入内等を合す。凡青森より、浪岡弘前へ赴かんには、南北の二路あり、北路は、新城鶴坂に出で、南路は高田豆坂を經、故に豆坂（マメガサカ）通の名あり。

入内（ニフナイ）　今、高田村の大字にして、豆坂（マメ）の小部落なり。○新撰國誌方、入内（ニフナイ）觀音堂、今改めて、小金山神社といふ、地方の一舊跡なり、寶物、扁額一枚、竪一尺四寸横一尺九寸、馬を繪畫す、又一枚、麒麟にて稍大なり、慶長七年六月の識あり、又一枚、鷹を畫く、慶長十六年の識あり、棟札には「慶長十九年、奥州龍内正觀音」云々、此堂舍創始の正說なし、一舊記に「元龜三年、輕井澤の首塚鳴動」云々、首塚とは、卽入内觀音堂の地かともいへる說あり、高陣場は、山上の廣平にして、四方遠きを望むべし、此に饅頭石とて、禹餘糧に似たる石多し。

一統志云、天正六年七月、浪岡左近秋則は、姉君を尋ねんと、千町田を伴ひ、津輕坂の西東、王餘魚（カレ）澤の北南を行盡し、餘りに尋侘ければ、入内の觀音に通夜して、あくれば、外濱より小舟に打乘て田名部の方へぞ落行ける、夫より南部へ落着、今以彼の家に仕官しけるとぞ。○津輕志留遍云、高陣場（タカヂンバ）は、豆坂通の山中にあり、往昔、津輕大浦家の先代、則信公、南部家の謀計に陷り、此地にて退却の時、此に敗兵を集めたりと、近世は、藩主外濱巡視の節、必高陣場に休憩あり、眺望頗廣し。

新城（シンジヤウ）　今、新城村といふ、青森の西一里半にして、弘前への山道にあたる。鐵道、青森四哩、大釋迦（ダイシヤカ）七哩。

明治戊寅巡回日記云、發青森一里餘、原野就墾圃、穀苗蕃茂、眺望甚美、過新城、山谷連亙、津輕坂横絶其間、道路甚險。○東日流傳記に、三の迫三百町の内、新城に百町、津輕六郡の外にて、吉次の領分なり、云々。下の戸建澤に合考すべし。

津輕年代記云、天正十三年三月、二十六日の夜、油川の奥瀨善九郎落城仕候、右は、大浦殿、新城の者共被囮立候故、油川にて動顛致し、田名部へ落行候、大浦の大勢、二十九日門徒寺へ御止り、外之濱不殘御手に入申候。

沖館（オキタテ）　今、田滝、三内、古川等と相合せ、瀧内村（タキナイ）と改む。新城と高田青森の間、山海の際に在る小部落なり。祐清私記云、永祿の比、南部殿の郡代として、津村某、津輕堤浦の館に在住したり、其家臣西野相川の二人、謀叛を爲し、元龜三年の春、堤浦館を夜討にして、郡代を追落す、同年の秋、三戸より左衛門尉高信、打手として出陣、野邊地よりすでに淺蟲に入りたまふ、西野相川は之を聞き、沖館青森の邊に陣を取り、遂に一戰あり、逆徒敗亡、藤崎左近良任、取返し防戰したれど、力及ばず、西野相川も打死す、高信は石川を居城とし、津輕を治めたまふ。

新田（ニヒタ）　今、瀧内村の大字にて、沖館の西北、油川大濱に近し。津輕新城の一溪は、此に來りて海に入る。○寛知集に、青森西北の海村は、新城、新田、油川等の數村にすぎず。

又、鶴坂（ツル）といふ、卽外濱と内郡の分堺にあたり、今新城村の西南二里。鐵道幷びに驛道、共に此を通すれど、一險難なり。

隨鑾紀程云、新城村、白旗野、石徑磽确、皇上騎馬、衆乃徒行、獨梵珠嶽屹立北方、鶴坂舊曰津輕坂、寛喜中、津輕秀直爲安東氏所亡、其子賴秀潛跡焉、以業燒炭、掘得沙金、獻之天朝、子孫封侯、進秩十萬石、因改今名、文化年中也、降坂直逢大釋伽驛。

京都養源院權僧正慈天師筆記、（津輕三代信義の第十一子、此書、世に可足記と云ふ）

津輕麓祖は、左衛門尉藤原秀榮と申候、秀榮は大纖冠鎌足八代、鎭守府將軍秀郷の子孫に候、基衡、安倍宗任の女を娶り、秀衡秀榮生れ、秀衡を御館太郎殿、秀榮を御館次郎と申候、次郎殿年若の頃、基衡より津輕の内三郡賜り、秀衡代に到り一圓全く賜り候而、苗氏は津輕と名乘候、十三に被居候故、十三の左衛門尉殿共申候、御子息秀元御代、九郎判官身代には、一家の内杉目太郎行信いたし候（中略）、其子左衛門秀直殿、其子下郡藤太賴秀殿、此時家衰へて、藤崎の安東家勢强く、秀直殿是を被歎、某歴代津輕管領の末に生れ、おめ〳〵旗下の士に土地奪はるゝこそ遺恨なれとて、寶治中安東と戰て討死、藤太殿幼稚なれば、乳母抱へて新莊へ連行、領主吉次某を賴み、深く隱し候由、卽吉次が子と唱へ、戸建澤（トタテサハ）にて、炭燒候山中に隱し置候、最明寺時賴入道回國、當郡へ下られ津輕家の御事尋有、吉次某、安東横領いたし候故、津輕左衛門尉子孫波岡に居候體、具に申候得ば、時賴入道云々（中略）御子秀季殿、御郡中の金銀高荷に作り、母君同道にて、近衛殿の祖父殿に謁し、黄金若干を禁裏へ被獻候（中略）、

津輕坂（ツルガル）（鶴坂）（戸建澤）

後醍醐天皇の御宇、官軍に屬し奉り、安倍野に於て討死候由、秀季殿御子秀光は大光寺に居城云々。

新庄（シンジヤウ）の領主吉次云々は、東日流傳記にも見え、之を金買物語と最明寺回國にとりあはせし筋なれど、津輕管領十三藤太は、安東氏なり、安倍野戰死は安東貞季歟、大光寺左衛門尉は曾我氏也。○郡中名宇「北濱油川、大袋」といへる大袋（オホフクロ）は、今の鶴坂の舊村里名とす。

上磯（カミソ）　青森灣西岸の汎名にして、南は油川村に起り、今別、三厩（津輕海峽に屬す）に及ぼす。○青森縣地理書云、青森より灣の西岸に沿ひ、北に進めば、油川、蟹田、平館、今別、三厩等の諸村あり、舊松前街道の宿驛たり、此地方を總稱して上磯といひ、漁業盛なり。○明和三年正月二十八日、上磯大地震、油川後潟兩組にて、倒潰八百戸、死亡百九十口。

上磯の名疑ふべし、上南下北の習例に背く。然らば、夷語に出で、上下の字を假るも、本義には非ず、夷語カマソあり、平盤狀の岩をいふ。○新撰國誌云、青森の西濱を上磯と呼び、東濱（野内、淺蟲）を下磯といふ、西を上とし東とするなり、江灣に海參、帆立、烏賊多し、又大口魚を捕る。○再按、郡中名宇に、青森の邊を東外濱といひ、下磯といはず、上磯をば北濱（キタ）といふ、北外濱の義なり。

油川（アブラカハ）（濱北）（濱大）　今、油川村といひ、羽白（ハシロ）を合す。新城の東北一里、海濱に居り、安方町の西北一里。之より、上磯通は、蟹田に至るまで、村家皆海に沿り、漁撈生を爲す。油川は大濱（オホハマ）とも呼び、藩政の時まで、青森に次げる埠頭にして、南部松前の商船之に繫泊したり。又、往時の海陸交通の狀は、專津輕坂を以て大濱に往來し、豆坂を以て青森に往來したるを記すべし。○一統志に、熊野十二所權現社、外濱油川村に在り、永祿二己未年、北畠大納言源具永卿（浪岡御所）再興の棟札あり、其裏書に曰く、金光寺持國多聞天、北斗寺妙見大菩薩、建立以後、熊野十二所權現、勸請於十彎寺、南藏坊、時勸進小幡東覺坊、云々。

金光寺は青森にて、北斗寺は横内の舊跡なり、此梁牌を以て之を發明するに足らん。俗說、田村丸建立といふ如きは、攻めすして自破る。

油川沿革史云、書史の徵すべきは、桓武帝大同二年、坂上將軍の東日流征伐の時、數所の社寺を建立す、油川熊野社も其一なり、文治中、源義經は油川圓明寺に寄寓し、其從者辨慶手寫の經卷は、今も弘前へ轉地せる圓明寺に秘藏す。

一統志云、天正七年、津輕三郡大形大浦爲信の手に屬しけれども、外濱筋平均未だ成らず、油川、高田、荒川、蓬田、横内の者とも召に應ぜざりしが、油川を追落さるべしとて、天正十三年三月、彼の表へ手遣あり、此油川の城主奥瀨善九郎は、波岡御所由緒のものなり、己に新城村迄大浦勢の先陣押入、在家に火をかけたりければ、油川の男女是を見、我先にと逃迷ふ、爰に淨土眞宗圓明寺の沙門に念西坊賴英、小賢き者なれば、油川の町端所々を放火し、御味方に加らんと相計る、奥瀨元來大臆病の者なりしかば、僅に一族資用を舟に取乘せ、田名部へと漕退きけり。○異聞錄云、南部奥瀨判九郎下り、外濱の代官なり、其子、油川善九郎、船水讃岐なり。

瀨戸子（セトシ）　今、田澤と共に奥内村の管内とすれど、油川村の北一里、奥内の南なり。寛知集に、瀨戸子、田澤の名あるを想へば、狹地なれど、當時已に田租を出せし也。田租なき村里は、すべて彼交名に列せず。青森、蟹田、今別の如き、當時町と呼ばれて、市邑なりと雖、之を缺きたり、其餘概推すべし。

奥内（オクナイ）　今、奥内村といひ、田澤（タサハ）、飛鳥、瀨戸子、前田（マヘダ）、内部（ウチベ）等を合す。油川の北一里半、油川城址は田澤にのこれり。

東日流傳記云、外濱油川の城主奥瀨善九郎、天正十三年三月二十八日破軍。

内摩部（ウチマベ）　今、奥内村の大字とす。古證文に、外濱、内摩部郷とあるは、卽此なり、内眞邊（ウチママベ）にもつくる。

外濱内摩部郷、井未給村々、泉田、湖方、中澤、眞板、佐比内、中目等村、被宛行南部又次郎師行、同一族等候、可御沙汰之由、被仰政所畢、然而同在彼所、無事之煩、可令沙汰付者、依仰執達如件、

建武二年三月十日　　大藏權少輔清高奉

尾張彈正左衛門尉殿（南部文書）

此に、泉田、佐比内、中目とある村名、今知れず、湖方は潮方の誤書のみ、眞板（マイタ）は今の前田ならん。尾張彈正とは、鹿角郡の豪族、成田賴時歟、當時、南部師行、多田眞綱と相並びて、津輕の奉行人たり。さて、此内摩部は、彼の元亨の頃の津輕亂に、安藤五郎三郎季久の據りし地なるべし。諏訪緣起繪詞に、季久と季長（安藤太）の對抗ないひ、

兩人の留守の士卒數千、夷賊を催し、外濱内末部（ウチマベ）、西濱打差圍に城郭を構て相爭ふ、云々。

又、季久の子と想はゝ、五郎二郎家季ありて、建武元年の夏の頃より、異心を抱き、外濱押領云々の事、舊簡に見えたり、（藤崎安藤館址に合考せよ）。されば、翌年二月の外濱の未給分は、蓋、家季の沒收跡を、師行に賜りしものとす。されど、興國中に至り、安藤一族が、宮方に歸降の事も明なれば、家季は果して此際に敗滅しけるや、又子孫存續したるや、知れず。此外濱は、戰國の頃に及べば、濵岡北畠氏に併せられし如し。

梵珠嶽（ボンジユ）　奥内の西嶺にして、標高六百米、さのみ高大といふにはあられど、地方の一望標たり。濵岡、木造の方よ

りも之を仰ぐ。

後潟（ウシロカタ）　今、後潟村といひ、小橋、六枚橋、四戸橋（シトハシ）等を合す、奥内の北一里半。建武二年文書に、潮方（ウシホカタ）といふ是なり、俗説、シリベの尻も、これには露顯を免れず。

（方潮）小山内氏津輕老云、後方半路は、松前渡島（ワタリシマ）の地にあらず、外濱、後方（クシロカタ）村、昔はシリベ村と云し由、古記にも見へたれば、是れシ言を略して云しもの歟、後世、其を又字の儘によみて、うしろかたと唱しものなるべし、元明紀、度島津輕津司云々、松前津輕の海上、彼是の往來渡津の事を司るものを置かれしと見ゆ、これにても、比羅夫の政所を置しは、後方村の地なるを思ふべく、津輕の名も昔より海津の要地なるを以ての名なるを知るべし。○蠣崎家譜に、浪岡御所顯慶卿の時、稻我郡潮潟、野田の兩村を當家に知行せしめらる、云々、外濱を稻我郡といふこと、一異なり。

蓬田（コムギタ）　後潟の北を蓬田村といひ、中澤（ナカサハ）、廣瀬を合す。蓬田の西嶺を阿彌陀山、袴腰嶽といふ、北津輕郡の中里の東にあたる。（中澤）中澤は、内摩部に援ける、建武文書に載せられし村名なり。

安永紀行奥荒海云、外が濱館より、いと心細道すがら、岩根蹈重なる山の麓を行く、右は浦波高く寄歸りたり、蟹田、蓬田、大濱など云る驛過て、青森に宿る。○寛知集に、蓬田、野田の二村を錄す、蓋、當時、西濱十三より、東濱油川までの間に、是れら三四村の外に、輪租の熟田なかりし也。

蟹田（カニタ）　今、蟹田村といひ、小國、石濱（イシハマ）を合す。上磯の大邑にして、青森を去る八里。東は斗南灣を望み、西は小國の谿中より、今別、三厩への捷路を通す。

（濱石）東山志云、蟹田の石濱、波荒きときは通行し難し、野田には玉川あり。○慶長年中、弘前城普請の時、蟹田小國の山より、鐵を採ること、津輕年代記に見ゆ。又、貞享四年、六ヶ町御定とは、

弘前

上役一軒、此出人夫九十六人、
下々役一軒、同三十人、
地子銀、町一軒、十五文目より五文目迄、
上町一反歩に付　米一石
中町一反歩に付　米九斗
下町一反歩に付　米八斗

十三町、深浦町、蟹田町、今別町は、一反歩に付、米八斗、碇關町、野内町、大間越町は、何れも在村宅地に同じ。（津輕信政傳）○郡中名字に、北濱の蟹田はなくて、中深（チウシン）あり、今、中師（チウシ）川といふは、卽蟹田の溪流なり。

（師中）中師川の北三里、今津、野田（ノダ）、蟹田の北三里、今津、野田、海岸四里許にわたる。平館の山中に根岸温泉あり、熱百度、鹽類性に屬するとぞ。

平館（ヒラタテ）　石崎等を合はせ、海岸四里許にわたる。平館の山野田濱は、平館と蟹田石濱の間なるが、土人或は、此を以て六玉川の一名跡なりとて、古人の歌詠を引くは、杜撰なり。但し、此に玉川といふは、水中に墨耀石を出す故にやあらん。○松前舊事記云、永祿五年の夏、蠣崎四代若狹守季廣の息慶廣を使として、津輕浪岡御所の幕下として、野田を領知す。（蠣崎家譜云、浪岡顯慶卿の時、潮濱野田を知行す）○小磯氏紀行、奥荒海云、安永六年、松前を去り、都へ歸る、八月八日、先、津輕三馬屋と云へるを志し、舟にて渡る、空晴いとよければとて乘出たるに、秋の暴風の定めなく、いと凄く吹出て、波彌高く立まさりて、行くべき三馬やへは行かで、猶、松前の方に吉岡と云ふ處に着きたり、斯てはなどかと、人々行末恐ろしく語り合せ、九日の卯時ばかりに、又舟に乗出たるに、沖津風いと烈しく、今日も漂ひ疲れぬ、

（田野）

奥の海や千島を跡に行く舟の波安かれと思ふばかりぞ、

兎角する内に、聊かなごみたれど、三馬屋へは行くべき風なくて、平館といへる所に寄りぬ、

思ふこと千島を出て乘る舟の都のかたへ行く空そなき。

石崎（イシサキ）　今、平館村の大字なれど、其北西凡二里、なほ西に海崖を行けば、應野崎、毋衣月濱に達すべし。朱谷あり、赭土を採るべし、眞の丹砂にはあらず。

（朱谷）南谿東遊記云、外が濱、平館の北にあたり、巖石海中に突出、東を石崎の鼻といふ、其所を越えて暫し行けば、朱谷（シユタニ）あり、山々高く聳たる間より、細き谷川流れ出て海に落る、此谷の土石皆朱色なり、水の色までいと赤く、其落る所の海の小石までも、多く朱色なり、此邊の海中の魚も皆赤しと聞く。○一統志云、赭土は外濱の赭澤に出づ、製すれば朱辰に類す、往年、江戸紅葉山、野州日光山の造營にあたり、國主之を獻進して其用を供ぜり。○新撰國誌云、一本木村、砂森の東三町餘を、茜澤（アカサハ）といひ、溪間の土石皆赤し、土人は之を朱砂なりといふも、實は然らず。

平館海峽（タヒラダテ）　卽、陸奥海灣の峽道にして、平館と斗南半島の九艘泊の間をいふ、東西六海里許。内灣は更に二分し、東支は斗南灣にして、野邊地に至りて、極まり、西支は青森に極まる。

嘉永中東北遊日記云、發上月、出平館、平館有砲臺、砲門七箇、而不常架砲、此與南部九艘泊隔海相對、間僅三里耳、而内更有大海灣、此尤其要阨之處、臺位已得其所、而臺制亦頗佳、四年前夷舶一隻來于此、距陸里許下錨、日放舢舨一隻、乘五六人上陸、夜則還舶、如此者凡三日矣、

丸屋形嶽（マルヤカヤ）　平館の西嶺にして、標高七百七十餘米、東天の恐山（斗南半島）に對し、平館海峽の西門柱に喻ふべし。

鷹野崎（タカノ）　一本木村毋衣月濱と、平館村石埼濱の分堺にして、岩崖角なり、三厩灣は、此角を以て其東限とす。

（砂森）鷹野崎の東西、砂森（スナモリ）、奥平部、歌、幌月、小泊（オトマリ）、山崎等は、近世まで蝦夷の遺種居れり。寛文中、津輕家領分狹の覺書に、四十二戸散在の村里名、及び戸主名を錄し、うた村傳藏、ほこの崎村長次郎、五所塚村二軒、砂森村ハンチョ外五軒、奥平部村二軒、ほろつき村イカホイ、小泊村イソタイン外三軒、山崎村イツミ、などいへり。其子孫は、爾後全く習性を易へて邦人に混したるにや、又は消滅したるにや、近年は其説をきかず。

（幌月）○津輕藩史云、嘉永三年三月四日、有外國船、漂泊幌月鷹野岬、三厩將士備之。○東遊雜記云、毋衣月は、世に津輕の舍利石と稱する奇石の出る地なり、此地を土人舍利濱（シヤリハマ）と云ふなり、其石のうつくしき事、伊勢眞珠を見るが如く、光りわたりてすき通る事、水晶よりも明かなり、土人舍利の母石と稱するものを見るに、小き舍利を限りもなく孕みてあり、母石は海底にある故、易くは得難し、舍利に大なるはなし、稀に大豆位なるもあれど、大きくなれば壘りて光澤し。

（舍利濱）

三厩灣（ミウマヤ）　津輕海峽内の一港灣にして、北に向ひ露開すれど、猶一泊所に推さる。字鐵埼を西角とし、鷹野埼を東角とし、岸には一本木、今別、三厩等の村里あり。

水路志云、龍飛埼と（其東方約九海里半）鷹野埼との間、三厩邑の對面、距濱約半海里、水深八尋の所に錨地あり、津輕海峽中、函館につぐ最好錨地なり、薪木甚おほし。

一本木（イツポンギ）　今、一本木村といひ、今別の東北に隣る、其海汀に舍利濱の名あり。一に毋衣月といひ、瑪瑙石を出すを以て名あり、其汀長二町許にすきず。

一統志云、今別石、幌月石は、希代の美玉なり、三才圖會に、保呂豆木とあるも是なり、卽瑪瑙なり。

今別（イマベツ）　今、今別村、大川平（オカタラ）を合す、三厩灣の中央にあたり、津輕海峽に對し、遙北に渡島の山を望む。蟹田より山道を經て凡七里、平館（海道）を經て凡九里。又、今泉、中里（北津邊）への山道あり、兩山道、大川平（オカタラ）にて分合す、今別の南一里餘の山中なり。

（今淵）東山志云、今別村八幡宮棟札「今淵郡内郷、八幡宮建立、

大檀那平氏女立願砌、當願北畠李部尚書源朝臣具運卿、龍集永祿三年庚申八月放生會。

（大川平）

（師用算）

（具運卿、波岡を合考すべし）○南部士譜、今淵將監、本苗佐々木なり、津輕今淵村に住し、外濱牛九郎といへり、後信直公に仕ふ。○郡中名字に「北濱東風留、今淵」云々と載せ、舊事記に、夷綱不知夷（フチシラズ）、兩翼突、今淵」云々と載せ、兩翼突にホロツキとさしたり。東にオコタラとさし、兩翼突に、風留は、毋衣月の大泊の一名歟。寛文中の蝦夷遺種の交名に「小泊村イツタイン外三軒、山崎村イツミ、松崎村シウラケ外八軒」また「綱不知村ゼモン、おかたら村五軒」云々、オコタラおかたらへ、共に今の大川平に外ならず。

東遊雜記云、今別濱は五十軒許の町なれど、家作も大抵にして、船入あり、百石積位の船七八艘も見えたり。

三厩（ミウマ）　今、三厩村といひ、增川（フナイリ）、宇鐵を合す。村里は、三厩灣の西偏に在りて、今別より一里半を隔てたり。維新以前、松前稻立の渡航は、專此を以て要津と爲したり。一變以來は、唯薪木を舶送するのみ。又、海峽航走の艇船の、時々過泊を爲すを見る。函館三十五哩、福山（舊松前城）下二十哩。

郡中名字に、今淵、清川、澤内、三吉（サンヨシ）といひ、三厩の名なし、澤内とあるがそれにあたる歟。清川は增川の譌歟、三吉は今の算用師（サンヨウシ）なり。又、寛文中の狄四十二戸の交名に、

松崎シウラケ外八軒、ロクチヨマ村二軒、藤島村一軒、釜之澤村マコライン外二軒、宇鐵村四郎二郎藤藏（二軒）、タツヒ村ケンヒシ（一軒）（一統史）

と載す。六町間、藤島、釜之澤は、共に三厩と宇鐵の間に其名のこる。松崎村知れず、三厩今別の邊の大部落なりしと悟らる。

可足記、十三左衛門尉の二代秀元が時、九郎判官義經の身代には、一家の内杉目太郎行信いたし候て、判官は津輕へ來り、十三の檀林寺にさし置れ候、泰衡亡て、其郎等由利廣常判官の旗を擧て、伊逢の大木戸にて戰申候、此隙に判官海上を廻り、伊豆筥根に至り、鎌倉を襲はんと出陣の處に、廣常、南部華山（今の氣仙）のもの共の爲に、軍敗候て、外濱へ落來候、判官は三厩より出船候て、逢火（今の龍濱）の汐に排り、難船に及候、廣常は被召捕鎌倉にて被誅候、判官は狄ヶ島へ漂着後、金の國へ渡候由、其渡候處をオカムイと申候、判官子孫、金國にて在護衛源義澄と申候由承候、右合戰の節、二代秀元御討死に候。○一統志云、三馬屋は松前への津なり、鎌倉實記、義經勳功記等の書に、義經此より夷島へ渡れりとありて、一名を立野と稱ふといへど、是等の諸説未詳。○延寶の可足記に、義經のものかたりを載せしは、其荒誕不信の程、以て本書の價値を定むべし。元祿の一統志に、かゝる浮説に聞く所なかりしは、猶著者の採持を卜するに足る。

終北錄云、文化五年三月二十九日、至三厩、九舟鳴鼓吹蠣、以次解發、一奇巖側立當麓口、巖有三窩、大各容數人、俗傳源判官繫馬處、港名取此、判官入海之事、民至今稱之、甚至妄人僞撰其傳、託金史別本、以實其事、源白石嘗已辨其妄、自古死而可憐、若高倉王豐石府、及唐駱賓王明建文帝等、人以爲挺身逃逸不死者多矣、不獨判官也、自此至松前洋中、有三險、曰龍飛、曰中潮、曰白

神、潮水皆自西北來、横於洋中數十里、俗云此三潮之險、險過阿波之鳴門、客舟至此遭害者、前後不少、蓋天之所以域華夷者也、是日適風徐潮恬、不似平日險艱、然尚振撼搖蕩、舟中之人爲之吐眩顚仆、不能自持者十八九矣。

増川嶽（マスカワ）　又、三厩嶽といふ、その南嶺にして、標高七百三十米。山脈は、北西に走りて龍飛岬に盡く、又、西に別脈を起して、西濱の小泊埼に連亙す。

宇鐵（ウテク）　今、三厩村の大字にて、其西北一里半、更に二里にして龍飛に至るべし。

小山内氏津輕考云、外の濱にも、慶長の頃までは、所々に眞の毛人の住居あり、已に寶暦中までも、宇鐵に蝦夷の種あり、耳に金鐶を下げ、國守の入部には、松原へ出て目見をする例なりしが、其後月代をそらせ、正民の姿になりしこと、皆人のしる處なり、津輕一統志にも、宇鐵の四郎三郎犬など云名見へたり。○藩史云、寶暦六年、蝦夷遺種在北濱宇鐵村者、前是不許與他村民通婚、至此與常人相同。○松陰東北遊日記云、龍飛崎之近地、有五村、曰上宇鐵、本宇鐵、釜澤、六十間、筆島、尸數共六十許、其人物舊係蝦夷人種、今則與平民無異、夫夷亦人耳、教而化之、千島唐太亦可以爲王民也、而奸商之待夷人、則蓋以人禽之間云、噫可惜哉。

津輕信政傳云、(寛文九年古簡)、凡夷島の狄、その松前へ通路の狄三千人程有之、此度蜂起仕候狄も、右の内にて候へ共、人數は聢と知れ不申、總島中には二萬餘も可有之趣、又、狄の致所持兵具は、弓毒箭太刀等にて、具足は木にて拵へ、糸にてつなぎ候、十一月、蝦夷一件落着、十年五月、牧只右衛門秋元六左衛門を大將として、附屬三十餘人、上下蝦夷地へ爲探索被差遣、外が濱宇鐵の蝦夷數人を通譯として被差添、二十一日三馬屋（ミウマヤ）出帆、南部領大間を經、下之國三石（ミツイシ）へ着船、狄大勢に出合、此方より參り候狄貳人被捕、水主なども手負候に付、此方よりも鐵砲打掛候而、狄六人打取、外に四五人手負致させ候、二十五日、牧以下鱈澤出帆、松前領太田へ着岸、夫より與市、ほろもい、おしよろ、しやこたん等探索の上、七月二十八日、鱈澤歸着、右探索始末、委曲の書付一冊、江戸御老中迄被差上候。

（三馬屋）

龍飛埼（タツヒ）　北なる岬端にして、津輕海峽西門の南角なり。一に逢比（カツヒ）、又立火（カツヒ）につくる、三厩村宇鐵の西四北、渡島の白神埼へ十哩、北洋第一の要害なり、(北緯四十一度十五分餘)。或は龍濱崎（タツハマ）といひ、天文中の郡中名宇に、宇鐵村なく、龍濱村あり。

（濱）

水路志云、龍飛埼は、津輕海峽西口の南角にして、北州(北海道)の白神埼と十哩を隔てゝ相對す、其高三八一呎、函館以西の沿岸より望むときは、小泊權現埼の下に伏して著明ならず、埼の北東約一鏈に、高さ一一七呎の一大岩島あり、帶島と曰ふ、礫沙に由て埼と連絡す。

嘉永中東北遊日記云、小泊三厩之間、斗出于前面者、爲龍飛崎、與松前白神鼻相距三里耳、而夷舶幢々往來于其間、比諸榻側容他人睡者、爲更甚、苟有士氣者、誰不爲之切齒哉、獨怪當路者漠然不省。○天和年中三千風行脚文集云、かくて「松前に渡り、夷千島へ（エゾカチシマ）」といへば、人々大きに諫めていふ、中々、此渡り口、立杙崎（タツヒ）の片汐、七里の灘は、片時も融なく、鳴門の速潮十倍の潮流なり、まして扶桑行脚の大願、鹿島立にかゝる雖渡を物せんとや、ひらに無用なり、と止めたまふ、予昔秋田に侍りし時、津輕見にさがりしに、外濱の入江、善知鳥安潟の古跡見し頃、海上悠に夷の昆布（ヒロメ）島見渡し侍るも、今の心やすめにならんかし。

（立杙崎）

津輕海峽（ツガル）　津輕、并びに斗南半島の北、渡島（北海道、一に北洲と命ぜらる）との間なる海上をいふ。其西口は、謂ふ所の日本海の門戸にして、津輕の龍飛埼と渡島の白神埼を以て之を制し、其東口は、謂ふ所の大平洋の門戸にして、斗南の大淵埼と渡島の汐首埼を以て之を制す。

（海）

尋れてもあたし心の奥の海の荒きいそ邊はよる舟もなし、(續後拾遺)

　　從人遊松前　　常磐井太政大臣

湖山

萬峰青了片帆懸、歷盡扶桑別有天、魚眼射波紅似日、仙山在目杳如煙、曾聞先聖乘槎歎、今擬東坡渡海篇、想見醉嗑々激處、桅檣落日是松前、

水路志云、津輕海峽の南側は(龍飛崎より尻矢埼に至る)、本州北岸、其北側は(白神岬より恵山岬に至る)北洲南岸に由りて成り、西南西、東北東の方向にて、長約四十海里、最狹部の幅九海里半なり、津輕海峽の海流は、其本流(俗に中潮と稱す)は、龍飛埼沖より、大一埼辨天島の北約六海里の沖を通り、恵山岬と汐首岬との間に於て、凡三節半、附近は常に激湍を見る、此海峽に於ては、二十四時毎に、濱に沿ひて唯一潮あるのみ。

津輕海峽は、日本本州と北洲を分離する鴻溝にして、其峽道の南北は、地相及び動植栖止の現象に於て頗相異す。されば南北その脈を斷ちて水を隔てしも、荒茫の世、之を人間歴史の世代に比擬すべからず。而も、近世或は說を爲して曰く「仁德帝の時、肅愼氏蝦夷を扶けて起る、帝田道大連を大將として蝦夷を討しめ給ふ、田道蝦夷を破り、肅愼氏を糠部善知鳥濱に於て討取、時に山津涙海津涙起りて、肅愼國と都加留との間海となり、糠部との間七千餘町同時に海となる、蝦夷共之を見魂を消し、甚恐懼して、永く和を乞ひて奴となる、云々」(つかるしべ、津輕舊事記)妄誕不忌といふべし。

明治四十年十月十七日第二版發行

明治廿三年三月廿一日第一冊之上發行
同　廿三年六月十八日第一冊之下發行
同　廿三年十二月廿七日第二冊之上發行
同　廿四年十二月三日第二冊之下發行
同　廿五年九月廿六日第三冊之上發行
同　廿五年十二月廿七日第三冊之下發行
明治廿六年十月十二日第四冊之上發行
同　廿六年十二月廿九日第四冊之下發行
同　廿九年六月八日第五冊之上發行
同　四十年八月十七日第五冊之下發行
同　四十年十月十三日汎論、索引發行

全四冊
正價金貳拾五圓

著作者　東京市牛込區矢來町三番地　吉田東伍

發行者　東京市神田區裏神保町九番地　合資會社冨山房　同所　合資會社冨山房社長　坂本嘉治馬

代表者　東京市京橋區築地三丁目十一番地　野村宗十郎

印刷者　東京市京橋區築地二丁目十七番地　株式會社東京築地活版製造所

印刷所

大日本地名辭書與附
著作權所有

發兌元　合資會社冨山房
電話本局一〇三六番
振替貯金口座五〇一番

（明治廿九年六月設立）

このポケット内のカードに所要事項
を御記入の上係へお渡し下さい

裁判所資料室

W290.3
Y86
1(3)

最高裁判所図書館
000129037

Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19